令和元年第4回

大崎町議会12月定例会会議録

開会 令和元年12月5日

閉会 令和元年 12 月 19 日

大崎町議会

令和元年第4回大崎町議会定例会

会 期

令和元年12月 5日(木)から

15日間

令和元年12月19日(木)まで

月 日	曜日	時 刻	本会議	委員会	摘 要
12月5日	木	1 0	第1日		会期の決定 諸般の報告 付託案件の審査報告 議案・陳情等上程
6 日	金			委員会	付託案件の審査
7 日	土				休会
8 日	目				休会
9 日	月			特別委員会	予 備
10日	火				予備
11日	水				予備
1 2 日	木	1 0	第2日		一般質問 議案・陳情等上程
1 3 日	金				予備
14日	土				休会
1 5 日	目				休会
1 6 日	月				予備
17日	火				予備
18日	水				予備
19日	木	1 0	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

令和元年第4回大崎町議会定例会会議録目次

第1	号(12月5日)	(木)	
1.	開 会		6
2.	開 議		6
3.	日程第1 会議録	署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.	日程第2 会期の	央定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
5.	日程第3 諸般の	報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
6.	日程第4 認定第	1号 平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ	
		NT	7
	諸木決算審查特別	委員長報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7.	日程第5 認定第	2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入	
		歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
8.	日程第6 認定第	3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳	
		出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
9.	日程第7 認定第	4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出	
		決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	神﨑総務厚生常任	委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
10.	日程第8 認定第	5号 平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について・・	15
11.	日程第9 議案第	38号 平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分につい	
		T	15
12.	日程第10 認定	第6号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入	
		歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	富重文教経済常任	委員長報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
13.	日程第11 議案	第39号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号) · ·	19
	東町長提案理由説	明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
	佐藤総務課長 · · · ·		19
	吉原信雄君 · · · · ·		22
	東町長 · · · · · · · ·		22
	中村農林振興課長		22
	中山美幸君 · · · · ·		22
	川添教委管理課長		22
	川添教委管理課長		22
	中山美幸君 · · · · ·		22

	藤井教育長			23
14.	日程第12	議案第40号	令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補	
			正予算 (第2号) ·····	23
	東町長提案理	里由説明 · · · · ·		23
	相星保健福祉	止課長 · · · · · · ·		24
15.	日程第13	議案第41号	令和元年度大崎町水道事業会計補正予算	
			(第2号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
	東町長提案理	里由説明 · · · · ·		24
	高田水道課長	曼		25
16.	日程第14	議案第42号	令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正	
			予算 (第1号)	26
	東町長提案理	里由説明 · · · · ·		26
	髙田水道課長	麦		26
				27
	髙田水道課長	麦		27
	稲留光晴君			27
				27
	稲留光晴君			28
	髙田水道課長	曼		28
17.	日程第15	議案第43号	大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正す	
			る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	東町長提案理	里由説明 · · · · · ·		28
	佐藤総務課長	₹		28
18.	日程第16	議案第44号	大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町	
			議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の	
			一部を改正する条例の制定について	30
	東町長提案理	里由説明 · · · · · ·		31
	佐藤総務課長	₹		31
19.	日程第17	議案第45号	大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推	
			進委員の定数を定める条例及び非常勤職員等の	
			報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正	
			する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	東町長提案理	里由説明 · · · · ·		33
	川畑農委事務	峯局長 · · · · · · · ·		33

	中山美幸	≧君・				35
	川畑農委	多事務	局長			36
	中山美幸	≅君・				36
20.	休 憩	<u> </u>				37
21.	休 憩	負・・・				37
22.	日程第1	8	議案第4	6号	大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例	
					の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	東町長揚	是案理	l由説明 · ·			38
	髙田水道	直課長				38
23.	日程第1	9	議案第4	7号	大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の	
					制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	東町長揚	是案理	自由説明 …			39
	髙田水道	直課長				39
						40
	髙田水道	直課長				41
24.	休 憩	負 · · ·				41
						41
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					41
	吉原信雄	推君・				42
25.	休 憩	息				43
26.	日程第2	0 2	議案第4	8号	大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部	
					を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
						43
	小野住民	尺環境	課長			44
27.	日程第2	2 1	議案第4	9号	大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポ	
					スター掲示場の設置に関する条例の制定につい	
						45
						45
						45
28.		_				47
29.	日程第2	2 2	陳情第2	号	「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」と	
					この家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳	
				.,	書	
30.	散	<u> </u>				48

第2号(12月12日)(木)

1.	開 議・		55
2.	日程第1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
3.	日程第2	一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	富重幸博君	<u> </u>	55
	東町長 · · ·		55
	富重幸博君	<u> </u>	56
	東町長 · · ·		56
	富重幸博君	<u> </u>	57
	東町長 · · ·		57
	富重幸博君	<u> </u>	57
	東町長 · · ·		58
	富重幸博君	랔	58
	藤井教育長		58
	富重幸博君	<u> </u>	59
	藤井教育長		59
	富重幸博君	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	藤井教育長		60
	富重幸博君	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	藤井教育長		60
	富重幸博君	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	東町長 · · ·		61
	富重幸博君	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	藤井教育長		62
	富重幸博君	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	東町長 · · ·		63
	富重幸博君	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	東町長 …		64
	佐藤総務課	果長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	富重幸博君	書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	東町長 …		64
	富重幸博君	랔	64
	東町長		65

富重幸博君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	65
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
時見建設課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
福永耕地課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	67
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	68
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
富重幸博君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	68
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
藤井教育長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
藤井教育長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	71
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
藤井教育長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	72
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
藤井教育長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
藤井教育長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
藤井教育長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
藤井教育長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
上橋企画調整課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
上橋企画調整課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77

	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	77
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 77
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	79
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	80
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	81
	上橋企画調整課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	上橋企画調整課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	上橋企画調整課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	上橋企画調整課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	82
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	83
	児玉孝德君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
4.	休 憩	83
	諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	83
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	84
	諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	84
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	85
	諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	85
	諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86
	東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86
	上橋企画調整課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86

諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	86
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	87
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	89
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	89
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	90
藤井教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
諸木悦朗君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	92
中村農林振興課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
中村農林振興課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
中村農林振興課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	94
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	95
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
時見建設課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
稲留光晴君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96

時見建設課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
福永耕地課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
福永耕地課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	97
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
福永耕地課長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	97
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
稲留光晴君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	101
髙田水道課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
中山美幸君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103

	東町長・・・・・・・・・・1	03
	中山美幸君 · · · · · · · · · 1	03
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	04
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	04
5.	休 憩 1	04
	東町長 1	05
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	05
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	05
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	06
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	06
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	07
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	07
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	08
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	08
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	09
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	09
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	09
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	10
6.	休 憩 1	10
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	10
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	10
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	11
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	11
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	11
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 1	11
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	11
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · · 1	11
7.	休 憩 1	12
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	12
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · 1	12
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・1	12
	中山美幸君 · · · · · · · · · · · · 1	12
	東町長・・・・・・・・・・・・・・・・・1	13

中山美幸君 · · · · · · · · · · · · 113
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · 114
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · 114
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中山美幸君 · · · · · · · · · · · · · · · 115
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 116
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 118
東町長 · · · · · · · · · 118
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 118
東町長 · · · · · · · · · 118
平田慎一君 · · · · · · · · · 118
東町長 · · · · · · · · · 118
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · 118
東町長119
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · 121
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · 121
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中村農林振興課長 · · · · · · · · 122
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
平田慎一君 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
東町長 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中村農林振興課長 · · · · · · · · 125

	平田慎一君	書·····	
	平田慎一君	3	
	東町長 …		
	平田慎一君		
	中村農林挑	長興課長 · · · · · ·	
	平田慎一君	書	
8.	散 会.		
第 3	号(12月	月19日) (木)	
1.	開 議・		
2.	日程第1	会議録署名議員	員の指名 · · · · · · · · 133
3.	日程第2	議案第39号	令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)133
	神﨑総務厚	厚生常任委員長	報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
4.	日程第3	議案第40号	令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正
			予算 (第2号)135
	神﨑総務厚	厚生常任委員長	報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
5.	日程第4	議案第41号	令和元年度大崎町水道事業会計補正予算
			(第 2 号) · · · · · · · 136
	富重文教経	E済常任委員長	報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
6.	日程第5	議案第42号	令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予
			算(第1号) · · · · · · 138
	富重文教紀	E済常任委員長	艰告 · · · · · · · · · · 138
7.	日程第6	議案第45号	大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進
			委員の定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬
			及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
			例の制定について・・・・・・139
8.	日程第7	議案第47号	大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制
			定について・・・・・・140
			列審査特別委員会委員長報告 · · · · · · · · · · · · · 140
	稲留光晴君	ま	
9.	日程第8	議案第49号	大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポス
			ター掲示場の設置に関する条例の制定について・・・・145
10.	日程第9	陳情第2号	「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とそ

		の縁	で族が安心し	て暮らせる	5地域生活	を求める	5陳情書	146
	神﨑総務厚生	上常任委員長報告						• 146
11.	日程第10	議案第50号	令和元年度	大崎町水道	首事業会計	補正予算	草	
			(第3号)					147
	東町長提案理由説明・・・・・・・・・・14							
	髙田水道課長	₹						148
12.	日程第11	議員派遣の件・						149
13.	日程第12	閉会中継続審査	至・調査申出	書				149
14.	閉 会…							149

第 1 号 1 2月5日(木)

令和元年第4回大崎町議会定例会会議録(第1号)

令和元年12月5日 午前10時00分開会 於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名(8番,9番)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 認定第 1号 平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

(決算審查特別委員長報告)

日程第 5 認定第 2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 6 認定第 3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 7 認定第 4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 8 認定第 5号 平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について (文教経済常任委員長報告)

日程第 9 議案第38号 平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について (文教経済常任委員長報告)

日程第10 認定第 6号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について

(文教経済常任委員長報告)

- (総) 日程第11 議案第39号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)
- (総) 日程第12 議案第40号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第2号)
- (文) 日程第13 議案第41号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)
- (文) 日程第14 議案第42号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

日程第15 議案第43号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第16 議案第44号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会 議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

(特) 日程第17 議案第45号 大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第46号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制 定について

(特) 日程第19 議案第47号 大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定 について

日程第20 議案第48号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

(特) 日程第21 議案第49号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスタ -掲示場の設置に関する条例の制定について

(総) 日程第22 陳情第 2号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 平 田 慎 一 7番 吉 原 信 雄 2番 富 重 幸 博 8番 中山美幸 児 玉 孝 德 上原正一 3番 9番 4番 稲 留 光 晴 諸木悦朗 11番 5番 神崎文男 12番 宮 本 昭 一 6番 中 倉 広 文

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名) 10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名 町 長 東 靖 弘 農林振興課長 中 村 富士夫 副 町 長 千 歳 史 郎 耕 地 課 長 福 永 敏 郎

教 育 長 藤井光興 建設課長 時 見 和 久 会計管理者 東 正 隆 農委事務局長 畑 定 浩 Ш 総務課長 一郎 水道課長 佐 藤 利 郎 髙 田 上 橋 企画調整課長 孝幸 教委管理課長 川 添 俊一郎 住民環境課長 小 野 厚 生 社会教育課長 今 吉 孝 志 税務課長 本 髙 秀 俊 保健福祉課長 相星永悟

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 下村俊郎 次長兼調査係長 宮本修一 次長兼議事係長 垣内吉郎 庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分 -----

○議長(宮本昭一君) これより、令和元年第4回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本昭一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、中山美幸君、9番、上原正一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(宮本昭一君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から12月19日まで15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(宮本昭一君) 日程第3「諸般の報告」を行います。

まず、私のほうから行います。

それでは、去る11月17日に開催されました第31回近畿大崎町会と11月13日に開催されました第63回町村議会議長全国大会に出席いたしましたので御報告申し上げます。

まず初めに、第31回近畿大崎町会が新大阪江坂東急REIホテルで開催されました。当日は、近畿大崎町会会員はじめ、鹿児島県大阪事務所ふるさと交流課長や関西鹿児島県人会総連合会副幹事長など、来賓を含めて113名の参加がありました。議会からは、私と議会事務局次長が出席をしました。総会では、西濱会長の挨拶の後、平成30年度の運営経過報告や会計報告、平成31年度の運営方針があり、それぞれ承認されました。

来賓祝辞による挨拶の中で、町政報告や議会の活動報告を行うとともに、これからも町民に開かれた議会を目指して活動していくことなどを伝えしたところであり

ます。

次に、第63回町村議会議長全国大会でございますが、この大会は全国町村議会議長会主催により、渋谷区のNHKホールにおいて開催をされました。今回は、創立70周年の記念式典と同時に開催されました。式典では、来賓祝辞として、安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長、全国町村会会長の挨拶の後、来賓として大会に御臨席されました国会議員の方々の紹介がなされました。町村議会議長全国大会では、副会長挨拶に続き、大会宣言が朗読され、満場一致で採択されました。

議事に入り、令和2年度の国の予算編成及び施策に関する要望として、東日本大 震災からの復興などの要望28件、各地区からの要望として9件が提案され、いず れも採択されました。なお、実行運動の方法として、国会議員への要望活動等を行 っていくこともあわせて採択されました。

最後に、参加者全員が起立して、地方創生の実現を目指しての「頑張ろう」コールで大会は閉会いたしました。

引き続き、NHK制作局チーフプロデューサーの井上繭子氏による「涙と笑いの舞台裏」と題して講演がありました。講演内容としては、NHKのバラエティ番組ディレクターとして、制作現場の舞台裏等の講演があったところです。

以上で報告を終わりますが、最後に、議員派遣の報告につきましては、お手元に 配付のとおりでありますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(宮本昭一君) これで、「諸般の報告」を終わります。

日程第4 認定第1号 平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(宮本昭一君) 日程第4、認定第1号「平成30年度大崎町一般会計歳入歳出 決算認定について」を議題といたします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〇決算審査特別委員長(諸木悦朗君) ただいま議題となりました認定第1号平成30 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員会の審査の経過 と結果について報告いたします。

当委員会は、去る10月16日、委員会を開会し、審査班の編制、審査期間並び に日程、審査方針を決定した後、担当課長等の出席を求め、審査した次第でありま す。

なお、審査班の編制等は次のとおりであります。班の編制及び所管事項について。第1班は、班長、神﨑文男委員、副班長、稲留光晴委員、委員として、小野光 夫委員、中山美幸委員の4名で、総務厚生常任委員会所管に関する事項を担当。第 2班は、班長、富重幸博委員、副班長、平田慎一委員、委員として、上原正一委員、吉原信雄委員、児玉孝徳委員の5名で、文教経済常任委員会所管に関する事項を担当し、歳入については委員長の私が担当いたしました。

審査期間並びに日程について、審査期間は10月16日から10月31日までの 16日間と決定しました。

審査の方針について。予算は合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が達成されたか。歳入は予算どおり適正に確保されたか。歳出は適正に執行されたか。町長の施政方針にある重点施策の成果はどうであったか。前年度決算審査特別委員会の指摘事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されたか。以上の点に留意し、審査した次第であります。

審査の概要について、軽微な事項はその都度担当課長に申し入れ、主な指摘事項 については班ごとに取りまとめ、10月31日、委員会において検討した結果、次 の事項について、委員会の意見とすることに決定いたしました。

平成30年度決算における収入済額は101億3,728万8,194円で、調定額に対する収入割合は99.0%である。収入済額を前年度と比較すると、6億9,001万2,671円の減で、増加率は6.37%の減である。これは、ふるさと納税による寄附金6億1,773万5,196円の減のほか、県支出金3億7,712万2,915円の減、町債2億6,272万4,000円の減が主なものである。しかし、ふるさと納税により寄附金の収入額は、単年度構成比で16.7%を占めており、本町の貴重な財源となっていることから、今後も引き続き努力されていかれるよう要望する。

一方、収入済額は9,307万3,872円であるが、このうち繰越明許費分が191万6,000円であるので、これを差し引いた額9,115万7,872円は、前年度と比較すると594万8,496円の増となっている。その内訳は、町税の6,123万4,000円、分担金及び負担金106万4,320円、使用料及び手数料330万9,700円、財産収入314万9,160円、貸付金等の諸収入2,240万692円である。本町独自の施策に最も寄与する財源である町税については、主に町民税等の増により対前年度8,969万9,914円増の14億4,109万1,005円の収入済額で、調定額に対し徴収率で95.2%、前年度と比較すると0.7%減となっていることからも、一層の課税客体の把握に努められるとともに、徴収率向上に向けた対策をさらに練られたい。

不納欠損額については1,123万1,518円と、昨年度より684万7,518円の増である。町税は町財政の根幹をなす重要な財源であり、住民の公平負担の原則から、安易に時効完成による不納欠損を生じさせないよう、今後もさらに努力

されたい。また、負担金や使用料等については、収入未済額が前年度より減少していたが、今後とも納入に向けた改善策に努められたい。

貸付金の奨学金返還金の収入未済額は前年度より減少しているが、未済額の圧縮 にさらに努力されたい。

また、住宅新築資金等貸付金償還金については、対策を講じられるよう要望する。

以上のことを踏まえ、重点審査事項である歳入が予算どおり適正に確保されたかについては、予算現額に対して収入済額が104.2%の収入率で、収入は確保されており、予算の執行においては影響はなかったものと判断される。

以上で、歳入における報告を終わります。

歳出については、班ごとにまとめた指摘事項の主なものとして、まず第1班の審査において、税務課所管では、委員から、滞納整理業務を税理士に委託している。本来であれば、職員が創意工夫して業務を執るべきと思うが、業務委託することで、行政にどのようなメリットがあるのかとの問いに対し、滞納整理業務では、裁判所に対する交付要求の処理、高額滞納者への接触、家宅捜査の判断などの事案に応じた相談を行っており、メリットについては、捜索などの特殊業務、職員の資質向上、公正な事務処理を行うための知識習得に役立っていると考えているとの答弁でありました。

滞納整理の窓口業務については、分納誓約などの相談業務を行うときなど、職員 によって対応が異なることがないように十分注意するよう要望する。

総務課所管では、防災協議会については、近年、異常気象による豪雨などを起因として、全国各地で水害など甚大な被害が発生している現状を踏まえ、今後の大崎町の防災の在り方について協議する重要な場となっている。住民の生命と財産を守るという観点からも、各関係機関の役割を明確にしておくなど、より具体的な協議がなされるよう努力されたい。

防火水槽ついては、設置場所によって非常に暗いところがあり、夜間の消火活動に支障を来している。消防水利の設置場所については、消火活動が円滑に行えるよう灯りを確保するなどの対策を講じられるよう要望する。

保健福祉課所管では、委員から、年々医療費が高騰しているが、医療費の削減策について、どのような取組を行っているかとの問いに対し、医療費の削減策については、保健師に対し、業務割に加えて地区割を導入し、各々の担当地区に対しては責任を持って業務に当たるよう配置している。その取組として、病気が重度化しないうちに、比較的早い段階で病院受診につながるよう、訪問指導を重点的に行っているとの答弁でありました。

住民環境課所管では、し尿メタン発酵処理事業化可能性調査については、メタン発酵のプラントは実証済であり、事業化は可能であるということである。一方、生産過程において排出される廃液については、液肥として使用でき、なおかつ、その需要があることが重要である。液肥を農地の肥料として使用することが可能かどうかというところまで含めて、事業化の可能性があるかを判断するよう要望する。

企画調整課所管では、おおすみ山の景観ポイント整備事業については、事業の中で案内板等の設置を行っているが、この四季の森は、内之浦からのロケットの打ち上げや流星群が見られる時期には大変賑わう場所である。現在の展望台に、大隅地域の観光名所の方角を示す案内板の設置ができないか検討するよう要望する。

1班からの指摘として、平成30年度の公用車における事故件数が、自損事故7件、物損事故2件で、公用車による事故が多いように思われる。公用車は公有財産であることから、職員においては、公用車を運転する場合、交通ルールを守り、注意力が散漫にならないよう注意し、事故防止に努めていただくよう要望する。また、交通事故等の抑制を目的に、全車両にドライブレコーダーを設置するなどの対策を講じられるよう要望する。

次に、2班の審査において、水道課所管では、公共下水道事業は、運営に要する 経費の不足分を一般財源からの繰出金で補っている状況であるが、平成14年度に 一部供用開始してから15年以上が経過しており、施設の更新やメンテナンスを行 わなければならない時期でもあると考えられ、それらの費用も多額になると推測さ れる。下水道事業を運営する上で必要な施設の更新やメンテナンスを実施する場合 には、計画的な実施や、施設の更新が対象となる補助事業を探していただく等、費 用圧縮のための方策を十分に検討されるよう要望する。

農林振興課所管では、魅力・体験グリーンツーリズム推進事業については、当該事業の目的は、交流人口の増加や、将来的に本町へ移住してもらうことであると考える。所期の目的が達成されるために、さらなるPR活動の充実が図られるよう要望する。

平成29年度の決算審査においては、オペレーターの養成について意見の申し入れを行ったところであるが、機械センターの在り方について、町内の農業生産法人の活用や公社化等、将来に向けた検討を重ねられ、大崎町の実情に即した方向性が見出されるよう要望する。

耕地課所管では、多面的機能支払交付金事業の各組織の運営について、担当課から、さらなる助言や指導がなされるよう要望するとともに、当該事業で取り組んでいる農道や水路等の維持管理活動の充実を図りながら、農地や関連施設が良好な状態で維持されるよう努められたい。

建設課所管では、大崎町公営住宅等長寿命化計画に基づいて町内の公営・町営住宅の建て替え及び修繕が実施される計画であるが、施設整備に当たっては、居住者のことを第一に考えながら行うべきであることから、居住者と十分な協議を行う等の負担軽減策を図りながら施設整備が進められるよう要望する。

教育委員会管理課所管では、スクールソーシャルワーカーについて、発達障害に関して専門性が高いことから、他の自治体においては専門医による診断等を導入している事例も見受けられる。予算を伴うことではあるが、このように専門的な知識を持ったスクールソーシャルワーカーを配置することで、少しでも早い段階で判断することが可能になり、その結果、先生方への負担の軽減や、保護者の発達障害に対する理解度向上につながることも期待できるため、よりよい体制づくりについて検討されるよう要望する。

社会教育課所管では、2020年かごしま国体が開催され、本町はビーチバレーボール競技の会場になっている。大会本番では、全国から、選手や、その関係者など多くの方々が来町されるので、是非この機会を活かして、大崎町を全国にPRできるよう、本番に向けて様々な検討を重ねていかれるよう要望する。

農業委員会所管では、農地利用最適化推進委員について、条例で定めた定数は20名であるが、現在は11名である。欠員が生じている状況である。当該委員の重要な業務の1つとして、担い手農家への農家の集積・集約化が挙げられ、大崎町の基幹産業である農業政策を考える上でも重要な活動を担っている。このような状況から、さらに活発な活動ができる体制づくりが図られるよう要望する。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1 号、平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと、 委員全員の意見の一致をみた次第であります。

なお、ただいま申し上げました事項については、議会の意見として町長に申し入れることが適当であると、委員会で決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、 何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第1号「平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第1号「平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」 は認定することに決定いたしました。

ここで、さらにお諮りいたします。

ただいまの委員長報告の中にあります意見については、議会の意見として町長に申し入れされたいとの要望であります。町議会議長名をもって町長に申し入れすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告の意見については、町議会議長名をもって申し入れることに決定いたしました。

- 日程第5 認定第2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について
- 日程第6 認定第3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について
- 日程第7 認定第4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- ○議長(宮本昭一君) 日程第5、認定第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第6、認定第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、認定第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました認定第2号及び認定第3号、認定第4号について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月21日に委員会を開催し、担当課長並びに担当職員の出

席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

まず、認定第2号、平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、歳入総額18億4,028万116円、歳出総額18億2,502万7,357円で、歳入歳出差引額が1,525万2,759円となり、このうち80万円を基金へ積み立てて、残り1,445万2,759円が翌年度への繰越金となっております。

委員から、通常、保険証の有効期限は1年間であるが、中には短期の保険証が発行されている場合がある。これは、どのようなときに発行するのかとの問いに対し、短期の保険証については、保険税の納付が滞った方に対して交付しており、交付の際は、分納契約書による確実に分納があったことを確認できた場合に、1カ月相当分の短期の保険証を発行している。また、以前は、資格者証を発行していた時期もあったようであるが、現在は、期限付きの短期保険証を発行して対応しているとの答弁。

また、委員から、特定健診の受診率の目標60%に対し、実質が44%となっている。特定健診の未受診者の情報を、町内のかかりつけの医療機関に通知していると思うが、これは受診率を向上させるためのものかとの問いに対し、国保の特定健診の未受診者の方の対応については、年度当初に、未受診者がかかりつけとしている町内の医療機関に出向き、レセプト情報をもとに未受診者のリストを医療機関に渡して、情報提供の協力依頼を行っている。情報提供については、患者さんの承諾のもと、特定健診の検査項目の検査を行った方については、その検査の結果の情報をいただき、特定健診を受けたリストに加え、受診率の向上につなげているとの答弁でありました。

次に、認定第3号、平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定については、歳入総額1億7,843万9,826円、歳出総額1億7,400万 2,374円で、歳入歳出差引額が443万7,452円となり、この全額が翌年度 への繰越金となっております。

特記する質疑はありませんでした。

次に、認定第4号、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 については、歳入総額19億5,188万3,778円、歳出総額18億1,310 万1,570円で、歳入歳出差引額が1億3,878万2,208円となり、この全 額が翌年度への繰越金となっております。

委員から、第7期の介護保険計画の計画期間が来年度までということであるが、 次回の介護保険計画の見直しの中で介護保険料を上げることになるのかとの問いに 対し、令和2年度に第8期の介護保険計画を策定することになる。計画の策定期間 は、令和3年度から令和5年度までの向こう3年間の計画になるが、介護保険料の 算定については、状況を考慮して、そのときに判断したいと考えているとの答弁。

また、委員から、介護保険のサービスを受けている40歳から64歳までの第2号被保険者は何人であったかとの問いに対し、平成30年度においては、要介護認定者のうち、第2号被保険者は13名であるとの答弁でありました。

以上、認定第2号、認定第3号、認定第4号について、討論を求めましたが討論 はなく、採決の結果、認定第2号、認定第3号、認定第4号については原案のとお り認定すべきものと、全員の意見の一致をみたことを報告いたします。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。認定第2号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり 認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第2号「平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認 定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第3号「平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について」は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定 することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第4号「平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認 定について」は認定することに決定いたしました。

日程第 8 認定第 5号 平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 9 議案第38号 平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について

日程第10 認定第 6号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について

○議長(宮本昭一君) 日程第8、認定第5号「平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第9、議案第38号「平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、日程第10、認定第6号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長(富重幸博君) ただいま議題となりました認定第5号、平成3 0年度大崎町水道事業会計決算認定について、及び議案第38号、平成30年度大 崎町水道事業剰余金の処分について、並びに認定第6号、平成30年度大崎町公共 下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件の文教経済常任委員会に おける審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、去る10月21日に委員会を開催し、水道課長並びに係職員の説明 を受け、審査をいたしました。

はじめに、認定第5号でありますが、平成30年度の給水収益は2億495万2,028円で、対前年比1.9%の増収となっております。

質疑に入り、石綿管の布設替えについて、これまでも年次的に実施されてきたと思うが、今後の実施計画や、いまだ布設替えされていない石綿管の延長等の把握状況について説明を求めたところ、町内には上水道と簡易水道があるが、上水道で5,007メートル、簡易水道で842メートルの石綿管が残っている。

今後の整備計画としては、まず、上水道の口径の大きな配水管 1,300メートルの布設替えを、令和2年度に先行して実施し、令和3年度以降においても、順次布設替えを計画している。また、石綿管の所在、口径等については、すべて把握しているとの答弁でありました。なお、石綿管については、他の管材料と比べて材質の強度が劣るため、耐震性の問題や、漏水が発生しやすい状況などが懸念されることから、災害対策や漏水防止の観点からも、水道事業が健全に運営できるよう考慮しながら、できるだけ早目に解消できるような整備計画を検討していただくよう、当委員会として要望いたしました。

続きまして、議案第38号でありますが、地方公営企業会計制度の新会計基準移行による平成30年度の未処分利益剰余金6億8,406万1,211円から、未処分利益変動額6億5,896万8,806円を差し引いた2,509万2,405円が実未処分利益剰余金となり、このうち2,500万円を建設改良積立金に積み立てて、残りの9万2,405円を翌年度への繰越予定額とするとのことであります。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はありませんでした。

次に、認定第6号でありますが、決算の収支状況は、歳入合計が2億1,071 万7,830円、歳出合計が2億713万3,274円で、歳入歳出差引額358万 4,556円を翌年度への繰り越しとするとのことであります。

質疑に入り、款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1維持管理費、 節13委託料のうち、大崎クリーンセンター維持管理業務委託及び下水道汚泥処理 業務委託について、競争入札なのか、それとも随意契約なのか、また、価格の決定 についてどのような方法で行っているのかとの問いに対し、まず、大崎クリーンセンター維持管理業務委託について、事業開始当初から、(株)大隅衛生志布志に委託していることから業務に精通しているということで、随意契約の方法により委託契約を締結している。価格の決定については、水道課で基本設計を行い、(株)大隅衛生志布志から徴した見積もりを精査した上で価格決定をしているということでございます。次に、下水道汚泥処理業務委託についても、随意契約により、大隅衛生企業(株)と委託契約を締結している。価格の決定については、平成30年度から、単価が1トン当たり1万500円から1万6,500円に上がっているが、家庭系の生ごみ処理の費用の単価が1トン当たり1万6,500円であることから、当該単価とあわせた形で価格の決定をしているとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し、認定第5号及び議案第38号、並びに認定第6号について、それぞれ討論・採決に入りましたが、いずれも討論はなく、採決の結果、認定第5号、平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について、及び議案第38号、平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について、並びに認定第6号、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件は、認定可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。認定第5号の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。認定第5号「平成30年度大崎町水道事業会計決算認 定について」、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。認定第5号「平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第5号「平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について」は認 定することに決定いたしました。

次に、議案第38号「平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第38号「平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について」、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、議案第38号「平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について」は 可決することに決定いたしました。

次に、認定第6号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について」、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。認定第6号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算認定について」、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとお り認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

よって、認定第6号「平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について」は認定することに決定いたしました。

日程第11 議案第39号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)

○議長(宮本昭一君) 日程第11、議案第39号「令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,972万4,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を94億9,884万2,000円にするものでござい ます。

歳出の主なものは、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金やふるさと納税促進事業に係る経費、デジタル教科書に係る経費などの増と、災害復旧工事費の減などでございます。歳入は、国庫支出金の減と寄附金の増などが主なものでございます。

よろしく審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(佐藤一郎君) 御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものにつきまして御説明させていただきますが、各費目の 節2の給料から節4の共済費までの人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与 改定、及び、これまでの実績と今後の見込みによる増減でございますので説明を省 略させていただきます。なお、人事院勧告の内容は、民間給与との月例給の差額で ある0.09%を埋めるための引き上げと、期末勤勉手当の民間支給状況を反映し て、勤勉手当を0.05月分引き上げるものが主なものでございますが、内容の詳 細につきましては、後ほど、議案第43号及び44号において御説明をさせていただ きます。

それでは、補正予算書の12ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10企画費、節19負担金、補助及び交付金は、合計で225万8,000円の増でございますが、まず、地方公共交通特別対策事業運行費補助金125万8,000円の増は、路線バスの運行に係る経費の一部を、鹿児島交通へ補助するものでございます。その下の地方創生移住支援金100万円は、東京23区から大崎町に移住し、県が運営するマッチングサイトに掲載された事業所に就業した場合の支援金で、今回は1世帯分を見込んでおります。

目15諸費、節23償還金,利子及び割引料539万1,000円の増は、町税還付金及び還付加算金506万5,000円の増が主なものでございます。

1ページ飛びまして、14ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福

祉費、目1児童福祉総務費、節20扶助費745万8,000円の増は、幼児教育・保育の無償化に伴う免除対象者の副食費及び預かり保育に係る施設型給付費の増でございます。

1ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1 農業費、目9畜産業費、節19負担金,補助及び交付金604万円は、アフリカ豚 コレラ侵入防止緊急支援事業として、養豚農家への野生動物侵入防止用の柵などを 整備することに対する補助金でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費の補正額は、合計で4億50万円でございます。このうち、主なものは、節8報償費1億2,000万円、節12役務費7,127万7,000円、節13委託料6,000万円、次の17ページをお願いいたしまして、節25積立金1億4,871万7,000円などでございますが、これらはふるさと納税促進事業に係る事業費の増でございます。目3観光費、節8報償費107万円は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅等を利用した各種スポーツ合宿の実績と今後の見込みに伴うスポーツ合宿等奨励金の増でございます。

款7土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金308万5, 000円の減は、実績見込みに伴う公共下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

18ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、 節21貸付金174万円の減は、奨学金の貸し付け実績に伴う減でございます。項 2小学校費、目1学校管理費、節11需用費113万円は、各小学校に係る燃料費 及び光熱水費でございますが、実績と今後の見込みによるものでございます。目2 教育振興費、節18備品購入費827万7,000円は、小学校の指導者用デジタ ル教科書に係るものでございます。

19ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は、7月初旬の大雨災害によるものでございますが、節13委託料90万円は、災害復旧工事に伴う登記委託料でございます。節15工事請負費5,500万円の減は、国の災害査定を受けまして、工法等が確定したことに伴う減でございます。節17公有財産購入費135万円は、工事に伴う用地費でございます。節22補償補てん及び賠償金70万円は、同じく工事に伴う立木等の補償費でございます。

20ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目2利子は、臨時 財政対策債の利率見直しに伴う利子の減でございます。

以上で歳出を終わりまして、次に歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。款1町税、項2、目1固定資産税579万3,00円の増は、太陽光等の償却資産見直しに伴う増でございます。款10地方特例交付金、項2、目1子ども・子育て支援臨時交付金186万4,000円は、消費税増税に伴う子ども・子育て支援臨時交付金でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金から、次の10ページをお願いいたしまして、款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金までは、説明欄に記載してございます事業等についての内示額や、事業実績に基づく今後の見込みにより補正をお願いするものでございます。

款 18 寄附金、項 1 寄附金、目 1 一般寄附金、節 2 ふるさと納税寄附金 4 億円は、これまでの実績と今後の見込みによりまして増額するものでございます。これは、当初の目標金額を 1 0 億円としておりましたが、納税額を 1 4 億円と見込んで補正するものでございます。

款20繰越金、項1、目1繰越金950万円は、財源の調整によるものでございます。

款21諸収入、項5、目1雑入は、合計で753万9,000円の増でございますが、子どものための教育・保育給付交付金に係る過年度分の国及び県負担金が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。款22町債、項1町債、目9災害復旧費、節2公共土木施設災害復旧費1,550万円の減は、歳出で御説明いたしました災害復旧工事費の減額に伴い、地方債額を減額するものでございます。

以上で歳入を終わりまして、次に6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。(1)追加でございますが、1つ目は、外国語指導業務委託料でございます。現在の債務負担行為期間が今年度をもって終了いたしますことから、新たに、令和2年度から4年度までの3年間で1,560万円、各年度それぞれ520万円を限度額としてお願いするものでございます。次に、スクールバス運行業務委託料、野方持留方面3路線でございます。こちらも現在の債務負担行為期間が今年度をもって終了いたしますことから、新たに、令和2年度から4年度までの3年間で6,963万円、各年度それぞれ2,321万円を限度額としてお願いするものでございます。その下のスクールバス運行業務委託料、中沖菱田方面1路線でございますが、こちらは、昨年度に債務負担行為を計上させていただいておりますが、期間が1年間でございますので、翌年度の令和2年度に891万円をお願いするものでございます。

次に、その下の第3表地方債補正でございます。(1)変更でございます。起債の目的欄の現年発生補助災害復旧事業の限度額を、補正前の5,150万円から補正

後の3,600万円に変更するものでございますが、災害復旧工事費の減額に伴う ものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はご ざいません。

以上で説明を終わりますが、21ページ以降に給与費明細書を添付してございま すので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- **〇7番(吉原信雄君)** 16ページの畜産費604万円、この件数は何件かをお願いいたします。
- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。
- **〇農林振興課長(中村富士夫君)** 件数のお尋ねでございますけれども、町内16農場 ということで把握しております。
- ○8番(中山美幸君) 18ページ、款9、目2教育振興費の中の827万7,000 円、デジタル教科書一式購入の予定でございますが、これについてお伺いいたしま すが、これの発行年月日といいましょうか、購入を予定されているんであれば、い つ発行されたものなのか。というのはですね、指導要領が2017年改訂されてお りますね。来年の3月までが移行期だと、私は認識しております。2020年度か ら、これは変更になるはずですが、そのためにお伺いしているわけですので、その 点について詳しくお知らせください。
- ○教委管理課長(川添俊一郎君) お答えいたします。

デジタル教科書につきましては、今、議員さんのほうからお話がありましたように、来年4月から、小学校分の教科書が改訂をされます。それに伴いまして、指導者用のパソコンの入れかえ、デジタル教科書の入れかえの費用とするものでございます。

以上です。

- ○議長(宮本昭一君) 管理課長、詳細にわたって説明をお願いします。
- ○教委管理課長(川添俊一郎君) この教科書につきまして、今申し上げたように、来年4月から改訂されます。それに伴います改訂された教科書、3月中にそのデータの入れかえを行う予定にしております。
- ○8番(中山美幸君) 私が聞いたのはですね、指導要領が改訂されたのが2017年なんですね。それに合致しているかどうかの確認のために発行日を聞いたわけです。発行日がそれより以前でありますと、次年度使われようとしている教育内容と合致しない部分、文科省のいっている指導要領と合致しない部分がある場合がある。

はずなんですね、それ以前につくられたとすると。だから、それを確認したかった わけです。

そこら辺は十分注意をしながらですね御購入をしていただきたいと思いますが、こういったデジタル教科書を、現在、もう使われていると思うんですが、各小学校の教職員の中で、本当にこれがうまく活用されているかどうか、ちょっと、私、そこに疑義があるんですが。現状としては、これは本当に子どもたち、児童のために実際使われているかどうか。一部の教員だけが使っていて、1年生から6年生までの教員の中で、それが活用されているかどうかというのを把握されたことがありますか。

○教育長(藤井光興君) 答弁いたします。

各学校の授業参観等まいりますけれども、ほとんどの学級で大体使っている状況です。45分の中、あるいは50分の中で、すべての時間ではございませんが、一部分の中で現在使われている状況であります。教科書につきましては、来年度が教科書が変わりますので、それに伴って、今度買いかえるわけですので、新しい教科書に合っているととらえております。

○議長(宮本昭一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第40号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長(宮本昭一君) 日程第12、議案第40号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,298万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、国保財 政安定化支援事業算定額の増加、及び前年度繰越金の減額に伴い、補正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇保健福祉課長(相星永悟君) 御説明いたします。補正予算書 7 ページをお開きください。

まず、歳出から御説明いたします。

款3国民健康保険事業費納付金、目1一般被保険者医療給付費分は、財源変更に 伴うものでございます。

款 5 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、節 1 2 役務費の 9 万 7,0 0 0 円は、被保険者に対し、医療費通知とジェネリック医薬品に関する通知を郵送いたしておりますが、実績見込みにより通信運搬費を増額するものでございます。

款6基金積立金、目1国保給付準備積立基金積立金、節25積立金7万6,00 0円の増額は、定期預金利子でございます。

以上で歳出の説明を終わりまして、次に、歳入を御説明いたします。 6 ページを お願いいたします。

款4財産収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金の7万6,000円の 増額は、基金利子の額が決定したことによるものでございます。

款5繰入金、目1一般会計繰入金、節5財政安定化支援事業繰入金の64万5, 000円は、交付申請額の決定に伴い増額するものでございます。

款6繰越金、目1前年度繰越金、節1前年度繰越金の54万8,000円の減額は、額の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第41号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(宮本昭一君) 日程第13、議案第41号「令和元年度大崎町水道事業会計補 正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の補正増ですが、収益的収入の予定額を2億2,808万7,000円に、収益的支出の予定額を2億640万3,000円に、資本的収入の予定額を736万5,000円に、資本的支出の予定額を1億5,402万7,000円とするもの

でございます。

最初に、収益的収入及び資本的収入の補正内容は、職員の子どもの出生に伴います児童手当の一般会計からの補助金の増でございます。

次に、収益定支出及び資本的支出の主な補正内容につきましても、職員の子ども の出生に伴う手当の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇水道課長(高田利郎君) それでは、御説明申し上げます。

今回の補正は、職員2名の扶養の増に伴います収入と支出の補正でございます。 1ページをお願いします。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益を、3万円増額いたしまして1,701万9,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を3万円増額し1億9,395万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款資本的収入、第2項補助金、6万円を増額し、406万5,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を6万円増額し、1億2,82 3万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、10ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入でございます。目2補助金3万円の増は、扶養の増に伴います児童手当の増でございます。支出の目3総係費3万円の増は、同じく、児童手当の増でございます。

11ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。目1補助金6万円の増は、扶養の増に伴います児童手当の増でございます。支出の目1建設改良事業費6万円の増は、同じく、児童手当の増でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

〇議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

日程第 1 4 議案第 4 2 号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

〇議長(宮本昭一君) 日程第14、議案第42号「令和元年度大崎町公共下水道事業 特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出 それぞれ101万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,544万 6,000円にするものでございます。

歳出は、維持管理費のうち、下水汚泥処理用薬品及び電気料の不足見込額分に係る費用が主なものでございます。

歳入は、受益者負担金及び前年度繰越金を財源に繰り入れ充当するもの、及び財源調整のための一般会計繰入金の減でございます。

債務負担行為は、公共下水道事業も令和5年度までに公営企業会計を適用する必要があるため、地方公営企業法適用支援業務委託について、4年間にわたる複数年度の契約を締結する費用でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長(高田利郎君) それでは、大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。 第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101万4, 000円を追加し、それぞれ1億9,544万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、8ページをお願いします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費15万6,000円の増は、消費税の納付見込みによりますものが主なものでございます。目2維持管理費は85万5,000円の増でございますが、需用費と使用料及び賃借料のこれまでの実績と今後の見込みによるものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、前の7ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金52万5,000円の増は、受益者負担金の実績によるものでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金308万5,000円の減は、次の款5繰越金の確定により一般会計からの繰入金の減でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金357万4,000円の増は、前年度繰越

金の確定によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。大崎町公共下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託を、令和2年度から5年度までの4年間行い、令和6年度から地方公営企業法の適用を目指すものでございます。この法適用につきましては、平成31年1月25日付総務大臣名及び総務省自治財政局長名により、公営企業会計の適用のさらなる推進についての通知がございました。その中に、人口3万人未満の市区町村については、重点事業について集中取組期間内にできる限り移行することが必要であり、遅くとも拡大集中期間、これが令和元年から5年でございますが、この期間に移行することが必要であること、となっておりますので、令和6年度から地方公営企業法の適用を目指すものでございます。

法適用支援業務委託の内容につきましては、1、法適化基本方針策定、2、固定 資産台帳の整備、3、法適用以降事務手続の支援、4、公営企業会計システム運用 の支援の大きく4項目に分類されます。この4年間を振り分けて委託するものでご ざいます。限度額は、総額3,777万6,000円で、各年度の委託料につきまし ては表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

- **○議長(宮本昭一君)** これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 若干お伺いしますが、公営企業法の適用を受けて公会計とする ということなんですが、水道事業についてはもう既になされていると思うんです が、それを参考に、職員の間でこれはできなかったんですか。
- **〇水道課長(高田利郎君)** 御指摘のとおり、水道事業につきましては、公営企業会計 の適用を最初からして運営をしております。

まず、公共下水道事業につきましては、資産の管理、これが第一の必要になってまいります。固定資産台帳の整備というものが大きな負担となるわけですけれども、これにつきましては資産整備が台帳として、何年度に実際施工して、何年度経過して、資産価値としてどれぐらい、1つの財産についてあるというような資産の整備が現在できておりません。これを、まず作成して、今度はそれをもとに委託の使用状況ですとかそういったものの支援等について委託する必要がございますので、今回お願いするものでございます。

- ○議長(宮本昭一君) ほかにありませんか。
- ○4番(稲留光晴君) 同じくですね地方公営企業適用の件ですが、どこに委託を、4 項目ということでしたが、ちょっとそこ辺を詳しく説明をお願いします。
- 〇水道課長(高田利郎君) 委託の業者につきましては、まだ決定はしておりませんの

で、一般公募で、業者等も決まっておりませんので、その選定委員会をしっかり準備をして、その中で委託の方法ですとかそういったところまで、今後決めていかないといけない状況でございます。

- **〇4番(稲留光晴君)** 金額もわかっていないのに3,700万円という金額ですね、 限度額が3,700万円というのが出るんですかね。
- **〇水道課長(高田利郎君)** この限度額につきましては、大まかな、今まで実施されて おります事業体を参考にしましたり、あと、見積もりそういったものを参考にお願 いしております。
- ○議長(宮本昭一君) ほかにありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第43号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第15、議案第43号「大崎町職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する 法律に基づき、住居手当及び一般職の職員の給料表、勤勉手当の支給率の改定を行 うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでご ざいます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(佐藤一郎君) 御説明いたします。

本案は、人事院が国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し行った勧告に伴い、国おいて給与法が改正されたことを受けて、本町においても、この勧告に基づき 大崎町職員の給与月額等の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例の一部 を改正するものでございます。

お手元の資料の新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与について定めてあります大崎町職員の給与に関する条例でございますが、右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインを引いてある部分が改正部分でございます。

次に、3ページをお願いいたします。3ページから6ページまでは、行政職給料表の改定でございますが、新旧対照表の現行欄の額から改正案の額に改定するものでございます。改定率につきましては、平均で0.1%の引き上げとなっておりますが、具体的には、初任給を2,000円引き上げるとともに、若年層の俸給月額について引き上げの改定となっているところでございます。なお、改正後の勤勉手当及び給料表につきましては、平成31年4月1日に遡及して適用するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第2条関係でございます。第8条の2は、住居手当についての規定でございますが、住居手当の額について、手当の支給対象となる家賃額の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」へ4,000円 引き上げるとともに、その原資を用いて手当額の上限を「2万7,000円」から「2万8,000円」へ1,000円の引き上げを行うものでございます。また、手当額が2,000円を超えて減額となる職員については、1年間所要の経過措置が適用される旨を規定しております。なお、改正後の住居手当につきましては、令和2年4月1日を施行日としております。

次に、第17条は、勤勉手当についての規定でございますが、先ほどの第1条関係で御説明いたしました改正後の勤勉手当では、6月期と12月期の勤勉手当の支給率が異なることから、令和2年4月1日以降の支給率を平準化するための改定でございます。改正後の支給率は、6月期及び12月期ともに、再任用職員以外の職員につきましては100分の95、管理職につきましては100分の115となっております。

ここで、議案書の5ページを御覧いただきたいと思います。下のほうにございます附則でございます。附則の第1条で、この条例の施行日は公布の日としておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、改正案の各事項についての施行日適用日

についても規定しております。附則の第2条は、既に支給された給与を内払と見な すことについての規定でございます。

次に、6ページをお願いいたします。附則第3条関係は、来年度以降の住居手当について、減額幅が2,000円を超える場合の経過措置についての規定でございます。附則第4条は、規則委任でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(**宮本昭一君**) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第43号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 議案第 4 4 号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員 の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第20、議案第45号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び町議会議員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇総務課長(佐藤一郎君) 御説明いたします。

本案は、人事院が一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の 給与改定を、国会及び内閣に対して行った勧告について、国における給与法等の改正 を受けて、本町においても勧告どおり、町長等の特別職に係る期末手当の支給率を 引き上げるものでございます。

お手元の新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。第1条関係は、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部改正でございます。これは、町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインが引いてある箇所が改正部分でございます。第2条第5項は、期末手当の支給率についての規定でございますが、特別職の期末手当の支給率の改定を行うもので、0.05月分引き上げるものでございます。12月に支給する場合の支給率を、新旧対照表の現行欄にございます「100分の167.5」を、改正案の欄にございます「100分の172.5」に改めるものでございます。なお、この規定は、平成31年4月1日から適用することを附則で規定しております。

次に、第2条関係でございます。1ページから2ページにかけて御覧ください。 同じく、町長、副町長、教育長の給与等に関する条例の一部改正でございますが、 令和2年4月1日以降の期末手当については、6月と12月の支給率が、同じ100 分の170と均等となるよう改正するものでございます。なお、この規定は、令和 2年4月1日から施行する旨を規則で規定しております。

2ページをお願いいたします。第3条関係は、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。第5条第2項は、期末手当の支給率についての規定でございますが、これも、町長等と同じく、期末手当の支給率を、12月に支給する場合にあっては「100分の167.5」から「100分の172.5」に改めるものでございます。この規定につきましても、平成31年4月1日から適用することとしております。

次に、第4条関係でございます。 2ページから 3ページにかけて御覧いただきたいと思います。同じく、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、令和 2年4月1日以降の期末手当につきましては、町長等と同様に、6月と12月の支給率が、同じ100分の170と均等となるよう改正するものでございます。 なお、この規定は、令和 2年4月1日から施行する旨を附則で規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第44号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第 1 7 議案第 4 5 号 大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議長(宮本昭一君) 日程第17、議案第45号「大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正し、大崎町農業委員会の委員の定数を13人から11人に、農地利用最適化推進委員の定数を20人から11人に、それぞれ減ずるものであります。あわせまして、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正して、農地利用最適化推進委員の報酬につきまして、日額5,050円を月額4万円とするものでございます。また、農地利用最適化に取り組んだ成果に応じて、国から支払われる農地利用最適化交付金の上乗せ額を加算して支払うため、別表に定める報酬額の欄に、このことを明記するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農委事務局長(川畑定浩君) それでは、御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条の農業委員の定数を「13人」から「11人」に、同じく、第3条の推進委員の定数を「20人」から「11人」に、それぞれ減ずるものであります。

定数減の根拠といたしましては、次のような要因がございますので御説明申し上げます。さきの農業委員会法の改正によりまして、農業委員会の新たな業務としまして農地利用最適化の推進が加わり、本町におきましても、新制度のもと、農地利用最適化推進委員を新たに委嘱し、これをスタートしたところであります。

農地利用最適化推進の中でも最も重要な柱が、担い手農家への農地の集積・集約化であります。国においては、将来的に担い手へすべての農地の80%を集積することを目標に、平成26年度から農地中間管理事業を立ち上げました。当該事業は、当初5カ年の予定でスタートいたしましたが、集積が思うように進んでいないことから、平成31年度以降も事業を継続していくことになりました。事業の継続に当たり、農地中間管理法の一部改正が行われております。この改正で、農地中間管理事業の1丁目1番地であります人・農地プランを強力に推進していくこと、そして、その中で、農地利用の最適化を使命とする農業委員が、地域農業の未来を描く設計図であります人・農地プランの推進につき必要な協力を行っていく、ということが明記されました。

現在、農業委員会の業務としましては、従前から行っております農地の権利移動や農地転用の申請に基づく現地調査及び総会での審議、あるいは農地のあっせんといった、農地法に基づく固有の業務と、農地利用最適化推進の業務とがあります。本町におきましては、前者の業務量は、どちらかといいますと減少傾向にあり、その分、後者の業務量の占める割合が急増してきているというのが現状であります。あわせて、農地中間管理法の改正もありまして、当該業務の推進に向けた新たな体制を構築することが必要となってまいりました。このような状況にかんがみ、農業委員の定数については、現行の13を、2名減じて11人とするものであります。

また、農村における急激な高齢化の進行に対する対策が喫緊の課題となっておりますことから、農地利用最適化の推進については、全国的には農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって取り組むことで功を奏しているところが多いと聞いております。本町におきましても、農地利用最適化の推進については、農業委員と農地利用最適化推進委員がペアを組み、これを推進していくことで最もその効果を上げることができるのではないかと考えます。

そこで、農地利用最適化推進委員については、現行の20人を9人減じて、農業委員と同数の11人とするものであります。定数そのものは減ずることになりますが、農地利用最適化推進委員の皆様には業務量の大幅増を考えておりまして、農業委員と同程度の業務量を担っていただきたいと考えております。そのことで、これまで以上の成果を上げることができるのではないかと考えます。

これを受けまして、農地利用最適化推進委員の報酬につきましては、農業委員の報酬に準じた額ということで、これまでの日額5,050円を改めまして、月額4万円とするものでございます。

続きまして、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の新旧対照表をお願いいたします。農地利用最適化の推進につきましまして は、農業委員、農地利用最適化推進委員が一体となって取り組むと、先ほど御説明 申し上げましたが、この推進を行う農業委員会に対し、国から、農地利用最適化交 付金が交付されます。この交付金には、活動に対する支払いと成果に対する支払い とがあります。現在、本町におきましては、活動に対する支払いにつきましては交 付を受けておりまして、農業委員、農地利用最適化推進委員に支払う報酬の財源に 充てております。

成果に対する支払いについては、市町村でルールを定めて、委員の皆様に支払う 仕組みとなっており、これを受けるためには、そのルールを条例で定める必要があ ります。そこで、農業委員会会長、農業委員会会長職務代理、農業委員会委員、最 適化推進委員のそれぞれの月額基本額の下段に、加算額として、町長が別に定める 額を加えるものでございます。なお、加算額の支給に係る具体的な取り決めにつきましては、大崎町農業委員会の委員等の報酬の加算額の支給に関する規則を新たに作成しましたので、参考資料1を添付しておりますので、そちらのほうで御説明申し上げます。御覧いただきたいと思います。

第1条は、趣旨を定めたものでございます。第2条は、支給の対象となる活動に ついて定めたものであります。第3条は、加算報酬の財源について定めたもので す。

第4条は、加算報酬の額を具体的に定めたものです。第1項では、交付金の額の 2分の1は、委員等の人数で均等割にし、残り2分の1は委員等の活動の実績に応 じて、その実績が上位3分の1以内の者には3割増し、下位3分の1以内の者には 3割減、そして、そのいずれにも該当しない中間層は10分の10という形で振り 分けるというものです。第2項は、端数処理について定めたものです。

第5条は活動実績の報告を、第6条は加算報酬の支給時期を、それぞれ定めたものでございます。

次に、参考資料2を御覧いただきたいと思います。大崎町農業委員会の農地利用 最適化推進委員の選任に関する規則につきましても、今回の改正に伴いまして別表 が改正となりますので御説明申し上げます。新旧対照表を御覧ください。

農地利用最適化推進委員は、それぞれの委員が所管する地区ごとに、その活動範囲が定められておりますが、定数減に伴い、それぞれの地区の定数を減ずるものでございます。野方、立小野、持留地区は6人から3人へ、菱田、中沖地区は4人から2人へ、大崎、大丸地区は10人から6人に、それぞれ減ずるものでございます

条例案のほうに帰っていただきたいと思います。附則を御覧ください。この条例は、大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の次の任期から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- **〇議長(宮本昭一君)** これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 農業委員と同等の推進委員の減に関する条例の制定ということ でございますが、これを減にすることによってですね、今でも若干お伺いしている んです、住民の方からお話をお伺いしておりますが、非常に公共性、公平性が欠け ている部分があるんじゃないだろうかというような住民の方からの苦情もお伺いしております。そういった部分が、減することによってもっと拡大する可能性が大で あります。

また、地区指定がなされている関係上、そういったところが非常に危惧される部

分ですが、事務局長としてはそこら辺を、行政としてはそこら辺をどのような対処 を考えていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

〇農委事務局長(川畑定浩君) お答えします。

まず、定数が減ることで、公共性、あるいは公平性が保たれなくなるのではという御意見でございましたが、これにつきましては、農業委員の数につきましては2名減ということでございますが、あと、農地利用最適化推進委員につきまして、現在担っていただいております業務に対しまして、農業委員と同等の業務を今後担っていただくと考えておりますことから、これについては先ほども申しました、各地区ごとに農業委員と推進委員とペアを組んでいただきまして、それで強力に、今、御心配の部分については我々も研修等をしまして、そういうことがないように努めてまいりたいと思っております。

あと、地区指定につきましては、本町は面積が100平方キロメートル余りございますが、南北に長うございまして、北部の中山間地域から海岸沿いの平坦地までございまして、地域がそれぞれ状況と申しましょうか、事情が違いますので、定数を減らしたことによって地区割は特に問題はないと考えております。

以上でございます。

- ○8番(中山美幸君) 是非ですねそういったことが住民の間から起こらないように、特に集積、それから売買等のあっせん、そういったものについてはそういう事態が現在行われていると、実際、現実としてあるということで住民の方からの苦情も出ておりますので、十分に注意しながらやっていただけるように要望申し上げておきます。
- ○議長(宮本昭一君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、大崎町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び報酬審査特別委員会を設置し、これに付託したいと審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、大崎町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の 定数及び報酬審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたし ました。

さらにお諮りいたします。

特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でしていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、諸木悦朗君、副委員長に、5番、神﨑文男君が選任されました。

昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時から開会をいたします。

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第18 議案第46号 大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に ついて

○議長(宮本昭一君) 日程第18、議案第46号「大崎町水道事業給水条例の一部を 改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、水道法(昭和32年法律第177号)の一部が改正され、指定給水装置 工事事業者の指定の更新に関する事項を定める措置が講じられたため、大崎町水道 事業給水条例を一部改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、指定給水装置工事事業者の新規及び更新の申請に 伴う手数料の金額を定めることが主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇水道課長(髙田利郎君) それでは、大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例 の制定について御説明いたします。

現行水道法では、第25条の3に指定給水装置工事事業者の指定の基準が定めて ございますが、今回の法改正によりまして、工事を適正に行うための資質の保持 や、実態との乖離防止を図るため、第25条の3の2といたしまして、指定の更新 について定められました。

大崎町給水条例では、第9条に指定給水装置工事事業者について定めてございますが、新規及び更新時の指定の手数料について定めてございませんので、今回の水道法改正にあわせまして定めるものでございます。なお、手数料の金額につきましては、日本水道協会が発行しております指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制導入におけるガイドラインの中で示してあります金額を引用しまして研鑽をしたものでございます。

条例案の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので、対照表の1ページを 御覧ください。

改正案の中段にあります指定の手数料、第31条、「第9条第1項に規定する指 定給水装置工事事業者指定申請の手数料は、新規及び更新の申請1件につき1万円 とする」を挿入いたしまして、次の「検査手数料」以下を1条ずつ繰り下げて、第 32条から、次のページの最後の(委任)第42条とするものでございます。

以上で、新旧対照表によります条例改正の説明を終わりまして、条例案に帰っていただきまして、下にあります附則の施行期日でございますが、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第46号「大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の 制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号「大崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第47号 大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第19、議案第47号「大崎町公共下水道条例の一部を改 正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、公共下水道事業に係る下水道使用料について、平成15年3月の供用開始以降、見直しされていないことから、今後の経営状況を見据え、改定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇水道課長(高田利郎君) それでは、大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

最初に、下水道事業の現状と、改正の提案に至った理由につきまして御説明いたします。

大崎町公共下水道は、平成14年度から供用開始を行い、全体計画240ヘクタ

ールのうち、整備済面積は182へクタールでございます。この区域内の下水道接続率は、平成30年度末で対象戸数1,840戸のうち1,705戸接続しておりまして、接続率は92.6%となっております。

下水道使用料金につきましては、平成14年制定の本条例により定めてございますが、公共下水道への接続を推進するため低く抑えられており、現在まで改定はされておりません。また、公共下水道事業の経営は、原則は下水道使用料で負担し、経営を行う独立採算制が基本となりますが、一般会計からの繰り入れを行っているのが現状でございます。さらに、近年の人口減少に伴いまして、今後は下水道使用料の収入源も懸念されております。

以上のことを踏まえまして、本年8月21日に、大崎町公共下水道審議会条例に基づきまして審議会を開催いたしております。12名の委員全員の出席をいただきまして、下水道使用料単価の見直しについては検討をいただきまして、答申をいただいておるところでございます。今回は、この答申をもとに上程するものでございます。

条例案の次にございます新旧対照表で御説明いたしますので、対照表を御覧いた だきたいと思います。

改正案の第18条、使用料の額でございます。表中の基本料金、5立米までの分を「750円」に、従量料金をそれぞれ「150円」に改めるものでございます。

条例案に戻っていただきまして、附則になります。施行期日になりますが、令和3年1月1日から施行するものでございます。その下に経過措置でございますけれども、令和3年1月1日以後に算定する使用料は、別表に定めます激変緩和措置期間ごとに、使用料を算定した額に消費税及び地方消費税を加えた額とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

- ○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- ○8番(中山美幸君) 先ほど、92.6%の接続率ということと、平成14年度設置時、接続をうながすために金額を抑えていたということの発言が説明の中でございました。そして、要因として人口減少、それからいろんな経費の高騰というようなことが言われております、一般会計からの持ち出しということも言われておりましたが。審議会による答申がなされて、それをもとに値上げを考えているということであります。非常に値上げの幅が大きいですね。

以前から申し上げておりましたけれども、下水道については、あすぱると一緒で、住民に多くの負担をかけるだろうと私は何回も申し上げております。その改善策をされないままに、この金額になってくるというのは非常に合点がいきません。

まず、第1点目、審議会の審議された委員名及び審議会の議事録の公表をお願い したいと思います。

〇水道課長(高田利郎君) それは、最初に、審議会の委員名について御説明いたします。

最初に、議会のほうから、議長、それから副議長、総務厚生常任委員長、文教経済常任委員長の4名をお願いしております。学識経験者といたしまして、上仮宿集落の坂元様、それから、新地集落の郷萬様。次に、受益者代表としまして、上三文字、仮宿下、それから西迫、文化通り、宮之馬場自治公民館、西神領と、この6集落の自治公民館長様を委員としてお願いしております。

議事録については、控えがございますので後ほど公表させていただきたいと思います。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩いたします。

- ○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○8番(中山美幸君) さらにお伺いしますが、平成14年度、この事業を行われるときにですね人口減少というのは言われていたはずですよ、そういう認識がなかったんですか。非常に上げ幅が大きいんです。緩和措置はありますけれども、これで残りの方々、92.6%を除いた方々、これでまた接続がうながせるんですか。何のための下水道なんですか。この区域内の方々の100%の接続を目指していたんじゃないんですか。これを決めた時点で、今言ったようなこと、独立採算であるとか、人口減少であるとかいうことは、もう事前にわかっていたはずです。それがわからないような事業の進め方をしたんですか。これは、町長にお伺いします。

そして、汚泥の搬出についても、料金がたった1つの事業所に偏っているじゃないですか。そういうことも以前から言われているはずです、改革してほしいということは。その点について、町長にお伺いします。

○町長(東 靖弘君) 公共下水道事業については、ただいま担当課長のほうからも説明がありましたけれども、下水道区域内の高齢化とか、あるいは死亡による空き家の増加とか、公共下水道事業を開始した時点からすると、相当変わってきていると思っております。

先ほど、推進を抑えるために金額を抑えていたというところについては、若干疑 問が残るところでありますけれども、その時点でやはり審議会の中で適正に審議し ていた価格であるととらえているところであります。公共下水道の状況は、人口減少も当初の段階から見込まれていたことであるけれども、それ以上に進んでいるというのが実態ではないかなととらえております。

そこで、公共下水道区域内への民間住宅の立地、あるいは空き家等の活用とか、 そういったことに一生懸命取り組んでいる状況でありますけれども、なかなか、それをカバーするまでにはまだ現段階で至っていないということであります。

手数料の上げ幅が非常に大きいということでありましたけれども、審議会の中で もその点については十分審議していただいた上での結論だととらえておりますの で、公表を求めるということでありましたから、その分については議員の皆さん方 に公表をしていきたいと考えます。

○議長(宮本昭一君) 先ほど、中山議員より議事録の提出がありました。

提出させることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

提出方、よろしくお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

- **〇7番(吉原信雄君)** 審議委員の名簿も一緒に出してもらえればと思います。
- ○議長(宮本昭一君) ただいま吉原議員より名簿の提出がありましたので、提出させることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 提出方、よろしくお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、大崎町公共下水道条例審査特別 委員会を設置し、これに付託して、審査したいと思いますが、御異議ありません か。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、大崎町公共下水道条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定に

より、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でしていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、諸木悦朗君、副委員長に、2番、富重幸博君が選任されました。

日程第20 議案第48号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第20、議案第48号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が施行され、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治新第10号)自治省行政局振興課長から、各都道府県総務部長宛通知の一部が改正されたことに伴い、大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○住民環境課長(小野厚生君) それでは御説明いたします。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための 関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行により、印鑑登録証 明事務処理要領(昭和49年自治新第10号)自治省行政局振興課長から、各都道 府県総務部長宛通知の一部が改正され、令和元年12月14日に施行されることに 伴い、大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要が出てきたこ とから提案するものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表にアンダーラインを引いてお示ししてございます。

議案の2枚目をお開きください。はじめに、新旧対照表の1ページ右側の現行、 第2条第2項中、1行目の行末の「成年被後見人」を、改正案では「意志能力を有 しない者」に改めるものでございます。

次に、第5条第3項の現行の「記載されている」の「記載」のあとに、改正案では(法第6条第3項の規定により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む、以下同じ)をもって調整する住民票にあっては、記録、以下同じ。)を加え、改めるものでございます。

次に、その下の第6条の、次のページの上になりますが、第3項の現行の記載から後の注釈は、第5条第3項にうたわれたことから、改正案では「注釈」を除き「記載がされている」に改めるものでございます。

次に、その下の同条第8項と、その下の第12条の、次のページの第4項の現行の「記載されている」を、改正案では「記載がされている」に改めるものでございます。

次に、議案の1枚目にお戻りください。一番下になりますが、附則といたしまして、この条例につきましては、令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第48号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありません か。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第49号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第21、議案第49号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、町単独で執行される町議会議員選挙及び町長選挙において、公職選挙法 第144条の2第8項に規定されているポスター掲示場の設置に関する条例を新た に制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(佐藤一郎君) 御説明いたします。

本案は、大崎町議会議員選挙及び大崎町長選挙における選挙用ポスターの掲示場を、大崎町選挙管理委員会が設置することについて、新たに条例を制定するものでございます。

まず、第1条は趣旨でございますが、公職選挙法第144条の2第8項の規定に 基づき、ポスター掲示場を設ける旨を規定しております。 次に、第2条はポスター掲示場の設置の場所及び数についての規定でございますが、第1項では、公職選挙法第143条の第1項第5号に定めのあるポスターを掲示するための掲示場である旨を規定しております。また、第2項では、同法第144条の2第9項において定めのあるポスター掲示場の数について、投票区の地勢や交通等の事情、選挙人名簿登録者数等を考慮して、その総数を減ずることができる旨を規定しております。

次に、第3条は、選挙管理委員会の委任についての規定でございます。

附則としまして、この条例の施行日を令和2年1月1日としております。

続きまして、参考資料としてお配りをさせていただいております大崎町議会議員 及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程をお願いいたしま す。

先ほど説明させていただきました条例を補完するものでございますが、第1条は 趣旨でございます。

次に、第2条は掲示場の様式でございますが、参考資料の3ページをお願いいた します。別記様式として、設置の例とタイトルを定めております。なお、この様式 による掲示場を、当該選挙の告示日の前日までに設置することとしております。

次に、第3条第1項では、別記様式の設置の例にもございますように、候補者の数に応じて区画を設けるとともに、それぞれの区画に番号を表示することを規定しております。また、第2項では、区画番号は右上から順に、順次に一連番号で表示すること、第3項では、区画番号が、候補者の立候補届で順位の番号と同一になることを規定しております。

参考資料の1ページ目にお戻りをいただきまして、次に、第4条では、候補者が 死亡した場合や立候補の辞退・却下の場合、その候補者のポスターを速やかに撤去 する旨を規定しております。

参考資料の2ページをお願いいたします。第5条でございますが、掲示場が何らかの事由により破損した場合は、直ちに補修することと、ポスターの掲示をし直す必要がある場合は、関係候補者にその旨を通知することを規定しております。

第6条では、天災その他の事由等により、掲示板を設けることができない場合は、直ちにその旨を告示することを規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49は、大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター 掲示場の設置に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること に決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条令第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でしていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、諸木悦朗君、副委員長に、5番、神﨑文男君が選任されました。

日程第22 陳情第2号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族 が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長(宮本昭一君) 日程第22、陳情第2号「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」を議題といたします。陳情第2号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

○議長(宮本昭一君) 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。

 $-----\bigcirc--$

散会 午後1時37分

第 2 号 1 2月 (木)

令和元年第4回大崎町議会定例会会議録(第2号)

令和元年12月12日 午前10時00分開議 於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名(11番,1番)

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

 1番 平 田 慎 一
 7番 吉 原 信 雄

 2番 富 重 幸 博
 8番 中 山 美 幸

 3番 児 玉 孝 德
 9番 上 原 正 一

 4番 稲 留 光 晴
 11番 諸 木 悦 朗

 5番 神 崎 文 男
 12番 宮 本 昭 一

 6番 中 倉 広 文

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10番 小 野 光 夫

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖弘 農林振興課長 中 村 富士夫 千 歳 史 郎 耕地課長 副 町 長 福永敏郎 藤井光興 建設課長 教 育 長 時 見 和 久 会計管理者 東 農委事務局長 正隆 川畑定浩 水道課長 髙 田 利 郎 総務課長 佐藤 一郎 上橋孝幸 企画調整課長 教委管理課長 川添俊一郎 住民環境課長 小 野 厚 生 社会教育課長 今 吉 孝 志 保健福祉課長 相星永悟 税務課長本髙秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

 事務局長
 下村俊郎

 次長兼調査係長
 宮本修一

 次長兼議事係長
 垣内吉郎

開議 午前10時00分

○議長(宮本昭一君) これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本昭一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、諸木悦朗君、及び1番、平田慎一君を指名いたします。

日程第2 一般質問

- ○議長(宮本昭一君) 日程第2「一般質問」を行います。
 - 一般質問は、通告順により許可いたします。2番、富重幸博君の質問を許可します。
- **〇2番(富重幸博君)** おはようございます。最初に、今回の一般質問に当たりましては、安心・安全な地域社会づくりに向けてということで質問を進めてまいります。

質問の通告の1番目でございます。近年、新聞・マスコミ等の報道において、特に乳幼児に対するDV、いわゆる虐待被害や、児童・生徒の行方不明や、一般人の夜間の暴行被害など、SNSやラインなどのネットを介在した事件・犯罪等に関するテレビ・新聞等のマスコミ報道が非常に目につくようになってまいりました。誰しもが、日常生活の平穏を願いながら、子や孫、親や家族等の明るいあしたを信じて、地域社会とのかかわりの中で暮らしを営んでいるのではないかと思います。

しかしながら、事件・事故等の報道に接するにつけ、思いもよらない災難等により奈落の底に突き落とされるような現実に、不幸にして遭遇されるケースが後を絶ちません。これが現実社会の状況だとしても、何らかの予防策を効果的に実行していれば、あるいは未然に防げたのではないかと思うことがたびたびあります。

町民が、安心・安全な日常生活を営めるように、行政としては、防災、交通、教育、社会インフラ等の整備を適切に図っていく必要があります。これらの問題解決については、対象とする施策が、当然ながら広範多岐にわたることになりますので、この後は、通告にありますように街路灯設置の見直し実施について及び、メンテナンスフリー工事をメインとした生活環境の整備について、この2つの課題に絞り、具体的に進めてまいります。

そこで、最初に、安心・安全な地域社会づくりについて、町長の所信をお尋ねして、1回目の質問といたします。

〇町長(東 靖弘君) 安心・安全な地域社会づくりについて、町長としての所信を問

うという御質問でございます。

町民が、安全な環境で安心して生活できるまちづくりは、行政を担う者として最も重要な施策の1つであると思っております。子どもから高齢者、障害者を含むすべての町民が、住みなれた地域で、健康かつ安心して暮らせる社会や、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりなどの実現に向け、各種施策に取り組んできているところでございます。

また、近年においては、地球温暖化等の影響などもあり、台風や集中豪雨による 大規模な風水害に加えて地震や津波など、日本各地で甚大な被害を受けるような災 害が頻発しております。さらには、インターネット犯罪や高齢者を狙った嘘電話詐 欺、子どもを狙った犯罪など、都市部での出来事という観念は過去のものとなり、 本町内においても、それらに対する備えが重要となってきております。

それ以外にも、交通安全や消防に関することなど、日常生活を脅かすような各種事案にも適切に対処していかなければなりません。このようなことから、町民とともに安全・安心に関する意識を高め、防災対策や危機管理体制の充実・強化にも努めてまいりたいと考えておりますので、国や県、警察署並びに消防署、消防団などの関係する機関団体等との連携を緊密にとりつつ、各種施策に取り組んでまいりたいと思います。

〇2番(富重幸博君) 鹿屋市なんかではですね安全安心課というのもできているようです。それほど、近年の情勢というのは大変厳しいところがあるのかなと思います。町長のおっしゃるとおり、広範多岐にわたっておりますが、安心・安全な地域社会づくりといっても、その概念は確かに幅の広いものがございます。

そこで、質問の的を絞って、街路灯設置についての質問を進めてまいります。私は、過去に、もう30年ぐらい前のことでございますが、大崎町街路灯設置事業の計画実施に携わった経験がございます。

そこで、さきの事業から、相当な年数が経っております。俗に10年一昔と言いますけれども、30年も経っている、そういう年数を踏まえますと、町長として、その後、今日に至る中で、街路灯設置の現状について、どのような評価と認識を持っておられるかをお尋ねいたします。

〇町長(東 靖弘君) 街路灯設置事業につきましては、議員もよく御承知のとおり、 平成5年度に、大崎町街路灯設置基準及び同実施要項等を策定し、町内の各自治公 民館に対して意向調査を行うとともに、街路灯設置業務委託調査等を行いながら、 平成6年度から8年度までの3カ年で、町内全域に街路灯を設置いたしました。

また、平成24年度から25年度にかけましては、中学校の統合による通学路見 直しに伴い、学校関係者や保護者からの御意見を伺いながら新たに設置しておりま すが、その後も、各地域における環境等の変動などに伴い、若干の新設をしてきております。現在、町が維持管理する街路灯は603基ございますが、これらにつきましては、町内の電気事業者が年3回の定期点検を行っており、不良蛍光灯の交換や、機器を取替・修繕を随時実施し、防犯対策や通行人の安全確保に努めているところでございます。なお、各自治公民館内に設置してあります街路灯につきましては、設置当時から、それぞれの自治公民館に維持管理をお願いしているところでございます。

このようなことから、街路灯設置事業は一応完了していると認識しております。 また、これとは別に、地震等による津波発生時の避難誘導灯として、木入道・新地 線と三本松・文化通り線に、それぞれ20基ずつの計40基を整備しているところ でございます。

〇2番(富重幸博君) ただいま、どのような評価と認識ということでお伺いし、お答 えいただいたところでございます。

若干は、いろんな形で、その後の整備も進んでいるようでございますが、過去に 実施したときは、都会から子供たちが帰省するなど、ふるさとに近づくにつれてだ んだん暗くなってくる、あるいは孫などが来たときに暗がりを怖がる、また、自分 たちが健康管理で散歩をされる方がいらっしゃいますけれども、そういう方々が、 足元が不安だ、などの理由で街路灯設置の要望があったことを受けて実施された経 過がございます。

先ほど申しますように、相当な年数が経過する中で、街路灯事業について一旦は終わったということではございますが、住民の中から、再度実施してほしいというような要望は、町のほうに届いていないのか。確認のため、説明を求めます。

- ○町長(東 靖弘君) 新たな街路灯の設置につきましては、年間に数件の割合で要望がございます。その場合、原則として、先ほどの答弁の中で申し上げました街路灯設置基準等に照らし合わせて精査しまして、緊急性あるいは公益性等を考慮しながら設置の必要性を検討しておりますが、検討の結果、設置が必要であると判断した場合は、優先順位をつけて、計画的に設置しているところでございます。
- **〇2番(富重幸博君)** 緊急度、優先順位を見ながらということで説明を受けたところ でございます。

これまで、住民の皆さんからの街路灯設置に関する声を、町行政当局や自治公民館長、同僚議員でも過去に一般質問をした経過がございます。そうしますと、一定の要望があるのではなかろうかなと思っております。

私は、今回の質問に当たりまして、国道448号、220号をはじめ、県道、町 道等の一部について、午後6時頃から車で回ってみました。国道はほとんど街路灯 はなく、あっても、申し訳なさそうにわずかにぽつんと数基確認されるぐらいで、全くないという状況に近いものでした。災害時等のメインの避難路、物資補給路という面で、国道を考えますと、街路灯の設置については、道路管理者は国でありますが、道路管理者の判断以前に、せめて共同避難所となる学校や公共施設の半径数キロ以内は、現地を調査し、一定の年次的な数値目標を定めて、しっかりと整備を進めていく必要があると思いますが、町長としての認識をお示しください。

〇町長(東 靖弘君) 台風や津波など災害時の避難所に指定されている施設につきましては、外灯の設置がしてございますが、その施設までの誘導灯は整備がされていないというのが現状でございます。

また、国道や県道におきましては、一部街路灯が設置されている部分がございますが、それらは設置当時に、設置目的の基準を満たしている場所であったと思っております。

今後につきましては、まずは津波対策として避難誘導灯などの自然災害に対処するための施策を優先していきたいと考えております。

〇2番(富重幸博君) 今、お話のように、国道・県道も似たようなことでお考えだろうと思います。当然、そういう方向性は考えられますが、優先順位をいろいろ検討いただいて進めていただければと思います。

次の質問に入ります。子どもの通学が多い道路での防犯灯を兼ねた街路灯の設置についてでございます。ことし8月に発行されました大崎町教育委員会外部評価委員会による点検・評価報告によりますと、児童・生徒の安全についての現状は、車による事故、殺傷事件、家庭や学校による虐待・いじめ・暴行事件等によって、安全が保障できないほど危機的状況にある。町内の小学校では、登校道を1箇所に絞り、全児童の登校から下校までの姿を点検・確認し、一人一人に目が届くよう努力していることを評価する、とございます。そのような努力をされていることに、私としましても、大変感謝したいと思います。

これは、登下校時の確認を指していることになりますが、さきに教育委員会管理 課にお聞きしたところによりますと、学校指定の通学路はないということでござい ます。しかしながら、学校周辺からおよそ2キロぐらい、例えばですね、ある程度 まとまった形で児童・生徒が集団で登下校をしている事例があるかと思います。こ れらの、学校にある程度近い範囲での道路に関して、防犯の役目も果たす街路灯の 設置状況について、教育委員会として把握しておられるかお尋ねします。

○教育長(藤井光興君) 富重議員の御質問にお答えいたします。

小学校の児童の通学等については、毎年、年度初めに、各保護者から学校への通 学路の届け出をしていただいております。通学路として利用している道路などで、 街路灯として町が管理しているものは、中学校の統合に伴い、平成24年度から平成25年度にかけて設置された55基を含めて約600基程度あるようでございますが、委員会としては詳細については、街路灯の設置の場所等については把握しておりません。

富重議員がおっしゃるとおり、学校では、子どもたちはそれぞれ通学路が違うわけですけれども、幹線というのか、大きな通りに出るように指導しておりますので、その幹線についてはおっしゃるとおり約1キロ以内とか600メートルぐらいとかあるのは間違いありませんが、そこの状況についても、街路灯についてはしっかりとは把握しておりません。

以上です。

- ○2番(富重幸博君) 通学路としての指定はないということで、教育委員会としても細かな把握はされていないという実情ですね。中学校の生徒たちの場合も同様と考えざるを得ないことになりますが、徒歩や自転車通学のことを考えますと、菱田や野方地区など、バス通学生を含めて、この質問に関係するような防犯灯を兼ねた街路灯の設置の状況というのは把握されていないことになるわけですかね。
- **〇教育長(藤井光興君)** お答えします。

中学生の通学路につきましても、小学校と同じように、学期初めに、それぞれ通 学路については届け出をしていただいております。これは、何かあった場合の事故 等に備えての、日本スポーツ振興センターの保険関係があるものですから、一応届 け出をしてもらっております。先ほど話をしましたとおり、幹線というのか、大体 子どもたちがまとまっているところこれについては、どこを通って行くよう指導は しております。

今、大崎中学校の場合、バス通学が大体37%、約111人おります。それから、自転車通学は119人で約40%、それから徒歩通学が68人で23%となっております。あと1人は肢体不自由なものですから自家用車の登校になっておりますが、そういう状況です。先ほど出ましたとおり、統合関係のときに、確か55箇所、中沖方面とか防犯灯がないところについてはつけたと思っていますし、2年前だったか議員さんの質問で、旧大隅線の天子ヶ丘のところに設置をお願いした記憶はあります。

以上です。

○2番(富重幸博君) 今、中学校統合に備えての整備ということに触れていただいたところでございますが、これに関連しまして、児童・生徒をめぐる安心・安全な環境づくりという観点から、年間、例えば不審者情報等の提供など、教育委員会のほうで学校に行われたりしておると思いますが、件数として、昨年度でもよいです。

が、どのようなものですか。説明をお願いいたします。

〇教育長(藤井光興君) お答えします。

町内の過去3年間の不審者等の事案について報告したいと思います。平成29年度3件ありました。平成30年度が5件、それから本年度ですけれども、12月9日現在で5件となっております。これらの内訳につきましては、子どもが声をかけられる事案が3件、また具体的に質問されましたら答えますけれども、それから、じっと見られて怖さを感じた事案が2件、そのうち1件は、その後、当事者である子どもが知らない保護者が関係した事案で、事件性がないことが確認されております。

いずれにつきましても、保護者が警察署に通報し、その後、学校にも連絡しております。町教育委員会では、その都度、職員及び児童・生徒に注意喚起を行っているところです。

以上です。

- **〇2番(富重幸博君)** 実際、そういう不審者情報とかそういうものを把握して、学校 に通知をされているということでございます。
 - 一番のあれは、やはり暗がりで危険性が増すと。やっぱりそういう部分があるのではないかと思います。実際のところ、学校から帰宅後も、児童・生徒が、夕方、親子で散歩をする、買い物に行く、でも、そういうときに、低学年の児童だったりしますと、親の一瞬のすきで暗がりで何らかの、自転車とぶつかったりとか、車との事故とかあるかと思います。
 - 一例を挙げますと、馬場公民館付近から仮宿の村田組辺りまでで申しますと、学校からわずか数百メートル離れただけで街路灯がなくなります。ここは、先ほど言われました木の幹に当たる部分、その後は丸尾方面、谷迫、仮宿とかいろんな方面に子どもたちは分かれていくでしょうけれども、一番子どもたちが集中する通学道路でもございます。県道でもございますので、管理者は鹿児島県になりますが、道路の改良計画も進んでいないことから、地元から、街路灯やポール灯の設置要望を受けております。教育長も、近辺にお住まいのことと思いますが。役場や大崎小学校に近いことから、通学路指定がなくても一定の児童・生徒が頻繁に利用する幹線道路でもございますので、例えばこの部分につきまして、児童・生徒の安心・安全を守る観点から、教育長としてどのように考えておられますか、認識をお示しください。
- ○教育長(藤井光興君) まず、先ほど、町内5件のことにつきまして、時間帯ですけれども、これについてお知らせしておきます。本年度の5件につきましては、時間帯は朝7時半とか4時15分ぐらいとか3時30分ぐらいとか、大体夕方、まだ暗

くならない前の時間帯で、実際は声かけとかそういう不審者の事案は起きております。

それから、今の質問ですが、県道64号線のことだと思いますけれども、馬場上まではおっしゃるとおり、歩道がついていて、それから街路灯もついております。 道路管理者が、県道ですので県だと思います。馬場上から仮宿のほう、村田さんの辺りまでについては、道路拡幅を近いうちにすると聞いております。おっしゃるとおり、馬場上から仮宿のところまでは、私も歩いたことがありますが、歩道が1メートルもありませんよね、一方がちょっと厳しい状況で、ガードレールがあって狭い間隔ですけれども、本当、危ないなと思っておりますが、今回の道路拡幅で、多分歩道がつくんだろうと、一方だけでもつくんだろうと思っております。そのときに、できれば、街灯がつけられるのであればつけてもらえれば、明るい環境になって、子どもたちが安全に登下校ができるのかなと思っているところです。以上です。

〇2番(富重幸博君) 今、一例として県道の部分について触れましたが、道路管理者 としての県も、街路灯に関しては、県の当時の事業メニューの中から設置した経緯 があるようです。

現在、あそこを見ましても、街路灯設置部分についても、一部明かりがつかない 無灯火のものもあるようですが、馬場上から村田に至る、ここの街路灯設置に関し て、例えば予算面の調整、編成責任者として、町長としてどのようにお考えかお示 しください。

〇町長(東 靖弘君) 馬場上から村田商店までの県道なんですが、非常に歩道が悪くて、子どもも歩いて通学することがなかなか難しい。側溝の上に蓋板が乗っているだけの歩道でありますので、先に工事をした馬場上の工事の終点ですけれども、それから先のところがなかなか歩いて通ることが難しい状況があります。

それで、平成20年か21年に、県のほうに相談をいたしまして、現地にも来ていただきました。こういう状況であれば、事業は推進したほうがいいという、当時の地域振興局長の御理解のもとで測量までしていただいております。そこまで丈量図もちゃんとつくられてきているところでありますが、それから先が、なかなか事業化がなされなかったという状況であります。その理由としては、県内に途中で事業を中断したものがたくさんあって、路線を復活していくことはなかなか難しいという県の説明でもありました。当時の局長さんも2年か3年で替わられますので、引き継いだ方からの返事はそういったことでありました。毎年毎年、要望を続けてまいりました、意見交換会もやってまいりました。ようやく前向きに進むというところまでの返事になってきているところでありますので、住宅が建ったりしており

ますので、再度測量をしないといけないと思いますが、そういった状況を見て判断 をしていきたいと思います。

○2番(富重幸博君) この路線につきましては、既存の歩道のある部分についてですね、県のほうではもう街路灯設置の考えはないようですので、防災のときの重要な通行路でもございますので、これはもう要望としてですね、是非、街路灯設置を考えていただければ。私は、下校時間も確認しているんです。たくさんの子どもたちが下校で利用しております。これが、実際に下校時間なんかは子どもたちは早い時間に帰ることになるでしょうけれども、街路灯の設置は、災害を考えると、しっかり点検をいただいてということで、これは要望しておきたいと思います。

次に、実際のところ、部活動などで遅く帰る小学生なんかはいないという意見があることも事実でございます。でも、中学校になると、徒歩か、あるいは自転車等で通学する子どもたち、部活の帰りが遅くなる場合もあるかと思います。例えば、夏の時期と冬場ではかなり日没の時間が違ってまいります。これに、曇天や雨などの気象条件が加わりますと、昼間の早い段階から、生徒の帰宅をめぐる安心・安全な環境は一変することになります。

このようなことを踏まえると、教育長としては、子どもたちが多く通学する道路 の防犯灯としての街路灯の在り方について、どのように考えておられるかお示しく ださい。

〇教育長(藤井光興君) 子どもたちの安全については、本当、見届けということについて、いろんな問題が出ておりますので、私も一番心配しております。

本年度、危機管理監がつかれて青パト隊については横の連絡で、町の連絡協議会もつくっていただいて、お互い連携しながら見回りもしてもらっておりますし、月曜日は、危機管理監のほうから、3時になりましたら町民に呼びかけている面もあります。防犯灯につきましては、おっしゃるとおり道路管理者、国道であれば国が、県道であれば県が、町道であれば町が、地域の道路であれば地域の自治公民館がということなんでしょうけれども、子どもたちの防犯を考えたら、つけてもらえればありがたいとは思っているところです、そのほうが、子どもたちの安全にはなるでしょうから。部活等々で遅くなる子どもたちも実際いますので、できるだけ、部活動の時間については指導はしておりますけれども、確かに遠い子どもたちは、暗くなるときにはそういう場所を通る時間帯もあるかと思いますので、心配はしているところです。

以上です。

〇2番(富重幸博君) 今、教育長のほうからも、そのような形で遅くなるケースもあ るんだということでございます。町長としても、そのようなことを検討いただきま して、さきの中学校統合のときも街路灯の充実ということを図られておりますので、教育長のほうからありました、あれば望ましいということでもございます。そういう路線は、また点検いただいて、必要な措置を講じていただきたいと思います。これは、要望です。

次に入ります。災害等による停電時等の対応強化のためのソーラー式街路灯に関する考え方についてでございます。ことしの東日本地域におきます台風15号、19号の相次ぐ襲来は、地域にとって大きな打撃を与えたことは記憶に新しいところでございます。特に風倒木、土砂崩れ、家屋等の崩壊等による送電線網の被災による長期の停電は、人々にとって大きな苦痛と忍耐を強いることになりました。避難生活のみでなく、地域の送電網停止は、住民の皆さんの健康上もエコノミー症候群発症のおそれが増すなど、被災者全体にとって心身ともに大変な負担となってまいります。

そこで、せめてもの避難場所への誘導確保や、その後の復興にも貢献できるものとしてソーラー式街路灯の設置を進めるべきではないかと思います。東日本地域の相次ぐ台風襲来は、やっぱり我が町にも起こり得ることでございますので、本町においても、一部補助事業等の活用により整備した地区があるということで、先ほどお話いただいたところでございますが、このソーラー式街路灯設置の経過と考え方について、再度、町長としての認識をお示しください。

〇町長(東 靖弘君) 災害は、昼夜を問わず、いつ、どこで、どういった形で発生するか予測できないものが多くて、夜間に避難する必要がある場合は、日中の避難よりも時間を要するとともに、避難移動時の危険性も増すことも予想されます。

このことから、日中や夜間での避難経路の確認を行うなど、地域において避難態勢を確立していくことも重要であると考えておりますので、自主防災組織をはじめ、地域における防災力の強化を図っていただけるよう周知・啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、台風や大規模な地震等の場合には、停電時での避難移動も想定されることから、現在設置している津波避難用の誘導灯については、ソーラーLED式となっております。通常のものと比べまして、ソーラー式の場合は設置費用が高額になりますが、停電時等を考慮した場合に有効であると考えておりますので、今後、新たに設置する場合や、既設の街路灯を建てかえる場合は、ソーラー等の自然エネルギー式での設置を優先的に検討してまいりたいと考えます。

〇2番(富重幸博君) ソーラー式でということでございます。事業名、路線延長とか聞く予定にしておりましたが、ちょっと時間の都合もございますので、ここはちょっと割愛します。

でも、1基当たりの単価と申しますか、それはどんなものでしょうか。

- **〇町長(東 靖弘君)** 1基当たりの単価のことにつきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。
- ○総務課長(佐藤一郎君) ただいま御質問いただきました件についてですが、1基当たりの単価につきましては、どの程度の規格のものにするのか、あるいはどういった場所に、どのような形で設置するのかという諸条件によりまして変わってくるのではないかなと考えておりますので、一概にはこの程度ということはちょっと申し上げられないと思いますが、既に設置済の、先ほど町長から説明のありました、ソーラーLED式の実績でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成27年度に設置いたしました木入道・新地線の場合は、20基の設置で、事業費が851万4,000円でございましたので、これを計算しますと1基当たりが42万5,520円となり、平成28年度に設置いたしました三本松・文化通り線の場合は、20基で、事業費が893万1,600円でございましたので、1基当たりで割りますと44万6,580円ということでなっております。

〇2番(富重幸博君) 1基当たりになおすと、やはりかなり高額ということでございます。

関連しまして、今、ソーラー式で設置した現況について、町長としてはどのよう に評価しておられますか。

- ○町長(東 靖弘君) 国の100%補助事業でありましたので、こういった事業を導入させていただいたんですが、やはり一番懸念していることは、南海トラフの地震が発生したときに、合わせて津波が発生したときの避難路への誘導という形で非常に重要性があると認識しておりましたので、この事業を活用させていただいたところでございます。東日本大震災のときのあの津波被害というのは、本当に未曾有の災害でありましたら、それを頭に入れながら考えたときに、こういう施策は必要であると認識しております。
- **〇2番(富重幸博君)** 東日本大震災の例をとらえて、非常に大事であるということで 御認識いただいているところでございます。

それでは、次の、この質問の5番目、街路灯設置の見直しについてでございますが、これまで、安心・安全な地域社会づくりに関して、主に街路灯について、現状や設置状況、いろんな対応について、ソーラー式街路灯を含めてですね認識をお尋ねしたところでございます。

最初に申し上げましたように、被災事例はよそ事ではなく、実に、私たちの地域にとっても、今、そこにある危機として強く認識して、早目に対応していく必要があると思います。地球温暖化による猛烈な台風の襲来、今月はNHKでも「パラレ

ル東京」ということで首都直下地震のものがあったりしましたけれども、我が町にとって、今日の空き地、空き家の増加、過疎化、住宅点在の変化を踏まえると、街路灯事業を再評価し、安心・安全な地域環境の再整備、災害避難拠点等からの一定の範囲、これにつきましては、必ずソーラー式の街路灯設置が必要であるという観点から、事業実施の検討を進めるべきではないかと私は思いますが、町長としてのお考えを、再度お示しください。

○町長(東 靖弘君) 街路灯の設置につきましては、既に事業は完了しておりますが、各地域の様々な状況の変化に伴い、新たな街路灯設置の要望もございます。そういった場合には、設置基準に該当しているかを精査した上で、緊急性、公益性の高い案件につきましては、優先順位を設け、計画的に設置してきておりますので、今後も引き続き、同様の対応をしてまいりたいと考えております。

また、既設の街路灯で不必要となっている部分があれば、それらを再活用するなどの手法も取り入れながら、経費の節減にも努めてまいりたいと思います。

一方で、災害時の対応策として整備すべき部分もあると考えておりますので、災害時の避難誘導灯などにつきましては、活用できる国・県等の有利な補助事業等はないかということを含めて、検証しながら検討してまいりたいと思います。その場合には、先ほども申し上げましたように、太陽光や風力等の自然エネルギーを活用した機種を優先的に検討してまいりたいと考えております。

○2番(富重幸博君) このことにつきましては、いろいろ状況を見きわめながら、ソーラー式を含めて、地震災害、そういうことからも前向きに検討していきたいということで答弁いただいたところでございます。是非、必要な調査を進めながらですね、住民を1人も事故に遭わさないぐらいの方向で検討いただきたいと要望申し上げまして、次の質問に入ります。

次に、生活環境の整備の中の道路・水路等のメンテナンスフリー工事の今後の方 向性について、町長の所見をお伺いいたしたいと思います。

ここで、議長にお願いいたしますが、配付資料がございます、これをお配りして よろしいでしょうか。

○議長(宮本昭一君) はい。許可します。

(資料配付)

〇2番(富重幸博君) 今お配りいただいたのが、今回のメンテナンスフリー工事に係 る部分の写真でございます。

配付資料の1番目は、メンテナンスフリー工事の事例として、横内地区の排水路ですね、従前の状況と施行後の状況。メンテナンスフリー化を図ることによって、ここに立ち入る、管理をする住民の方々の危険が軽減される。メンテナンスという

のは、例えば車のメンテナンスでいけばオイルの交換とかタイミングベルトの調整 とかもろもろいろんなことが出てまいりますが、何回も繰り返されるものです。で も、この場合のメンテナンスは、ある程度、半永久的に個々に整備をしなくてもい いということになるわけですね。そのことは、また、このための維持経費がかなり 軽減されるということも言えます。そういう意味で、メンテナンス工事は、これに 携わる方々の安心・安全な中で非常に大事なことでないかと思います。

もう1つの写真の部分については、後もって要望の中で触れますので、質問のほうに入ってまいります。

町長は、平成31年度の施政方針において、メンテナンスフリー工事の必要性について言及しておられます。近年、過疎化・少子高齢化が進行し、特に農村地域としての担い手農家の高齢化は、今日、平均年齢で67.5歳まで上がってきているところでございます。来年、5年ぶりの国勢調査、農林業センサスなどが予定されておりますが、我が町の人口動向を含め、平均して少子化の影響を反映し、農業者の平均年齢は70歳を優に超えるあたりになるのではないかと想定されます。こうなると、町道をはじめ、集落道を含む農道・町道の維持管理は、かなり厳しくなってくることが想定されます。

そこで、今後の道路・水路等の維持管理の軽減を図るためのメンテナンスフリー 工事の方向性について、町長としての所見をお示しください。

○町長(東 靖弘君) これまで整備した道路・水路等の法面の伐採作業については、 一部の町道を除き集落の奉仕活動や農業者の維持作業により長年管理されてきましたが、近年、地域の高齢化や農業者人口の減少などが進行し、草刈りなどの管理が 困難になっている背景がございます。

このような現状を解消していくため、現在、必要な箇所を年次的に、メンテナンスフリー工事を実施しているところでございます。今後においても、地域の高齢化が進んでいく中、悪条件下で伐採作業が困難と思われる道路の法面の一定区間や、道路に隣接した大きな断面の排水路の法面については、慎重な作業が求められることから、コンクリートを打設し、メンテナンスフリー化を年次的に実施し、安全な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

〇2番(富重幸博君) 今、メンテナンスフリー工事の今後の方向性について、所見を お尋ねしたところでございます。

次に、2番目に入りますが、メンテナンスフリーに係る分を含めて、機械借上料等予算執行状況、実績についてでございますが、規模の大きなものは、当然、工事請負費とか、そうでない部分については機械借上料の執行になっておると思いますが、ここ3カ年間におけるメンテナンスフリーの実績についてお示しください。

- **〇町長(東 靖弘君)** メンテナンスフリーの工事に係る実績等の件につきましては、 担当課長のほうで答弁をさせていただきます。
- **〇建設課長(時見和久君)** それでは、建設課関係の実績でございます。メンテナンスフリーにつきましては、平成22年度より実施しております。過去3年間の実績は、平成28年度が12件の1,405万円、平成29年度が8件の1,399万円、平成30年度が8件の1,649万円でございます。

次に、機械借上料でございますが、道路・河川合わせて、平成28年度が34件の751万円、平成29年度が30件の857万円、平成30年度が28件の857万円ほどの実績がございます。

○耕地課長(福永敏郎君) 次に、耕地課関係でございます。過去3年間の農道・水路等の維持管理に係る機械借上料の実績については、平成28年度が43件の621万4,000円、平成29年度が35件、624万2,000円、平成30年度が36件、624万5,000円でございます。この機械借上料の実績の一部において、メンテナンスフリー等の工事を行っております。

また、本年度実績分のみですが、工事請負費で1件、196万5,000円のメンテナンスフリー工事を行ったところでございます。

以上でございます。

- ○2番(富重幸博君) このようなメンテナンスフリーに当たっては、工事請負費と機械借上料の執行がございますが、今後は機械借上料を有効に使っていく、生コン支給とセットで行うことも必要になってくると思いますが、町長として、どのように認識しておられるか、令和2年度予算編成の在り方を含めて検討を進めていく考えがあるかどうかお示しください。
- ○町長(東 靖弘君) メンテナンスフリーについては、最初の質問でありますけれども、非常に高齢化が相当進んでいると先ほどお話をしたところですが、集落内の道路清掃とか下刈りとか、人数が少ない中で雑草がどんどんどんどん生えてくる、通行が非常に不自由になるとかありまして、耕地課サイドのメンテナンスフリーについては多面的機能向上対策事業がありますので、国の補助事業、県の補助事業なんですが、そういった中で取り入れてほしいということをずっと要望をしてきております。その必要性については、十分理解しておりますので、やはり、これらのついては進めていくべきだと思っております。

また、現在も、原材料費で生コン支給とか機械借り上げとかやっておりますが、 農業農村整備事業の中で農道改良ができるような状況のない地域はありますので、 ただ、集落の人たちに出ていただくということが条件に今までもなっておりますけ れども、やはり、こういった、原材料を支給しながらの生コンとか機械借り上げと かといったものについてはフォローしていきたいと考えます。

〇2番(富重幸博君) ただいまお答えいただいたところでございますが、予算の充実 という部分で、次に質問してまいります。

我が国は、オリンピック後の2024年には、国民の3人に1人が65歳以上。この年になりますと、オリンピックの4年度ですね、昭和22年から24年までに生まれた団塊世代の人たちが、すべて75歳以上の後期高齢者の仲間入りになります。さらに、女性のほうが長寿であることから、今回の一般質問による町長答弁の一番の影響を受けていくのが、これら独り暮らしの後期高齢者のその多くが、女性ということになります。このようなことも考えまして、メンテナンスフリーの予算について、是非、充実を図っていただきたいと、そのような説明はございましたが、もう一回ですね、そこのお考えをお示しください。

○町長(東 靖弘君) 町道等に設置する道路反射鏡、いわゆるロードミラーやガードレール、道路区画線などの交通安全施設に係る整備経費につきましては、交通違反の反則金収入を原資として、県から交付される交通安全対策交付金を財源としているところでございます。

この交付金を活用して、各種の交通安全施設を整備することに当たっては、自治公民館長をはじめ、地元住民の皆様方からの要望箇所に関係する課の職員等で現地調査し、危険度や交通量など、事故防止の観点から優先順位をつけて、毎年度、予算の範囲内で整備してきているところでございます。また、御質問にありました予算の充実という点につきましては、先ほど申し上げました財源の関係もございますことから、これまでの手法を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〇2番(富重幸博君) 予算の充実ということについても、いろいろ検討をしながら進めていくということでございます。

ここで、配付資料の2枚目に若干触れたいと思います。この写真の部分は、説明のように、いずれも町道の部分です。場所については説明のとおりです。これも、メンテナンスフリー工事の一環でございますが、やはり、この斜面の部分の、これが必要かどうかとなると、私は要らないんじゃないかと。これは、ここに説明がございます、ミニバイクの方々が、高齢女性が、右でブレーキを踏んで、左で足をついたとき、そこが斜面であったら転落します。だから、こういう場合は、垂直にやはり盛っていく。農業機械も、通行車両もですねかなり大きくなっておりますので、今後のメンテナンスフリーの在り方については、ここを垂直に盛って、また、ポールやガードレール等を設置して安心・安全を図る、そういう方向も検討していただくようお願いいたします。これは、またお目通しいただきたいと思いますが。

ただ、この下のほうになりますと、やはり回生園付近の益丸・中沖線ですね、ここあたりもやっぱり転落の危険がございます。高齢者が増えるということは、道路を歩いていてふらつくとか、車椅子ごと転落とかいうものもありえます。中小路線も、ポールが立っておりますが、これも然りです。こういうことを、またいろいろ御検討いただきたいと思います。

今回は、安心・安全な地域社会づくりという観点からいろいろ申し上げてまいりました。予算とか大変厳しい状況もあるかと思いますけれども、将来、未曾有の災害に遭遇したときに、結果的に、一部の住民に人災と言われかねないほどの被害が生じないよう、貴重な生命と財産が失われることのないよう、今のうちから、災害はいつ来るか、全然予測もつかないところから、いきなり来るわけでございますので、そのような観点から十分御検討いただきますよう要望申し上げ、私の質問を終わります。

- ○議長(宮本昭一君) 3番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。
- **○3番(児玉孝徳君)** 皆さん、おはようございます。私は、さきに通告しました子ど ものSNSに対する安全対策とふるさと納税について、お尋ねいたします。

先月、大阪市の小学6年の女児が行方不明になり、栃木県で保護された事件で、 未成年者誘拐の疑いで逮捕された容疑者は、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSを通じて女児に接触し、誘い出したとされています。子どもが SNSのやりとりだけで、顔も知らない大人と会い、事件に巻き込まれるケースは 後を絶ちません。SNSの垣根の低さと危うさを感じます。

警視庁によると、昨年、SNSを通じて事件に巻き込まれた18歳未満の子どもは1,811人で、近年は小学生の被害が増えており、昨年は過去最多の55人、中学生は624人、高校生は991人。そのうち、スマホなど携帯電話でSNSを使った子どもが1,632人と、全体の9割を占めたということです。

では、どう防げばいいのでしょうか。今までは、子どもを指導するにはたまり場などの巡回で防げたのかもしれません。しかし、今では、SNSや無料通話アプリラインの普及などで、子どもたちの交流範囲は目に見えない部分が増えているため、生徒指導は難しくなっています。それでも、一人一人に向き合っていくことが重要という点は変わらないと思います。

そこで、本町の児童・生徒の携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの通信機器の使用状況についてお尋ねいたします。

まず、自分専用のものを、何人の子どもが所持しているのか。保護者などのものを借りて使用しているのは、何人いるのか。また、使用している時間はどれぐらいなのか、SNSを使用したことがあるのか、小学生、中学生について、それぞれ調

査されているのであれば、お答えください。

○教育長(藤井光興君) お答えいたします。

昨今の新聞報道にありますとおり、SNSをはじめとするネットトラブルに関しましては、昨今の重大な社会問題となっておりまして、町の教育委員会としても重くとらえております。

本町における子どもたちの携帯電話、スマートフォンの所持状況について調査しましたが、まず、スマートフォン以外の携帯電話の所持者ですが、小学生618人中59人持っております。中学校は、299人中38人持っております。また、スマートフォンを所持している子どもたちについては、小学生で65人、中学生で95人となっております。スマートフォンを含む携帯電話の所持状況ですけれども、この合計につきましては、小学校で618人中124人、20.1%、中学生で299人中133人で、所持率は44%になっております。全体での合計は、所持者は257人、所持率は28%という状況であります。

使用状況を見ますと、小学生では、オンラインゲーム、それから動画、音楽、それから何か調べものということで使っているようです。中学生は、動画、音楽が1番目で、2番目がSNS、それから3番目にオンラインゲームとなっております。また、平日の1日当たりの利用時間ですけれども、小学生は2時間以上の利用者が56人で利用者の利用率は99.1%、中学生は2時間以上の利用が66人、利用率は22%になっているようです。

このうち、ちょっと気になっているんですけれども、平日に5時間以上利用している子どもたちにつきましては、小学生で8人、中学生で7人いるのが現況です。 以上です。

○3番(児玉孝德君) 今お答えをいただきましたが、多くの子どもたちがですねスマホなどを使用しているわけです。このような状況の中では、子どものスマホを完全に禁止するということはなかなか難しいことで、仲間はずれとかですね友達の輪に加われないことですよね。最悪の場合、そのことがいじめにつながるのではないかと危惧します。

スマートフォンは、使い方を誤らなければ、とても便利なデバイスです。情報社会の現代では、必須とも言えるツールです。これだけスマホが普及して、みんなが使っているこの現代では、うまくスマホとつき合いながら生活することを考えていかないといけないと思います。だからといって、子どもの好き勝手にさせる、そういったことはですね事件に巻き込まれる危険性を伴います。さらに、スマホ依存症になり、睡眠障害、コミュニティ不足、鬱病など、子どもの人生を狂わすことになると思います。

そこで、このようなネット社会での安全対策について、学校でどのように指導されているのかお尋ねいたします、お答えください。

○教育長(藤井光興君) お答えいたします。

町の教育委員会では、平成25年7月に、子どもを守るための携帯電話・スマートフォン・通信機器等に関する指導方針を、町の校長会と話し合いまして、また、町のPTA連絡協議会、それから校外生活等連絡協議会にも同意をいただきまして、保護者向けに周知し、指導しております。

児童・生徒に、携帯電話・スマートフォン・通信機器等を所持させないことを基本方針にしています。町内ではそういう方針で、持たせないということで、平成25年には指導したところです。その理由としましては、今おっしゃったとおり、依存度が高まること、それから、外部から危険情報が入ったり、不特定多数の交友関係が瞬時にできたりするリスクが高まること、それから、いじめの手段として使われたり、家出や犯罪を誘発する事例が多くなっていること等を挙げております。そして、やむを得ず所持、使用させる際には、各保護者が責任を持つことということでお願いをしております。

そして、各家庭で十分確認する項目としましては、まず、必ずフィルタリングを 設定すること、それから学校内に持ち込まないこと、家庭内でのルールを守るこ と、危険性を確認すること、ルール違反や生活に支障が生じている場合は、保護者 の判断で解約することに留意しながら使用するように指導しております。

一方、社会が急速に変化しているのも事実であります。そこで、各学校では、外部講師を招聘してネットモラル教室や携帯スマホ安全教室などを開催し、子どもたちや保護者を対象に、ネットモラルや安全指導を行っております。また、本年度の大崎町の学校保健会では、子どもたちのネット依存の状況に詳しい心療内科医の増田彰則先生、鹿児島市ですが、を講師に迎えて、保護者を対象にした講演会を行いました。増田先生は、ネットやゲーム依存が、先ほどおっしゃったとおり、脳に与える悪影響を話された上で、「子どもたちは社会の宝である、将来への希望である。その子どもたちの脳が傷つかず、ゆっくりと健全に成熟していく環境を整えるのは家庭の役割である」と、訴えていらっしゃいました。

町の教育委員会としましては、今後も、保護者への啓発にも力を入れていきたい と思っております。

以上です。

○3番(児玉孝徳君) 今、教育長のほうから、学校では安全対策を、保護者向け、子ども向けに講演とかですね指導とか十分されているということですが、全国の学校でも、そのような指導をされていると思います。それでも事件は起きているわけで

す。むしろ、増える傾向にあります。

では、保護者を含めた、子どものSNSに対する危機意識を高めるためにはどう したらいいのか、具体的なことがございましたらお答えください。

○教育長(藤井光興君) お答えいたします。

今年度実施した、インターネット等の利用状況調査で、インターネット等を利用 して、携帯でもですが、トラブルに遭ったという子どもたちが、小学生で9人、中 学生で23人おります。

内訳を見てみますと、ネット上で悪口やうわさを書かれた、それから個人情報や写真を勝手に流されたり、悪用されたりした、それからアプリ等のグループから仲間はずれにされたり、嫌な思いをしたという回答が見られます。これらのトラブルからうかがえるように、インターネットは、利便性がある半面、危機が取り巻いている状況です。

児玉議員が質問されたように、町の教育委員会としても、子どもたちへの危機意識を高めることが大切であるととらえております。危機意識を高めるためには、子どもたちに情報モラルを身につけさせることが重要であることから、各学校に、実態把握をしながら教育内容を充実させるように指導しております。町内のすべての学校では、毎年策定する教育計画の中に、情報モラルの関する指導内容を明記し、計画に従って、各教科や特別の教科、道徳、総合的な学習の時間などで指導を取り組んでおります。

また、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、外部講師を招聘し、社会の情勢を踏まえた情報モラル教室等も行っております。さらに、計画した内容を見直すために、児童・生徒や保護者を対象に、定期的に調査を行い、実態調査を進めております。

外部講師を招いた具体例等につきましては、例えば、大崎小は、NTTドコモの 社員を呼んだり、それから、先ほど言いました、鹿児島市から心療内科医の増田先 生を呼んだり、それから菱田小もKDDIの社員を呼んだり、ネットポリスの戸高 さんを呼んだり、中沖小もNTTドコモの社員を呼んだり、持留小も同じですが、 大丸小さんも同じ、野方小さんも同じくネットポリスの戸高さんを呼んだり、大崎 中も同じように戸高さんに来ていただいたり、PTAや子どもたちには、その方々 を呼んで講演等を聞かせております。

以上です。

○3番(児玉孝徳君) 今言われたように、学校で指導をされているということで、でも、何回か指導をした、講師を呼んだ、講演会を行った、毎週、週報で呼びかけている、これだけで防げないから事件が起きているわけなんですよ。実際、小学校で

9人ですか、中学校で23人、インターネットでのトラブルがあったということで、本町でも起きているわけですから、子どもにですね本当にSNSを使ったそういうのが危険だという認識をさせないと、この犯罪が起きる可能性、いじめが起きる可能性あると思うんです。この点をどう考えているのか、再度お答えください。

〇教育長(藤井光興君) お答えします。

今までの状況等を見てみますと、町の社会教育課でもこの前は志布志警察署生活 安全課長を呼んで話を聞いたんですが、いろんな場面等で画面を見せながら状況等 の説明をしながら具体的にいろんな事例を話していらっしゃいますので、ああ、こ うしたらこうなるんだなということは、おそらく子どもたち自身は教えてもらっ て、その危機等についてはつかめているとは思っておりますが、まだまだいろんな やり方があるでしょうから、万全ではありませんけど、そういう方法があるのかな と思っております。

○3番(児玉孝德君) 子どもたちはですね危険というより、楽しいからSNSを使う、アプリを使う、そういったことが起きているわけなんですよ。

昔は考えられなかったんですけれども、5時間以上使っている子どももいるということで、本当にびっくりしたんですけど。スマホがないと、それこそ生活ができないというような依存症に、その子たちはなっているんじゃないかなと危惧するんですけど。そういった子どもたちにですね何回も呼びかけて指導していってほしいと思うんですけど、子どもがスマホを使用するよりも、楽しいということを、そういった目的をですね持たせればいいと思います。部活動や趣味、進学や、その後の自分の希望する理想の就職など具体的に目標を持たせて、SNSに依存しない環境づくりに取り組むべきだと思います。

まず、部活にですね本町の子どもたちは何人ぐらい入っているのか、数字のほう をお聞かせください。

〇教育長(藤井光興君) お答えします。

部活への加入率ということですが、大崎中の場合は、全生徒299人おりますけど、部活動に237名入っております。スポーツクラブに24人、合計で261人加入しておりまして、加入率は87.3%になっています。

各部活動では、それぞれが自主的・自発的にスポーツや文学活動に参加しておりまして、技能の向上のほか、連帯感や責任感などを学んでいると思っております。 以上です。

- ○3番(児玉孝徳君) 先ほど、5時間以上使っている子どもたちは部活とかに入っているんですかね。
- 〇教育長(藤井光興君) 先ほど言いました5時間以上については、ちょっとそこまで

は詳細には委員会としてはつかんでおりません。

○3番(児玉孝德君) その辺もですね、もし部活をやっていて、そんなに使う時間は 取れないと思うんですけど、その辺も指導をちゃんとしてほしいと思います。

ただですね、部活にかなり入っている、87.3%ということで、入っている子どもが多いんですけど、ただ、単にですね部活に入って目標を持てとかいっても、なかなか、脇目も振らずに取り組む子どもは少ないと思います。才能のある子で一生懸命やる子もいるんですけど、やはりですねその辺は保護者が、先生が、地域の人たちが何回も話をして聞かせる、そんな環境づくりをしていってほしいと思います。そしてですね、子どもたちのことを褒めてあげることが大切になると思います。

徹底してですねSNSの危険性を教える。事件があったら、その都度、どうしたらいいのかですね子供たち同士でも話し合わせる、そういった機会を設けるなどの対策をしてほしいと考えますが、どうでしょうか。

〇教育長(藤井光興君) おっしゃるとおりです。学校では、そういう指導をしておりますが、やっぱりこれは家庭の問題なのかなと思っております。

5時間という子どもたちにつきましても、部活に入っている子どもは少ないんじゃないかなと、入ってない子どもたちじゃないと計算してみても、学校から下校して5時間を考えてみたら、夜11時、12時になりますよね。そう考えたら、恐らくそのあたりについてはとらえておりませんが、そういう状況なのかなと思っております。

それから、先ほど議員がおっしゃったとおり、キャリア教育も大事なところで、 町内のすべての学校で、夢や志を持たせるとか、他者を認めて人とのかかわりを持 つとか、夢や目標に向かって努力することなどの基本目標に、毎年策定する教育計 画の中で教育内容を明記し、計画に従って、各教科や特別の教科、道徳、総合的な 学習の時間などで、そのあたりの大事さについては指導をしているところです。

キャリア教育につきましては、学校だけでなく、家庭や地域との連携も重要で、各学校では特色のある教育に取り組んでおります。特色のある活動で主に挙げられる取組につきましては、小学校では、夏休み等を利用した保護者の職場見学、それから中学校では、授業の一環として地域の職場体験学習などが行われております。また、大崎中学校では、平成30年度から、学校運営協議会が主導したコミュニティスクールの土曜授業の実施をしております。ここでは、中学生に職業体験活動をしてもらおうと、木製の椅子づくりや、介護体験教室など14の講座を開設し、講師の先生と体験活動を行ったものです。詳しくは、広報の11月号に載っておりますのでごらんいただきたいと思います。

また、町の教育委員会では、「おおらか、さわやか、きわやか」な大崎の教育を掲げて、各学校では「知・徳・体」の調和のとれた人づくりを目指した教育を推進しております。これについては、これまで述べたとおりです。

一方、調和のとれた人づくりにつきましては、学校だけではなくて、家庭の教育力も不可欠です。町の教育委員会では、町のPTA連絡協議会と連携して家庭教育力の充実を図るために、「おおらか、さわやか、きわやか」な大崎っ子を育てる「親10箇条」をつくりまして、これについてもお配りしまして啓発を図っているところです。その中の7番目に、自分の子供と将来の夢や職業、そして生き方を語りましょう、という項目もございますが、このあたりにつきまして保護者のほうで、自分の子供を見つめて、家庭で語り合ってもらえばありがたいなと思っておりまして、そのあたりの啓発についても、また今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○3番(児玉孝徳君) 是非ですね保護者に向けて啓発を行って、家庭で十分その対策 も、子どもと親と話し合って、こういった危険性があるという認識をさせていく指 導を、今後も進めていってほしいと思います。

それでは、次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。ふるさと納税とは、 高齢化や過疎化により地方自治体の税収が減ってしまい、都市部との税収に格差が できてしまったから、今は都会に住んでいても、自分を育んでくれたふるさとに、 自分の意志で幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかということか ら始まった、応援したい自治体に寄附ができる仕組みのことです。手続をすると、 税金の還付・控除が受けられるため、実質、自己負担額は2,000円のみで、さ らに返礼品として自治体から特産品や宿泊券などを貰える、とてもうれしい制度で す。今や、多くの人がふるさと納税を使っています。

ですが、税収であるべき住民税が、他の自治体に納められてしまうというデメリットもあります。しかし、多くの寄附が集まった自治体は潤うことになります。

そこで、本町のふるさと納税の5年間の寄附の実績と、基金の金額を教えてくだ さい。

〇町長(東 靖弘君) お答えいたします。

本町へのふるさと納税寄附金の過去5カ年の実績は、という御質問でございます。平成26年度が1,100万円、平成27年度が27億2,100万円、平成28年度が16億7,400万円、平成29年度が23億1,300万円、平成30年度が16億9,300万円となっております。なお、令和元年度11月末現在の収入予定額は10億7,000万円で、前年度対比以上の見込みでございます。

また、寄附金のうち、事務費用や謝礼品などの必要経費の残額を、毎年度ふるさと応援基金に積み立てておりますが、平成30年度末の基金残高は13億5,00 0万円でございます。

- ○3番(児玉孝德君) 平成26年度から比べると、平成27年度はものすごく増えていて、この年の町村の部では全国1位になった年なんですけど、ここはなぜ増えたのかということをお答えください。
- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていた だきます。
- **〇企画調整課長(上橋孝幸君)** ただいまの御質問の件についてお答えをさせていただきます。

平成27年度、27億円程度増額しておりますけれども、幾つか要因があろうかと思います。まず、1つ目は、平成27年度に、ふるさと納税の制度の改正が行われたということが挙げられます。以前までは、確定申告をしなければ税控除が受けられなかったものが、平成27年度から、確定申告をしなくても税控除が受けられるというようになったということと、もう1点は、ふるさと納税の税控除の枠が、従前より2倍に拡充されたということが挙げられるかと思います。

こういった制度改正を機に、大崎町でも、広告業務や窓口業務、それから販売業務を民間業者に委託するとともに、町内業者の協力を得て、謝礼品となる特産品の充実を図ったこと、それから、都市部へのPR戦略を行うなど積極的な寄附獲得に向けた取組を開始したことによる寄附金の増と分析をいたしております。以上です。

○3番(児玉孝德君) 今お答えをいただいたように、平成27年度は27億円ということで、非常に実績が上がっているわけです。平成30年度が16億9,000万円ということで、減ってきているんですよね。平成28年度が16億円、平成29年度は23億円ということですよね。

件数が減っているかというとですね、一番多かった平成27年度が6万3,73 1件です、昨年度が6万3,783件なんですよね。件数的には増えているけど、 実績というか寄附金額は減っているということ、これはどうしてでしょうか。

〇企画調整課長(上橋孝幸君) 議員のおっしゃるとおり、件数は近年増加傾向にあります。その分、金額が増えているかというと、必ずしもそうでない実情がございます。

これについては、先ほど申し上げましたけれども、平成27年度にふるさと納税制度が大幅に改正されました。このことを受けて、いわゆる若者世代といいましょうか、低所得者の方々も積極的にこの制度を活用するようになったということが一

番大きいのかなと考えております。

以上です。

○3番(児玉孝德君) 減ってきている要因を、今挙げられたんですけど、隣の志布志市は、平成27年度7億4,500万円、平成28年度22億4,600万円、平成29年度は30億3,900万円、平成30年度は32億7,000万円と、今年度も、昨年と同様で進んでいるということですが、増えてきているんですよ。

なぜ増えたかというとですね、聞いてみますと、PRをしっかりとやっているということです。以前ですね、ウナギのPRで全国的にちょっと問題にもなりましたが、いい宣伝にもなってですね、主にウナギのPRに力を入れて寄附が増えているということです。さらに、コールセンターでですね、できるだけ丁寧に対応しているとのことです。

先ほど、ふるさと納税のデメリットは、税収である住民税が、他の自治体に納められると言いましたが、今の状態は、多くの寄附がございますのでいいのかもしれませんが、今後ですね取組に力を入れていかないと、本来の住民税の税収より減ってしまう可能性だってあるわけです。

そこでお尋ねします。寄附金を、どのようにとらえていますか。

○町長(東 靖弘君) 寄附も、貴重な財源としてとらえております。平成27年度以降、多くの関係企業の協力のもと、全国有数となる寄附をいただくことができ、これまで厳しい財政状況の中で実施することができなかった子育で・教育分野の事業が、実現可能となり、大変ありがたい財源と思っております。

ふるさと納税は、寄附金であり、毎年安定した財源ではございませんので、年度ごとに寄附額の変動がございます。要因として、県内で比較的早い段階で特産品を謝礼品としてPRすることができた一方で、平成27年に、ふるさと納税制度の見直しがなされたことを機に、他の自治体もふるさと納税に力を入れるようになり、寄附金が分散化されたこと、また、近年の過度な謝礼品で寄附を募る自治体が多くなる中、本町としては総務省の通知を遵守しており、寄附に対しての謝礼品割合を大きく変更しなかったことが挙げられます。

以上でございます。

○3番(児玉孝徳君) 町長が今おっしゃったとおりですねふるさと納税は、地方の自治体にとっては安定的なものではありません。しかし、減少傾向にある税収を補てんしてくれる貴重な財源です。出身者だけでなく、できるだけ多くの応援団を獲得し、寄附金という名の納税を期待したいところです。

しかし、単なる財源としてとらえるのではなく、やはり他地域に住んでいる住民 と様々な接点を持ち、関係を深めていく視点と取組が欠かせません。寄附行為だけ でなく、継続的な情報を提供することで来訪をうながし、地域や特産品について、 さらに理解や好意を高めていく。それが、継続的な特産品購入や定期的な来訪へと つながり、その先の移住やUターンにつながっていくのではないかと思います。

他地域に住む人たちの一過性ではない、継続的な関係づくり。ふるさと納税制度 をめぐって、全国の自治体間の競争が激しくなる中で、戦略的な取組を行っていく べきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長(東 靖弘君) 戦略的な取組を、ということでございました。先ほど、志布志市とのふるさと納税の額を対比されたんですが、志布志市がどんどんどんどん増えてきているということで、県内では1番でございます。大崎町は、その額でいうと3番でございます。。

大崎町の1自治体としての規模としては十分成果を上げてきていると私は理解し、そしてまた、ふるさと納税の担当も専任職員も二人ぐらいしかいない中で、本当に一生懸命、土曜日曜、特に年末はやっておりますので、そういった面では一生懸命、受け入れに対する努力、PRに対する努力ということを、是非、議員さんにも御理解いただきたいと思います。

また、それぞれの自治体の取組なんですが、志布志市は東京に事務所を構えております。それで、専門的にふるさと納税をとると言いましょうか、そういったことでPR活動をやりながら営業活動をやっているということで、県内では志布志市だけがそういう事業所を設けているという状況であります。逆にまた、歳出という面では、非常に高くなってきているということも御理解をいただきたいと思います。

私たちとしては、できる範囲で一生懸命やってきている。そしてまた、財源は必要なので、より多く寄附していただくような取組を一生懸命やっていきたいと考えておりますので、その点もどうか御理解をしていただきたいと思います。

○3番(児玉孝徳君) 一生懸命やっているということでですね、私もネットとかでいるいろ見るんですけど、結構ですね大崎町の方もやられているんですね。その点は評価したいと思うんですけど、やはり手を緩めることなく、また、いろんなことに取り組んでいってですね、ふるさと納税の寄附金がもっともっと増えるようにですね、件数的には増えているんですけれども、金額的にはちょっと減ってきているので、その辺を危惧しているところです。今後とも、その辺に関しては頑張っていってほしいと思います。

それではですねふるさと応援基金があるんですけど、この使い道についてお尋ねいたします。現在は、菜の花エコプロジェクト等の環境施策に関する事業、白砂青松等の地域特性を生かした観光スポーツ施策に関する事業、未来を担う子どもを育む施策に関する事業、賑わいと活力あるまちづくり施策に関する事業、その他目標

達成のために町長が必要と認める事業、とありますが、町長が必要と認める事業は何ですか。

○町長(東 靖弘君) 私が、今、一生懸命にやっているのは教育だと思います。そして、子育て支援だと思います。実際に、そういうふうに予算の配分をしてきておりますので、教育の分や、子育て支援の分は、まず重点的にそこに力を入れてやっているという状況でございます。

そのほか、ここに書いてあることを言われましたので、やはり賑わいと活力あるまち事業とか、エコプロジェクトとか、白砂青松の地域性を生かした観光スポーツとか、そういったものもあわせて事業としてふるさと納税を活用してやっていくということになります。先ほど言いましたけど、やはり教育、子育てというところは重点にやっていきたいと思っています。

○3番(児玉孝徳君) 教育、子育て支援ということでですね、それもありがたいことです。

でもですね、もう1つやってほしいというのはですね人口を増やす施策ですね。 その中で私が思うのは、特定公営住宅の単身者住宅をつくってですね低料金で貸し 出してもらえないかということです。これは、将来の定住化につながると考えます が、どうでしょうか。

○町長(東 靖弘君) これまでも、議員さんが質問されました単身者用の住宅の整備ということが必要じゃないかと。そして、実際、例えば志布志市の港のほうにたくさん若い人たちが働いているときに、大崎町に住宅があれば大崎町のほうに居住するという声も届いたりしておりまして、単身者の住宅施策をやっていくことによって若者を呼び込めるんじゃないかということで、何回も担当課長とも話をしております。

住宅が空き家になっているところがあったりとか、そういったこともあって、家 賃の関係だと思うんですけど、高額なところにはなかなか入れないということがあ ったりしますが。このことをいろいろ議論してはいるということでありますので、 そういう理解はしておいてほしいと思います。

○3番(児玉孝徳君) 単身者住宅を、今言ったのはですね、町内業者が、働き手がいないということでですね事業所を閉められるところも結構あるんですよ。単身者住宅をつくってですね低料金で貸していったら、人材不足に苦しむ地元の中小企業などの働き手の確保にもなると思います。

現在、外国人の労働者もいっぱい来ているんですけれども。大手のジャパンファームなどはちゃんとした寮とか持っていると思うんですけど、中小企業の土建業とか農業法人なんかも、そういった方を採用したいと思うけど、経費がかかるから、

という点もあると思います。ですから、そういったところにもですねふるさと応援 基金のほうを使っていただいて、低料金の単身者住宅ということを希望するわけで すが、いかがでしょうか。

○町長(東 靖弘君) 現在、外国人の就労者が非常に増えている状況でございますが、企業によっては、住宅関係の方々と連携しながら、ちゃんとその会社の分については確保するという形で住宅事業をされる方々と連携しながら住宅を整備していくというところも近隣にあるところで、そういった情報も把握しているところでございます。

また、農業生産法人の方々につきましては、ほとんどの方々が自宅の周辺の空き家とか、あるいは自分でつくられてということで住んでいる状況でございますが、御質問の趣旨が、事業の閉鎖ということから考えたときに、働く人がいないと、だから住宅政策をとってということであります。そういったことに対して、どう対応できるかということは考えていきたいと思いますが、子どもを育てる若い世代の人たちが入ってくれるような施策ということを、やはり、大きな観点において考えていくべきだと思っています。

○3番(児玉孝徳君) やはりですね今言ったような、働き手の確保という点でも、将来、若い子どもたちが本町に住んでくれたら人口増にもつながっていくと思います。そういったところにも、是非、力を入れるよう要望しておきます。

では、寄附金の活用方法にあるリサイクル留学生プロジェクトですね、このことについてお尋ねいたします。先日、ふるさと納税の優良な取組を表彰するふるさとチョイスアワード2019年が開催され、北海道の東川町と大崎町の連携事業「リサイクル留学生プロジェクト」が部門別大賞を受賞しました。

リサイクル率日本一の技術を有する大崎町と、日本で唯一の公立日本語学校を営む東川町が連携し、世界から留学生を受け入れ、日本語教育とリサイクル技術を指導し、世界のごみ問題を解決するグローバルな人材育成に挑戦しているということです。

ふるさと納税を活用し、株主制度の導入をしている東川町と、地域商社の創設などで独自の取組を続ける大崎町が、日本と世界の未来を育む趣旨のもと、リサイクル留学生プロジェクトというふるさと納税を活用したプロジェクトを、2020年秋に共同で実行しようとしているということですが、このプロジェクトについて、現在の状況と今後の展望についてお答えください。

さらに、このプロジェクトに町費を幾らつぎ込んでいるのか、今後についてはど うなのかもお答えください。

〇町長(東 靖弘君) 本プロジェクトは、北と南の2つの町が連携し、それぞれの強

みを生かし、日本、そして世界の未来を育むことを目的としています。

具体的には、日本で唯一の公立日本語学校を有する北海道東川町と、日本一の資源リサイクルシステムを持つ大崎町が、慶應義塾大学を介して、昨年11月、協定を結んでおり、両町における共同事業として、東川町立日本語学校で留学生を受け入れ日本語を学んでもらうかたわら、長期休業中に、大崎町で堆肥化技術やごみの分別方法などリサイクルのノウハウを習得するという内容でございます。

留学生の受け入れ予定は、来年10月もしくは再来年4月に2人を予定しており、日本までの渡航費や日本語学校の学費、滞在費など、1人当たり250万円を上限に、大崎町と東川町で負担する予定で、財源はふるさと納税を考えておりますが、既に、昨年、ふるさと納税制度の目的型寄附を活用して、このプロジェクトに賛同していただいた方々から250万円を超える寄附をいただいております。ふるさと納税を通じて、海外で活躍する人材を育て、地方のみならず、国外も活性化させていくという高い目標を掲げることで、両町への寄附の継続性にもつながっております。

今回、モデル事業として実施しながら、効果検証を行った後、次の段階では介護 福祉分野での人材不足や、言葉の壁といった課題の解決を図ってまいりたいと考え ております。

- ○3番(児玉孝徳君) これまでにつぎ込んでいる金額のほうもお答えください。
- **〇町長(東 靖弘君)** 御質問の中で、町費をどれぐらい使っているかという御質問でありましたので、担当課長のほうで答弁させていただきます。
- ○企画調整課長(上橋孝幸君) 本プロジェクトに使った実績ですけれども、先ほど町長の答弁の中でもありましたとおり、本プロジェクトの本格的な実施は、早くて来年10月若しくは再来年の春というところでございまして、現在は、事前の交流事業ということで、本年1月に、東川町が大崎町にお越しいただきまして、東川町を舞台とした映画を上映していただきました。その代わり、10月に、こちらから東川町に訪れて、本町の特産品であるウナギを、東川町の子どもたちに学校給食で食べていただくというイベントを実施しました。その際、本町から東川町に職員が1名同行いたしましたので、その旅費が1人分、約10万円支出してございます。以上です。
- ○3番(児玉孝徳君) 現在までは、1人分の旅費の10万円ということでよろしいですか。
- ○企画調整課長(上橋孝幸君) はい。そのとおりです。
- ○3番(児玉孝徳君) 何日ぐらい滞在されたんですかね、向こうで。
- ○企画調整課長(上橋孝幸君) 三日だったと思います。

- ○3番(児玉孝徳君) それでしたら、三日分のですね職員の経費が要っているわけですよね、10万円以外に。その辺はいいとして、今後、1人当たり250万円ぐらいということで、東川町と2つの自治体でみていくということなんですけど、ふるさと納税のほうでプロジェクトの中で基金を募って256万6,000円集まったということなんですけど、今後はどういうふうにされるんですか。
- **〇企画調整課長(上橋孝幸君)** 今後のスキームというかスケジュールについて若干説明をさせていただきます。

まずは、本町のリサイクル技術を海外の方、インドネシアのジャカルタ州を想定しておりますけれども、ジャカルタ州の職員に技術指導をすることによりまして、現地での指導者的立場として活躍していただく人材を育てるということを、最終的目標にしております。その関係で、最初に、東川町にある日本語学校で日本語学んでいただいて、それから長期休業期間を活用して本町にお越しいただいたときに、本町のリサイクルセンターでそういったリサイクルの技術を学んでいただく、そして、本国で指導者として活躍していただくと考えております。その次の段階では、環境だけではなくて、やはり日本ではいろんな人材が不足しております、介護福祉も然りでございますので、次の段階ではそういった介護、福祉の人材を今のところは想定をしているところでございます。

いずれにしても、まだ、このプロジェクトの事業が始まっていない段階ですので、まずは、最初のリサイクル関係の事業がうまくいくのか、いかないのかというのを検証してから、次のステップに進んでいくというようなことになろうかと思います。

以上です。

- ○3番(児玉孝徳君) 世界でのですね課題解決ということで取り組んでいらっしゃるということだと思うんですけど、本当にすばらしい事業だと思います。そういった点もですね、大崎町のPRという点で考えましても取り組んでいってほしいんですけど、本町からの持ち出しがですね多くなったら、これはちょっと問題かなと思いますので、その辺をしっかりと踏まえて、今後この事業も進めていってほしいと思いますが、どうですかね。
- ○町長(東 靖弘君) 留学生が、北海道東川町で学ぶということで、ふるさと納税で250万円を確保しているという説明があったんですが、事業はこういった形で進めていきたい、しかし、その資金についてはふるさと納税で賛同する方にお願いしますというクラウドファンディングの制度をとってきておりますので、目下の計画に対しては、この事業で対応できるし、今後も、なるべくそういう手法を講じながら取り組んできたいとは思います。

ただ、幾分かはやはり一般財源が出てくるというのは確実かなと思っております ので、その点は、是非、御理解いただきたいと思います。

○3番(児玉孝德君) 本町も、SDGsということでですね取り組んでいらっしゃいますので、是非、この事業も進めていってほしいと思います。ただですね、本町の持ち出しが少なくなるようにお願いしておきます。

それでは、最後に、寄附をですねもっともっと増やしてほしいと思います。その ための対策に力を入れるべきだと考えます。最後に、ふるさと納税に対する今後の 対策を、どう考えているのかお答えください。

○町長(東 靖弘君) 現在、多くの自治体がふるさと納税制度の活用に取り組んでおりますが、ことし6月の地方税法の改正に伴い、地場産品に限定した謝礼品や、その割合を3割以下に抑える必要があるなど、本来の目的である応援をしていただけるような取組が必要であると考えております。

このような中で、本町としましては、ふるさと納税の新たな寄附募集の手段として、先ほどのリサイクル留学生プロジェクトなどの、寄附者に共感が得られるような事業を企画することや、ことし6月に設立された大崎町ふるさと特産品振興事業協同組合と連携し、緊密な情報交換を行うとともに、魅力ある新たな謝礼品の開発を支援するための取組を進めてまいりたいと考えております。

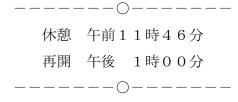
また、一度寄附した方が、大崎町を継続して応援していただくよう寄附の使い道の情報発信を行い、20万人以上のこれまでの寄附者への遡及を行いながら、ふるさと納税制度を今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番(児玉孝徳君) 是非ですねふるさと納税のほうを増やして、また、町が潤うように要望いたしておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(宮本昭一君) 昼食のため休憩に入りたいと思います。午後は1時から再開いたします。



- ○議長(宮本昭一君) 休憩前に引き続き、再開いたします。
 - 11番、諸木悦朗君の質問を許可いたします。
- **〇11番(諸木悦朗君)** 私は、さきの通告しておりましたくにの松原のキャンプ場や クロスカントリーの充実についてと、町民体育大会の在り方についての2点につい

て質問いたします。

町長は、陸上競技の聖地を目指し、スポーツ合宿による交流人口の増加、及び町の経済・産業の振興を図ることを目的に、大崎町スポーツ振興ゾーン整備基本計画を策定され、この基本計画に基づき、平成29年度には1キロコースのクロスカントリーコースを、平成30年度には2キロのクロスカントリーコースをくにの松原内に整備され、さらに、令和元年度にはランニングコースをふれあいの里公園内に整備され、計画的に、そして着実に、スポーツ合宿の受け入れ体制の推進に努められています。

また、本年4月には、念願でありました陸上競技のトレーニングに特化したスポーツ合宿拠点施設であるジャパンアスリートトレーニングセンター大隅が供用開始となり、これまで多くの陸上合宿が行われております。今後、ますます陸上合宿の増加が予測され、町内経済における波及効果や交流人口の増加が期待されるところであります。

そこで、くにの松原に整備したクロスカントリーコースの利用状況をお尋ねし、 最初の質問といたします。

○町長(東 靖弘君) 現在、クロスカントリーコースの利用につきましては、予約制をとっておらず、合宿者だけではなく、一般の方にも幅広く御利用いただいております。そのために、利用団体数や人数につきましては把握できておりませんが、合宿で来られた実業団チームや地元の大崎中学校の陸上部はもちろん、薩摩半島や霧島市からも高校生や大学生が利用しており、大隅アスリートサポートチームの方々も月1回程度利用されるなど、町内外からたくさんの方々に御利用いただいていると聞いているところでございます。

以上です。

〇11番(諸木悦朗君) ただいま、町長から答弁いただきました。クロスカントリー コースを幅広い方々に利用していただくことを目的に、予約制はとっていないため 利用状況については把握していないとの答弁でございました。

私は、陸上合宿で利用される方々の利便性の向上を図るためには、クロスカントリーコースについての改善点や要望などを把握し、また、どのような団体が利用しているかも、ある程度把握する必要もあるのではないかと思っております。

陸上合宿でちょうど見させてもらったんですが、姶良の京セラ、第一工大、鹿屋工業の陸上部、本町のカントリーコースを利用してやられております。それでですね、何で把握されていないのか、また、専用の受付までは設けなくて、せめてどこが使っているかをアンケート調査をしていただいて、使い勝手のいい環境整備に努めていただきたいと思っております。

次に、クロスカントリーコースのコンテナハウスが設置されておりますが、設置 目的と利用状況についてお伺いいたします。

○町長(東 靖弘君) 御質問のコンテナハウスは、更衣室として整備したもので、1 キロコース、2キロコースのスタート地点に設置してございます。

利用状況でございますが、利用件数は正確に把握できておりませんが、昨年度は 数件の利用がありました。ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の供用が 開始された今年度につきましては、コンテナハウスの鍵を、企画調整課内とジャパ ンアスリートトレーニングセンター大隅の事務所内で管理し、貸し出しを行ってお りますが、企画調整課、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅ともに鍵の 貸し出しの実績はございませんでした。

以上でございます。

○11番(諸木悦朗君) 鍵の利用状況は把握されてないということなんですが、更衣室のためにつくったとおっしゃったんですが、大体、コンテナハウスの鍵を借りに行くのに役場かアスリートセンターが鍵を預かっているはずなんですよね。それを何で、大崎陸上連盟とか使ってないのかといったら、一回一回くにの松原に行って練習するのに役場まで行って、その時間が無駄になる。夏場だったら、早朝6時出走のスケジュールをつくってやっておられるみたいなんですが、やっぱりその無駄な時間、前日に借りに行って貸してくれるのかというのが陸上連盟からも声が出ているんですよ。

次に質問しますスタート地点にあずまやの建設はできないかというのでですねいいますが、何でこの質問を持ってきたかというのは、利用状況の実績がないということと、利用者が役場、あすばるまで鍵を受け取りに行けないというのが、不便だというのがあります。また、クロスカントリーコースを利用している際の急な雨のときに、荷物置き場や雨宿りに使えるあずまやの設置を望む声が、陸連のほうにも大分届いているみたいです。夏の落雷、急な夕立。今、着がえているのが、現状が、みんなトイレの中で着がえている。軽微な飲料水、トレーニングウエア、バッグに入れて、ちょうどコースの横の松の木の下とかそこら辺に置いている状況があるんです。そこで、町長もトレーニングセンターを見られていると思うんですが、1キロコースが一番外周においてあるところに東屋が建ててあるんですよ、投擲の競技場の手前に自販機が置いている。自販機も携帯で買えるような自販機です、コインと。投擲のグラウンド、ちょうど高台のほうですが、そこが一番利用があるということでですね、それも大崎陸連から県のほうにあずまやを要望して、ちょっとした飲料水と置き場所、あとタイムラップですね、みんな1キロとか2キロとか走る上で、タイムを走って、1週何分何秒というのを陸連の場合は計るわけなんで

す。400メートルのコースにしても、コーチが中におってストップウォッチを持って、陸上選手が走るのを、一人一人通過するごとに時間を通告して、今の速度だったら何秒落ちているというのが陸上の在り方みたいです。

今、申しましたとおり、急な落雷とか、それでですねあずまやの設置は考えられないという答弁ですが、今後、クロスカントリーコースの利用も多くなることが予想される中で、利用者からのニーズを的確に把握され、必要に応じてあずまや建設も御検討いただきたいと思います。また、県、国の許可をとるのに時間もかかるでしょうから、その点についてはどうお考えですか。

○議長(宮本昭一君) 諸木議員、ここで申し上げます。

ただいま、次の答弁をいただきましたような感じになっていますから、まだ、それは質問されていませんので、再度、そこについては質問をよろしくお願いします。

- **〇11番(諸木悦朗君)** 利用状況をとられていないということで、何でそれをとっていないかということを聞いていいですか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 先ほどの私の答弁で、貸し出しの実績はございませんとかそう いう形でお話をしておりますが、何で利用方法についての対策を講じなかったのか ということでしたので、担当課長のほうで答弁させていただきます。
- **○企画調整課長(上橋孝幸君)** お答えしたいと思います。

クロスカントリーコースの利用につきましては、コース内も更衣室内も予約制を とっていないというところで町長の答弁がございました。ですので、コンテナハウ ス、更衣室を利用されたい方は、企画調整課あるいはジャパンアスリートトレーニ ングセンターに、鍵が現在のところございますので、そちらに、御面倒ですが一報 いただいて鍵を取りに来ていただくか、もしくはこちらから持っていくかという対 応をしているところでございます。

昨年度は数件、鍵を借りに来たという実績はあるんですが、今年度は、残念ながら現在のところ、鍵の貸し出しの実績はございません。確かに、借りる側から見ると非常に使い勝手が悪いといいましょうか、そういうところがあると思いますので、今後、もっと利用者の方々が鍵を借りやすい保管方法とかその辺を十分検討していきたいと考えております。

以上です。

〇11番(諸木悦朗君) 済みません、1つ飛ばして質問しておったみたいです。

今、利用状況のことを課長からお答えいただきました。3番目にいきます。

先ほど何回か言ったんですが、あずまや建設はできないかということで、先ほど だらだらと要望のことを言っていますけど、クロカンコースで計測する、軽微な持 ち物、急な夕立等を考えた上で、クロカンのコンテナハウスは一回一回鍵を閉められるんですが、もうその中には荷物が置けない、ほかの人間がですね。貴重品とか、親御さんが一緒だったら親御さんが車の中になおしてやるということもできるんですが、どうしてもそういう荷物置き場、計測場、松林の中だから、一日中、アスリートみたいなかんかん照りの日向の中で練習するわけじゃないんですが、雨が降ったとき、荷物置き場、利用者からそういうニーズが出ているもんですから、一応、今回の質問になったわけなんですが。

1番の要望するのは、あずまやとキャンプ場、5番目、6番目にあるんですが、まず、あずまやの建設を検討していただきたいというのが1つなんです。それには多分障害もあると思うんです。くにの松原の中に建造物を建てるんだったら国・県の多分許可も要るでしょうが、それに対して、町長はどう思われますか。

〇町長(東 靖弘君) 先ほどの答弁で、コンテナハウスの利用状況も把握していない という状況で、鍵の所在というのは問題になっている。そのためにはやはりコンテ ナハウスが利用できるように改善策を講じていきたいという、担当課長のほうで答 弁をしていただいたところでございます。

あずまやの建設はできないかという御質問でございますので、先ほどの答弁と重なりますけれども、コンテナハウスの利用状況はどうなのかということを、まず把握していないという状況であります。そしてまた、クロスカントリーの1キロコース、2キロコースの利用者の方々の声そのものを直接把握していないという我々側の状況もありますが、諸木議員の御質問の中では、非常にあずまやの設置が要望されているということでありますので、我々としても、今までのコンテナハウスの利用状況、そして、利用されていて不便だということ、それからその必要性とか、そういったもののアンケートなり、あるいは直接お聞きしたりしながら判断をしてまいりたいと思います。

〇11番(諸木悦朗君) 是が非でも前向きな御検討をお願いいたします。

次に、4番目ですが、キャンプ場の利用状況はどうか、次に、くにの松原キャンプ場についてお尋ねします。

鹿児島県の観光統計によりますと、ここ数年、宿泊者数が延びているようです。 アウトドアブームによりキャンプ場の利用者も増加傾向にあると思うんですが、キャンプ場の利用者の推移をお示しください。

〇町長(東 靖弘君) くにの松原キャンプ場の利用者数でございますが、平成28年度が3,958人、平成29年度が4,694人、平成30年度が6,410人であり、平成30年度は対前年度比136.6%でございました。

年々増加傾向であって、近年のアウトドアブームが如実に表れている結果である

と感じております。また、従来は閑散期であった梅雨時期や冬の利用も増えてきているというのが現状でございます。

- **〇11番(諸木悦朗君)** ただいま答弁いただきました。アウトドアブームによりキャンプ場の利用者も増加傾向にあるとのことですが、現状のキャンプ場の中のバンガローの数で十分に対応しているとお考えですか、お答えください。
- **〇町長(東 靖弘君)** 近年、お客様の傾向としては、テントよりバンガローを好む傾向があるとお聞きしております。

現在、くにの松原キャンプ場には8人用のバンガローが2棟、6人用のバンガローが4棟の合計6棟のバンガローがございますが、ことし、キャンプシーズンであります7月、8月には、バンガローのキャンセル待ちが116件ございました。昨年度は100件のキャンセル待ちがありましたので、増加傾向にあります。この状況を考えますと、現状で十分に対応できているとは言えないと感じております。

〇11番(諸木悦朗君) キャンセル待ちが非常に多いみたいで驚いていますという答 弁ですが、近年、キャンプスタイルとして、テントよりもバンガローを好む女性の キャンパーが多いことは、私も聞いております。

そこで、なお利用人口が増加するようにバンガローを増設する考えはないかお尋ねします。

〇町長(東 靖弘君) 先ほど答弁をいたしましたキャンセル待ちの状況を考えます と、御利用いただけなかったお客様もかなりいらっしゃることになりますので、バンガローの増設は必要であると考えております。

今後、バンガローの使用や整備方法を協議しながら、計画的に増設を行っていく 方向で検討してまいりたいと思います。

〇11番(諸木悦朗君) 町長の答弁で、計画的にバンガローを増設する必要があるだろうという答弁をいただきましたので、少しは安心しています。キャンパーのニーズにマッチした、バンガローの早期実現を期待いたします。

先ほどから町長の答弁をお聞きしていますと、クロスカントリーコースやキャンプ場に多くの人が訪れるようになっているようなんですが、今、トイレの数は十分足りているのでしょうか。また、先日、自分がキャンプ場を訪れた際に、トイレを使用しましたが、いまだに和式トイレが残っています。今、どこの小学校でもそうなんですが、洋式トイレに替わってきている風習があります。どこの御家庭でも洋式トイレが多いと思います。ましてや、インバウンドで外国人が訪れる機会も多くなる中、昨年もフランスのほうから6人ぐらい外人さんも来られているようでした。

夏場の繁忙期、どうしても、今の子どもは洋式しか座る傾向がないということ

で、行列をなしておったわけなんですが。町長、洋式トイレに改修するお考えはないか、あわせてトイレを増設する考えはないかお尋ねします。

○町長(東 靖弘君) キャンプ場、益丸プール、芝生広場のトイレの現状でございますが、すべて男女合わせての数ですが、キャンプ場には和式が8台、洋式が4台、芝生広場には和式が2台、洋式が2台、益丸プールには和式が5台、洋式が2台、合計で和式が15台、洋式が8台ございます。いずれの施設のトイレにも、和式が相当数残っていて、繁忙期には洋式トイレに行列ができていると聞いております。

今の子どもたちは、和式トイレに入れない子どもが多いこと、あわせてキャンプ場に外国人の来客数が増えている現状を考え合わせますと、和式トイレは時代にそぐわないと感じており、トイレの洋式化は必要であると考えております。また、トイレの増設についてでございますが、くにの松原への来訪者の増加により、繁忙期にはトイレの数が不足する状況をお聞きしておりました。しかしながら、トイレの増設と洋式化を同時に行うことは難しいと感じております。

まずは、現状の和式トイレの洋式化が優先であると考えておりますので、計画的 に洋式トイレに改修していって、増設につきましては洋式トイレの改修後の状況を 見ながら検討したいと思います。

〇11番(諸木悦朗君) ただいま、トイレの洋式化については前向きな御答弁をいただきました。

トイレの増設につきましては、町長も認識しておられるようですが、繁忙期には トイレが不足している状況でありますので、加えて、今後、クロスカントリーコー スの利用者も増加していくことになると、ますますトイレ不足は課題となってきま す。増設についても、是非、すぐとは言いませんが、御検討いただきたいと思いま す。

くにの松原は白砂青松100選にも選ばれた景勝地で、重要な観光地の1つでもありますし、くにの松原に多くの方々にお越しいただき、憩いの場として御利用いただくことが、交流人口の増加や経済・産業振興にもつながってまいりますので、バンガローの増設とトイレの洋式化が早急に実現され、利用者の利便性の向上が図られ、くにの松原がさらに賑わいの場となることを期待いたしまして、次の、町民体育祭の在り方についての質問に移ります。

次に、在り方についてですが、ことし、第67回町民体育大会が開催され、盛会のうちに無事終えることができました。これもひとえに、社会教育課を中心に、スポーツ推進員の方々、各分館の体育部長さん、及び役場職員のたくさんの方々の協力があってのことであります。しかしながら、人口減少による児童・生徒の減少により、選手起用の難しい分館があると聞いております。

町民体育大会は、町民全体が1つになり、楽しく、競いながら行えるものだと思います。しかしながら、学校単位での参加は別ですが、集落には入っていない区外の方々や、区外者の児童・生徒は、この町民体育大会に参加することはできません。本町におきましても、30%の方が区外者であると思っております。ということは、70%弱ないし、あと老人とか省いたら5、60パーセントの人数で体育祭が行われている状況になっております。分館内で選手起用に四苦八苦している分館も多々あると聞いております。

そこで、まず最初に、町長は、この現状をどのようにとらえているかお尋ねいたします。

○町長(東 靖弘君) 町民体育祭の在り方についてということでの御質問で、ただいまの説明を聞きながら、30%の方々が未加入世帯になっていて、その子どもは町民体育祭には参加できていないという状況であるということをお聞きしたところでございます。また、逆に、70%の人々で町民体育祭をやっていると。諸木議員のお話の中で、町民体育祭は全員が参加してやるべきことではないのかという趣旨の展開でありましたので、そのことについては、そうだなということで諸木議員の説明で、改めて町民体育祭の意義を認識したところでございます。

今までの町民体育祭については、各校区、分館対抗ということで67回の歴史があるところでございまして、それぞれが、自分たちが住んでいる地域を代表して、校区を代表して町民体育祭に臨んで一生懸命取り組んでいて、それで非常に活気がある状況の中で展開されているという状況でございます。

そういったことから町民体育祭の在り方ということについては、どのような方法をとって続けていくのかというところについてはいろいろ考えていかなければならないのかなと思っております。その中で、伸びゆく子どもたち、児童がそこに参加できないということは、主催する側から見ると、そこは疑問を感じるところでもあるし、一方、各分館から見ると、集落に、あるいは自治公民館に未加入であって、親とか子どもの日頃の活動も、自治公民館内の活動等に参加していないというところから見ると、また、こちらもいろいろと議論があるところだと思いますので、今、一概にこうあるべきということはなかなか結論は出せませんけれども、ただいま、諸木議員が説明されましたようなことは、十分視野に入れながら考えていきたいと思います。

○11番(諸木悦朗君) 町長の答弁をいただきましたが、現在、子どもさんが選手として起用される、親は来られます、じいちゃん、ばあちゃんも来られます。でも、孫が選手から離れたらですね、その親御さんも来ないようになるんですよ。また、少子化に伴い、厳しい状況が見えてくるところだと思うんです。

ここで、提案でございますが、来年、鹿児島で国民体育大会が開かれます。国民 体育大会は、国民スポーツ大会と名称が変わると聞いております。

そこで、お尋ねいたしますが、本町の町民体育大会も、大崎町町民スポーツ大会と名称を変えて、分館対抗じゃなくてみんなが参加できる。一口でいえば難しくはなるんでしょうけど、でも、分館対抗というので、小さい分館が難儀をしているというのもあります。今の体育祭にとらわれずに、参加したい町民が町内の施設を使った、あすぱるとか年齢別に分けて、年寄りはあすぱるのあそこでグラウンドゴルフ大会とか、若い子らなんかは今の大会じゃなくて、幼児とか小学生はレクレーションみたいな、今は空気で膨らますアドバルーンみたいな遊具があるんですが、そういうやつをやって、そこの中で返して遊ばせるとかですね。体育の日ですから。昔は10月10日でした。

大体 7 0 回ぐらいまでには何らかの方法で、今の町民体育祭を。一堂に会するということはいいことなんですよ。僕も、今まで体育指導員をやっていました、そのときも、ある体育指導員の部長さんに「ねごんなくっと今度はたちゃあげがならんたっでんね」と一言いわれたことがありました。この町民体育大会にとらわれずに、みんなが参加できるスポーツ大会を検討されたらどうでしょうか、お尋ねいたします。

○教育長(藤井光興君) 諸木議員がおっしゃったとおり、町民体育祭につきましては、特に持留分館ですね選手が集まらなくて困っている部分がありましたし、分館対抗駅伝もそうですけども、選手が集まらなくて大変な状況であります。

ですから、これは、今おっしゃったとおり、鹿児島国体は国民体育大会ですけれど、2023年度から、国民体育大会がスポーツ大会に変わります。だから、そのときに、恐らく県民体育大会も県民スポーツ大会となるでしょうし、そう考えたときに、町の体育大会につきましても、諸木議員がおっしゃるとおり、選手が薄くなっている関係もありますので、検討する時期に来ているのかなとは思っているところです。

おっしゃったとおり、高齢者が増えていることもありますので、年代別の種目やら考えながら、総合的なスポーツ大会にできればいいのかなと考えは持っていますけれども、しばらく検討する課題なのかなと思っていまして、たくさんの方々の意見を聞きながら検討できたらいいなと、町長の意見も聞きながら、教育委員会としては考えているところです。

以上です。

〇11番(諸木悦朗君) 多分、来年度は、町民体育祭がないと思います。多分、県のほうから各自治体にですね、行事はちょっと控えてくれという通達が来ているかわ

かりませんけど、ちょっと小耳に挟んだ話だったら、自治体のそういう大会なんか は控えてくれ、と県のほうから要望が来ているそうです。

時間はあります。1年、2年、次の68回の大会をするまで時間はありますので、十分御検討していただいて、町民全体が参加できるように、老若男女ですね、子どもからじいちゃん、ばあちゃんまで楽しめる大会で、町全体を使ってできたらいいなと考えておりますから、あとは町長部局と教育長部局の御検討をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

- ○議長(宮本昭一君) 4番、稲留光晴君の質問を許可します。
- ○4番(稲留光晴君) 日本共産党の稲留です。通告のとおり質問をいたします。

1番目、サツマイモの病害対策を求めることについてであります。鹿屋市が、昨年に続いて、サツマイモのシロユタカや黄金千貫を中心につる枯れ病を主な原因とした被害が広がっております。農家は、対策として言われている種芋、器具の消毒、排水、土壌消毒などを行い、努力をされているとお聞きをしております。ことしもかなりの被害が予想をされております。サツマイモは県の主要作物です。本町でも、畑を休ませるなどするお話をお聞きしております。

大崎管内での被害状況はどうかをお尋ねして、最初の質問といたします。

○町長(東 靖弘君) 近年、宮崎県や鹿児島県で発生しているサツマイモの根腐れ病は、昨年は鹿屋市で多発し、大きな問題となっておりますが、大崎町においても、ことしの4月の定植時に一部発生が確認され、植え直しを行った圃場もあります。また、10月の収穫時期に入り、一部の圃場で被害が確認されましたが、地域全体で発生は確認されておりません。

現在、個々の生産者に被害状況の報告を受けておりますが、町内全域の被害状況 は把握できておりませんが、被害圃場は、現在確認できております圃場以外にもあ ると考えられますので、今後も、被害状況についてはできるだけ把握に努めてまい りたいと思います。

- **〇4番(稲留光晴君)** 被害は出ているわけですよね、地域的に。地域全体と、今、町長はおっしゃいましたが、大体小学校区でいいますと何校区とかわからないんでしょうか。
- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。
- **〇農林振興課長(中村富士夫君)** 被害状況につきましては、個々の農家の方から被害があったよということで、校区ごととかそういったことでは今のところ把握はできておりません。

ただ、あるところから聞いた話では、生産者で3町歩ぐらいの被害があったとい

うことと、1町歩ぐらいの被害があったということで、補助金の申請等もされているところもございます。あと、一部の農家の方々については、電話で、若干被害があったよ、という問い合わせはございます。ですので、先ほど町長が答弁しましたように、集荷業者とか仲買業者にお願いをして、町全体の圃場での被害に、今努めているところでございます。

以上でございます。

○4番(稲留光晴君) 3町歩あったり、1町歩ということでですね。私も回っておりますと、ほとんどの農家の方が収穫を済まされておりまして、大崎の方は、二、三年前枯れたということでですね結構お話を聞いたわけですが。鹿屋の方は、ここ二、三年、被害が続いているということで、本町はどうかということで状況をお尋ねをしたところでございます。

この件に対してですね、今、課長のほうから、今、状況の把握をしているという ことについて、補助金の申請とかそういうのを、当然、国も県も考えていると思い ますけどもですね、件数によって、2番目の、その対策というのは、こういう病害 を広めないとか、予防とかそういうようなことになってくると思いますけども、そ こ辺ではいかがなんでしょうか。

○町長(東 靖弘君) これまでの対策といたしまして、平成30年12月に、農協、福井澱粉、都食品等に、サツマイモ土壌病害、つる枯れ病などの防除対策チラシを配布し、生産農家への周知をお願いいたしました。また、ことしの10月に、「サツマイモ病害の発生を抑止するためには」のチラシを、同じく配布しております。

今後の対策といたしまして、町のホームページや広報紙などを通じて、発生防止 に向けた取組等を掲載するなどして、生産者への情報提供と周知を図りたいと考え ております。

具体的な対応策といたしましては、例えば、病害が発生した圃場で土壌消毒が困難な場合、翌年、サツマイモの栽培を中断し、別な作物を栽培されることを推奨します。また、可能な限り、収穫残渣を圃場外に持ち出すことと、収穫後は速やかに耕耘する。

病気の発生を防止するためには、基本技術の徹底が大事であり、その1つとして、定期的な種芋更新があります。ウイルスなどの病害に罹っていないバイオ苗の 導入や、病害が発生していない圃場の種芋を使用することです。

2つ目として、育苗管理です。異常が見られる株からの採苗はせず、健全な苗を 使用することと、苗消毒も徹底することです。

3つ目に、圃場準備と管理です。植え付け前に排水対策を徹底し、水が溜まりやすい圃場は、排水性を改善したり、畦に溝を切り、圃場外に排水をうながすことで

す。それと、病害発生した圃場は、土壌消毒を実施すること。 以上のような対策を講じていただくよう、周知を図ってまいります。

○4番(稲留光晴君) 今、町長からお答え願えました。

バイオ苗は非常に害に強いということをお聞きをしているんですが、やはり、普通の苗とバイオ苗のですね1本当たりの単価は1.5倍、もしくは2倍近いというふうに聞いているんですが、バイオ苗購入に当たっての補助的なお考え、そういう対策というのは、町としては、被害状況を把握されてからお考えになられるという考えでございますか。

- ○農林振興課長(中村富士夫君) 今、バイオ苗に、町として単独で補助をするというところについては、町長との打ち合わせの中ではまだ検討中でございますので、実際、そのほかにも当然対策がございますので、いろいろなそういう対策に対して、国が補助をしている分に追加で補助をするということに対しては、今後また検討ということにさせていただいております。
- **〇4番(稲留光晴君)** 話は戻りますが。いつ頃までに把握が済まされて、いつ頃、補助的なことがはっきりするのかというのがわかりますか、いつ頃までにわかるのか。
- **〇農林振興課長(中村富士夫君)** 作付の被害が出た状況につきましては、なるべく早い段階で、できれば1月いっぱいぐらいに把握をしたいと考えております。

ただ、今、国のほうが補助を出している分については、追加補助でございますので、その分については既に申し込みが終わっております。追加で、令和元年度でもう一回補助があるような話を伺っておりますので、それに間に合うようには、またこちらのほうとしても対策を考えていきたいと思います。

〇4番(稲留光晴君) 被害に対しての補助も、今、お答えになられました。

次の3番目の、被害が広がれば広がるほど、畑の3分の1がやられるとこの事業が使えるとかということがあると思いますが、そうなりますと、サツマイモは量がとれないと当然お金にならないということでございますから、そういった病気が流行りましてサツマイモの収穫量が減ったということであれば減収になるということになりますけれども、そこでの国から示されている補助金とか、独自で考えているとかいうことだと思うんですが。ことし、2019年度産のデンプンサツマイモは、今までとちょっと交付金が増額をされているですよね、トン当たり幾らか忘れましたけれども、それも昨年、JAとかが国に要望をいたしまして交付金の増額をやるということでやったらしいですけども。減収における補助金については、どういうふうな計画がございますか。

〇町長(東 靖弘君) 国の事業で、平成30年度の未執行額を活用したカンショ茎・

根腐敗症への緊急対策事業公募の緊急対策があります。

事業の内容としては、被害が著しい圃場への支援として、次年度に対し、土壌消毒への支援、堆肥散布への支援、土壌消毒に必要なマルチの支援、ウイルスフリー苗及び、健全イモの調達支援などがあります。この事業は、公募型の事業であり、1回目の締め切りが12月6日と、期限を過ぎていますが、令和元年度の国の補正予算で追加もあると伺っておりますので、次の事業に間に合うよう、生産者への周知を考えております。なお、町単独での補助につきましては、その在り方については、今後検討してまいりたいと思います。

- **〇4番(稲留光晴君)** 再度、町単独の補助については考えていくとおっしゃいましたが、町も補助をするというお考えで理解していいんですか。
- ○町長(東 靖弘君) 3割以上の被害とかそういった分につきましては、カンショ茎・根腐敗症への緊急対応ということで、農水省の支援の対応が出ているところでありますので、そこにいくと先ほど言いましたようなウイルスフリー苗の調達支援とかそういったものを行っていきますよということがあります。

あるいは、それ以外の農家の方々もいらっしゃるわけですので、そこに対して、 どういう対応をとるべきかということでありますから、それらについては、補助を するという考えで、今、説明をしたんじゃなくて、どうあるべきかというところを 検討していきますということで答えたところでございます。

○4番(稲留光晴君) 繰り返すようですが、やはり、国の補助で、本当にそういった減収の生計費が十分なのかということは、町としても、状況の被害が出れば、ちゃんと把握ができるということだと私は思いますので、把握をされた後、また、そこ辺の、来年1月以降に出るということで納得をして、また、次の一般質問でお尋ねをすると思いますので、早目のデータをよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の、災害復旧事業進展状況とその対策についてであります。建設課所管では、今回12月議会の補正で減額補正が発表されております。復旧も、本年度中に完了するということであるというふうに聞いております。災害において、今回、住民の方が日常に使っている道路が、災害等によって通行止めなどなりますと、やはり早急に復旧を望まれるわけですよね。崩れた土などをどければ、すぐ通れるのではないかとか、そういう話を今回聞いておりましてですね、その場所を確認に、実際行きましたが。

本来、臨時補修であれば、土手の崩れとかということで片側通行が可能とかあれば、一般住民の人は困らないんですが、バリケードがしてあって状況がわかりませんでしたので、私は実際その現場を確認に行きまして、建設課のほうで対処はしておられました。町道の野方の仮屋谷、松ヶ鼻線なんですが、志布志有明町から入っ

て大崎町に抜ける町道ということでありまして、臨時で片側通行とかそういうふうな補修でとても通れるようなところではないと、道路がすっぽり2、30メートルなくなって陥没しているということで、臨時補修では不可能で、来年度に工事が予定ということで、梅雨までには予定的には終わるのでないかというふうにお聞きしているんですが。住民の方はやはり、日常使っている道路ですから、早くしてほしいということはございますけれど、この道路に関して早められないのかということをお尋ねをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせてい ただきます。
- **〇建設課長(時見和久君)** 御指摘の路線につきましては、現在通行止めであり、迂回路を利用してもらっているところで、地元や事業所の方々には御不自由をおかけしているところであります。

この復旧工事につきましては、災害査定後、年度完成に向け早期発注を行ったところでありますが、通常の工事に加えて、梅雨前線豪雨や台風等により、大隅地域管内の復旧工事も増えておりまして、1社当たりの受注件数が増加しまして、人材不足それから資機材の不足が発生しておりまして、工事進捗に遅れが出ている状況であります。

しかしながら、早期完成に向けて請負者と協議を重ねて、1日でも早く通行規制 等を解除できるように努めてまいりたいと考えております。

- **〇4番(稲留光晴君)** こういった臨時補修では当然不可能で、今、ここの路線以外には、大崎町管内はほかに現場としてはあるんですか。
- **〇建設課長(時見和久君)** 今のところございません。このところだけでございます。
- **〇4番(稲留光晴君)** 地元住民の方もですね、一刻も早く完了を待ち望んでおられる という状況でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、耕地課所管ということで、農地の災害復旧についてはどういうふうになっているかお尋ねをしたいと思います。

〇耕地課長(福永敏郎君) 耕地課関係の災害復旧は、農林水産省が所管する農地・農業用施設等災害復旧事業で、申請には一定の要件がございます。

主な要件といたしまして、雨量が一定基準を満たす場合の災害であること、復旧額が1箇所40万円以上であること、農地であれば、耕作をしていることなどであります。

災害補助率は定率で、施設が65%で、農地は50%と定まっておりますが、農 林水産業の所管する事業については、災害査定の完了後において、補助率の嵩上げ 申請の制度がございます。嵩上げ申請には、現在手続き中でございますが、本年度 はこの期間の災害は激甚指定されておりますことから、農地の国庫補助率は95% 程度の高率で推移していくものと思われます。

また、入札前であることから、復旧事業費も確定ではございませんので、設計額 をもとに見込額で申し上げたいと思います。

お尋ねの、本年度の農地の被災についてでございますが、受益者は10名で、被災面積は15筆、1.1~クタールでございます。農地の復旧事業費は見込額で、6件1,571万5,000円で、財源内訳といたしまして、国庫補助額1,492万9,000円、町負担額55万1,000円、受益者負担額は23万5,000円となります。1人当たりの受益者負担額は、平均で2万3,000円となり、内訳は、1,000円程度の方から、最高は4万7,000円までの方でございます。以上でございます。

〇4番(稲留光晴君) 今、課長がおっしゃったのをまた改めてお尋ねしようとしたことでしたけども、先にここにあるのを答えていただきました。

済みません、1,492万9,000円というのは、本町持ち出し分か、国からの補助額か、どっちでしたか。再度、ちょっとよろしくお願いします。

- ○耕地課長(福永敏郎君) 1,492万9,000円というのは国庫補助額でございます。
- ○4番(稲留光晴君) 済みません、本町持ち出し分は幾らですかね。
- **〇耕地課長(福永敏郎君)** 本町持ち出し分は、55万1,000円でございます。
- **〇4番(稲留光晴君)** 耕地課等のほうは、今、査定中のところもあるということでですね、95%の嵩上げをした状態でこのぐらいだということで了解をいたしました。

それでは、最後の、子育て応援策を求めることについてでございます。

9月議会では、無償化について、人数とか保護者の総額を年齢ごとにお尋ねをしましたけども、ことし10月から保育料無料化が始まりましたが、特に0歳から2歳児では、非課税世帯のみ保育料が無償化で、副食費は実費領収です。0歳から2歳は最も保育料が高く、子どもに手が必要で、保護者負担が大きいと考えます。特に共働き世帯には、この負担感が増す状況ではないかと思います。

本町では、これまで町独自に保育料を補助しておりますが、無償化によって、本町が今まで必要だったお金を出す必要がなくなってきておりますが、支払わなくて済むお金は幾らかをお尋ねをいたします。

〇町長(東 靖弘君) 本町における幼児教育・保育の無償化に係る支払分減少額は幾らかとの御質問でございます。

先に、無償化の対象とならない3号認定の住民税課税世帯に属する165名の児

童について申し上げますと、現在も、国基準額より低く設定した町基準額を保育所利用料として保護者から納付いただき、基準額の差額分137万5,000円につきましては、毎月、町が負担している状況でございます。

御質問の、減少額につきましては、現在、対象となります3歳から5歳までの1号認定及び2号認定児童が287名、非課税世帯の3歳未満の3号認定児童が49名で、合わせて336名の児童が、現在、無償化の対象となり、この人数の状況で試算いたしますと、今年度分の減少額は1,226万円となります。同じ状況で試算しますと、令和2年度は2,452万円が無償化に伴う減少額となります。

- ○4番(稲留光晴君) 出す必要がなくなった金額が、今、お答えをいただきました。こういったお金もですね、2番目にありますけども、大元は子育て応援策を求めるということがメインでございますので、財源が浮いた金額、これをですねやはり、保護者負担の多い2歳児とか、保育料関連の補助的に使ってほしいと思います。今、どちらの自治体も、子育て支援策、若い人に住んでほしいということでいろいろ施策をつくっている状況ですが、私の考えとしては、子育て世代応援策としてですね副食費実費徴収分の補助に使ってほしいという提案でございますけれども、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。
- **〇町長(東 靖弘君)** 本町における幼児教育・保育の無償化に伴う支払い減少分を、 実費徴収の副食費の補助に使えないかという御質問でございます。

本町においては、整備を要する保育所が1園残っておりまして、その施設整備を 優先したいと考えております。副食費の補助等につきましては、その後に、近隣市 町の動向も見ながら検討していきたいと考えております。

実は、大崎町に未整備の保育園が1つあります。そういった保育園から、施設整備の要望が出されてきておりまして、国・県の対応が整えば、来年度の保育園の整備を考えているところでございます。そこに、町の負担分が3,000万円とか4,000万円とかそういう負担が新たに発生してきていること。それから、現在の副食費を補助をしたときに、およそ900万円を超える額になるということでもあります。

言いたいことは、保育所の整備のほうをどうしても優先しなければならないということがありますので、それをやりながら財政状況を見ながら、その後、検討をしていきたいと考えております。

- **〇4番(稲留光晴君)** 今、町長がおっしゃった1保育園はどこですか。
- 〇町長(東 靖弘君) 大丸保育園でございます。
- **〇4番(稲留光晴君)** 大丸保育園はですよ、津波とかそういう関係、どういう整備になるわけですか。

- **〇町長(東 靖弘君)** 施設が非常に老朽化していて、また、現在地では、とても新しくつくるということはできないと思っておりますので、場所を移転した上で新たにつくるという形になると思います。
- ○4番(稲留光晴君) 町長のお考えはわかりましたが、先ほどの同僚の質問の中で、 ふるさと応援基金を教育と子育てに使うということをおっしゃいましたが、そこ辺 のことなんですよね。だから、私は、半期で約1,200万円、年間2,400万円 というのを副食費ということで提案を申し上げておりまして、町長の権限で使える のであれば、ふるさと応援基金をですね大丸保育園に使って、保育料で浮いたわけ ですから、保育料関係に、同じ園児のための施策としては、私は変わらないと思い ますけれども、そこ辺のお考えというのはどうなんですか。
- ○町長(東 靖弘君) 保育園の整備につきましては、国の補助金とか、もちろん県の補助金も入るわけでありますが、一応その目的に沿って保育園を整備していくということになりますので、あと、補助裏について町負担分というのがありますので負担していくわけであります。これまでの保育園も、そういう形で整備してきております。

先ほど、子育て支援は大変重要なことだということで、ふるさと納税はそういう ふうに充てている分もたくさんありますし、また、大崎町独自で子育て支援をやっているところもありますので、それはそれとして考えていきたいんですが。当初予算を策定する段階で、財源不足というのはどうしても否めない状況でありますので、国・県の補助状況等を見ながら、そしてまた、町の財源がどれくらい充当していくことが可能かなのか、そういったことも非常に予算を決める段階では重要になってまいりますので、そこらを見ながら、そしてまた、どういう方法で対応できるかということ等も踏まえて、今後検討をしていくということで御理解いただければと思います。

○4番(稲留光晴君) 町長はよくおっしゃいます、近隣自治体というのは、なぜか東 串良が近隣自治体に入っていないんですよね。向こうは肝属郡、こっちは昔の曽於 郡で、志布志、曽於市ということの近隣地帯ということで言われてますが。この浮 いたお金は、東串良は約800万、半期分、副食費の免除にですね、本年度の予算 で約800万円予算計上をしております。近隣自治体は東串良町もございますの で、曽於、志布志にとらわれずにですね、やっぱり同じ町ということで考えていた だきたいというふうに思います。

それでは、これをもって私のすべての質問を終わります。

- ○議長(宮本昭一君) 次に、8番、中山美幸君の質問を許可いたします。
- **〇8番(中山美幸君)** 12月6日通告いたしました公共下水道料金値上げについて、

愛玩動物の管理飼養についての2件を質問いたします。

まず、初めに、議案第47号として提案されております公共下水道料金の改正について質問いたします。

平成7年、大崎町生活排水対策推進協議会条例の制定を皮切りに、大崎町公共下 水道事業特別会計設置条例などが制定され、平成14年3月議会において、大崎町 公共下水道条例第18条により、使用料の額が決しております。

議案第47号で示された案によりますと、平成5年1月1日から、基本料金700円、及び従量金など、現在の1.6倍強に値上げが示されております。非常に急激な値上げであります。

まず、本町の公共下水道の設置に関する趣旨及び目的に関し町長の答弁を求め、 1回目の質問といたします。

〇町長(東 靖弘君) 本町における公共下水道事業については、戦後の高度成長により生活様式が変化し、家庭雑排水等の増加により、大量に使用した水を汚したまま河川等に排水され、河川の水質が悪化いたしておりました。

当時、健康で豊かな活力あるまちを基本理念にまちづくりを進めている中、下水道整備の促進を図ることが行政の重要な課題となっており、平成4年度に、下水道の整備を計画的かつ効率的に進めていくための指針となるべき基本構想を策定し、公共下水道整備区域が設定されました。

公共下水道は、健康で清潔な生活環境の構築、並びに河川の水質環境改善という 目的のもと、整備をされたものと考えます。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) 今、大方、町長のほうから説明をいただきました。

今回の提案をされました議案についてですけども、審議会を答申されて、審議会の答申をもとに提案されたというような答弁がございました。この審議会の委員の方々、10名ですね、この中に各受益者の団体の方々が選択されておりますが、これは、町長が任命することになっておりますが、この受益者代表を、町長はどのような観点で選出されたかお伺いいたします。

- ○町長(東 靖弘君) 審議委員を委嘱するわけですから、事前に、どういう方々が適正かということで選考協議しているわけでございますが、もちろん、ここの中に議会の方々も入っているし、また、従来、水道事業、下水道事業を検討・対応された行政職員も入っております。そしてまた、あとは地域の見識者という方たちを構成メンバーとして委員を委嘱しているということになります。
- ○8番(中山美幸君) その6名の方々、議会代表、それから有識者といいましょうか、そういう方々については了解でございますが、あとの受益者の代表の方々、こ

の集落の方々を選択された町長の意思といいますか意向といいますか、どういった ことを中心に考えられて、この集落の方々を選ばれたのか、再度お答えください。

- **〇町長(東 靖弘君)** ここに、集落の受益者代表がありますけれども、それぞれが各 自治公民館の代表者、そしてまた、公共的な役割とか社会貢献とかいろいろしてお られる方々を代表として委嘱をしております。
- ○8番(中山美幸君) 町長、この条例ですね、審議会の条例は、やはり、ある程度の 受益者といいましょうか、1,705件、現在接続があるということでございました、担当課によりますと。その中でですね、受益者の方々、6名の方々のところの 参加されている自治公民館の数、町長はそういったのも把握されて、これを任命されましたか。そうでないとですね1,705名の方々の意向というのはさほど伝わらないんじゃないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 自治公民館の数、そこまで考えて委嘱したかどうかというところについては、人数的なことをもしわかっていれば、担当課長の答弁といたしますが、下水道区域内で、先ほどお答えいたしましたようなそういう役割を担うことができるような方々ということから選考されている部分が強いと思っています。
- **○8番(中山美幸君)** 町長、これをですね私は計算してみました、308戸なんですね。この委員の方々が所属されている自治公民館に加入されている戸数が308戸あります。

問題は1,705戸なんですよ。これを計算しますと、約2割弱ですね。そうしたときに、行政のほうで受益者と言われる方々の意向が、本当にこの方々によって伝わっているかどうか。ましてや、委嘱をされて任命をされまして、この審議会は何日間行われておりますか。

○町長(東 靖弘君) まず、1点目の、受益者の意向を伝えることができたかどうかという御質問でございますけれども、この議事録を見たときに、質問もしておられますので、疑問に思った点については質問をしておられるという状況ですから、その思いは伝えられているんじゃないかなと思っております。

何日間、審議をしたかという点については、担当課長の答弁とさせていただきます。

- ○水道課長(高田利郎君) 審議につきまして、何日間審議がされたかという問いでございますが、期日は8月21日、審議の日にちにつきましては、この1日のみとなっております。
- ○8番(中山美幸君) 町長、大事な審議会ですよね。町長が審議委員を任命されまして、集落の代表の方々を任命されております。そして、御意見を頂戴されておりますが、この議事録を拝見しますと、自治公民館長の代表の方々がこのことについて

お話をされたのは1名だけですよね、1名だけなんですよ。なぜ、1名なのかということが、私はちょっと疑義があったんです。

というのは、今、担当課長のほうで答弁がありましたが、この審議会は1日だけですね。この審議会を見ますと、9時30分から何時に終了したかわかりませんが、1日だけの審議で終わってしまっている。この代表の方々が各集落に帰られて、その所属される戸数の各家庭の方々、若しくは半数以上の家庭の方々から、公共下水道料金の値上げについての審議があります、皆さんはどう思われますか、というような意見の徴集もできない状態じゃないですか。町長、この辺について、どういうふうにお考えですか。

○町長(東 靖弘君) 質問が1名しかなかったということでありますが、この内容を見たときに、それなりにずっと内容等については見直し案を提案するまでにかなりの説明はしておられると思うんです。そこの中で、委員の方々も聞いた上での判断として、意見があり、意見なしということで、ここは個々人の差だととらえることができております。

また、その委員の方々がそれぞれ帰って、集落の方々に説明をできたかどうか、 そういう時間があったかどうかということでありますが、機会があれば、こういう 会だったということも伝えておられる方もいらっしゃるでしょうし、そうでない方 もいらっしゃるととらえることができると思います。

○8番(中山美幸君) 町長、若干誤解をされておられるようであります。任命をされてからですね任命証を受け取りになられまして、それからその日に9時30分から認証式があり、それからこの議題に入っているわけですよね。

私が申し上げているのは、こういった議題があったときに、じゃあその代表の方々が、本当に自分たちのまわりの住民の方々の意向、意見、そういったものを汲んで発言できるかどうかということですよ。それは、私、若干不思議だなと、不思議だというより不可能に近い状態じゃないのかなというふうに思います。ですから、審議会においても、その審議委員を町長が選任された、そうした場合は、こういった議案として、何月何日に再度審議会を開催しますよと、この内容について御検討くださいというのが、私は当然のことだろうと思います。そうでないと、広く住民の方々の御意見だとか意向だというのはなかなか答弁できない、なかなか伝えることができないんじゃないだろうかなと思うんですが、町長、それでよろしいんですか。

〇町長(東 靖弘君) そういう指摘をされればそうでありますし、議会においても議会招集の前には、その前段で配付資料も出されるわけでありますから、あるいは、 各種の会議等においても重要な会において事前に配付されたりとか、そういったこ とはよくあることであります。

今回、審議会においては、当日の会で配付して、当日説明したというところで、 今御質問されているところでありますが、事前に配付しておりませんので、そのこ とは認めますけれども、説明会については様々な角度からの説明というものはなさ れたものと理解をしております。

- ○8番(中山美幸君) 町長がまだ町長になられる前、職員として在籍中です、平成8年第2回、議案第34号、以前の新堂町長の時代ですよね、そのときに先輩議員がこういったことを質問されております、町民が、使用料の徴収について、町民から徴収するとなると抵抗があるのではないか、という質問に対して、新堂町長はどういうふうに答えられているか、いろいろな問題を含みますけれども、主な事業に対するあれで、あとの運営、維持運営という問題については、負担の問題、いろんな問題、工事にかかわる負担というものなどもあろうと思いますので、そういうものは住民の十分な御理解をいただきながら、今後進めていく問題だというふうに受けとめているところでございます、というふうに明言されているわけですよ、町長。これは、町長が行政の職員として在職中なんですね。町長は、この町長を補完する立場にあっただろうと私は予測しておりますが、この意見について、町長、十分な御理解を、ということで、前町長は住民の意見を真剣に汲むよということを先輩議員の方々に答弁されているんです。町長はその意志がなくなっているということでございましょうか、再度確認いたします。
- **〇町長(東 靖弘君)** 使用料の徴収について、前町長のほうで、今後住民の理解をいただいた上で対応するか、あるいは、今後対応するか、その議事録を見ておりませんので、そういう答弁があったということであります。

大体、事業を実行するに当たっては、下水道条例もつくりながら、平成4年度から構想を立てて、平成5年度、基本構想を立ててという形で進めていっているわけであります。その過程の中では、広報等を通じて住民の皆さん方にお知らせしていることもあるでしょうし、あるいは事業推進するに当たっては住民の方々に周知もしてきたものととらえております。

ただ、使用料については、十分理解していただいた上でということでありますが、使用料の在り方等についても、下水道の手法とか、あるいは広報とかそういったところから周知していきながら、使用料徴収についての周知と御協力をという形でやったこられただろうと推測しております。下水道は、どうしても使用料がもとになってまいりますから、そういう説明については、当時の町長も十分理解した上での説明ではなかったかなと思います。

〇8番(中山美幸君) だから、町長、前町長はこういう発言をされているわけです

よ、だから町長はそういった気元がその時にあったのか、なかったのか、そして、 今はどういう気持ちなのかということを私は重点的にお伺いしているわけですよ。 住民の意向を、本当に尊重してやろうという考えを持っていらっしゃるのかどうか ですね。

もうちょっと、私は先ほど申しましたように期間を置いて、選任された審議会の 委員の方々にはこういうことを議論しますよということを通達した上で議論して、 この金額を審議会に提案されるべきではなかったのかなと思いますが。先ほど町長 は、それは認めますが、ということだったんですけども、町長、前町長のこの発言 に対して、町長の現在の気持ちはどういうふうにありますか。

- ○町長(東 靖弘君) この1点に非常に集中しているところでありますけど、やはり、こういった特定目的を達成するために事業を推進していく、公共下水道区域という一定の特定の目的を対象としてやっていくときに、当然、使用料徴収とか負担金徴収とか出てくるわけですから、そういったものについては住民の皆さん方の御協力をいただく。そこの中で、自治公民館の方々の協力をいただいたり、説明していただいたりということでそういう説明をやってきているわけで、十分な説明を町長はどう考えているかということでありますが、やはり、そういった十分な説明に取り組んでいくということは当然必要で、当時の事柄にしても必要でありますし、今回はこういう形で審議会を1日開いて、御協力いただきましたけれども、先ほど言いましたように、事前の通知とかについては認めて、今後、在り方等についてはちゃんと検討していかなければならないと思いますので、やはり住民サービスについて、ちゃんとした態度を持って臨みたいと思っています。
- **〇8番(中山美幸君)** 今回もですね是非そういう態度がほしかったなというふうに私 は申し上げておきます。

そして、この審議会の第1号議案の中でですねこういうことを説明されておりますね、収支計画のうちの財源についての説明です。下のほう、大きな3番の②です、町長もこの資料を持っていらっしゃると思うんですが、私が質問するということだったんで、②の上から3行目、使用料の見直しは、接続率100%が見込まれるときに検討します、と明確に記載してあるんですよ。この前の提案です、議案第1号の提案の綴ってある文書の中に、これ書いてあります。町長、これ、ちょっと違うんじゃないですか。私、この前、委員会の席上で提出を求めて、貰ったやつです、本会議で私が提出を求めたやつです。いかがですか、町長。

〇議長(宮本昭一君) 暫時休憩します。

-----休憩 午後2時37分 _____

- ○議長(宮本昭一君) 再開いたします。
- ○町長(東 靖弘君) ただいま御指摘のありました点で、使用料の見直しは、接続率 100%が見込まれるときに検討しますということで、経営戦略に掲げてあります が、これは本当に現在の接続率は93%ありますので、100%ということはなか なか難しい状況でありますが、100%ということについてはこういうふうに記載 してありますけれども、私の判断の中では、やはり93%ということで、現在の接 続率が93%という状況でありますので、ここについてはちょっと見直しをさせて いただきたいと思います。
- ○8番(中山美幸君) 見直しをさせていただきますと、町長、簡単におっしゃいますけど、これは審議会に出された第1号議案の議案書ですよ。非常にこれは悲しいことですよ。現在93%、1,800数件の中の1,705件が接続をされていて、100%に至っていないんです。私ちょっとこの前の委員会の中で計算をしましたけども、残りの135戸、これは未接続なんですよ。これが100%にいっているかどうかという、これは大きな問題ですよ。これはもう議案として出されたんです、文書として。それも言葉じゃないんですよ、文書として出されておいて、それを、この10名の審議委員の方々は多分信用されて議論されていると思うんですね。これを疑って議論する人はいないですよ、町長。

これからすると、私も値上げをしないといけないというのはわかっています、わかっていますが、1.67、1.66、ずっと続きます、切り上げると1.7ですよ、最終的には。1.7という、先ほど冒頭申しましたけども値上げ率が高いから、私は申し上げているんです。値上げをしないといけないということは十分わかっておりますが、こういった文書で審議会に出されて、審議委員の方々を、悪い言葉でいうとだますといいましょうか、審議委員の方々に御理解をこういった形でいただかれて答申をされているんですよ。今、訂正をされると、審議委員の方々にはどういうふうな弁明をされるつもりでしょうか、お伺いします。

○町長(東 靖弘君) 審議の過程の中で、接続率とかそういったものについては十分 説明がしてあると認識しております。93%で、百数戸の方々が未接続だというこ とで、そういった内容等についても説明されているものととらえております。

ただ、ここに御指摘がありました100%ということは、なかなか難しいことであります。その中で、実際、100%とここに書いてありますので、それは否定しようもないところでありますが、この件については、現実に沿っていない数字が記載されているところでありますので、この点については反省します。また、審議委

員の方々には、この点についてはちゃんと御説明をさせていただきたいと思いま す。

○8番(中山美幸君) これをもとに議論をされて、値上げを承諾されて答申されているわけです。私は非常に残念です、本当に残念ですよ。こういったことで審議会をされ、審議委員の方々が納得されたんだなということを考えると、ものすごく残念でたまりません、行政のほうを、私も信頼しておりましたけども。

それともう1点お伺いしますが、同じような議案の中でです。下水道単価の見直 しの案について、議案第2号です、これも議案書の中にあります、議案書を提出さ れているんですね。町長も、この審議会の中では挨拶もされているんです。委嘱状 も渡されていると思います。町長が出された資料の中の大きな1番の、見直しの理 由の中に書いてあります。下水道法の抜粋がありますが、その上の段、4行目から 読んでみましょうか、町長、持っていらっしゃいますか、平成25年時点におい て、公共下水道事業計画における汚水処理人口普及目標は達成されており、以降の 新規接続も緩やかな増加となっております。汚水処理人口の早期普及を促進するた めに、ここは大事です、町長、この前もこれは本会議の中で私が指摘しました、使 用料金単価は低く抑えられておりましたが、今後は受益者負担による公共下水道の 経営接続を進めていく必要があります。普及を促進するために単価を抑えていまし た、これはどういうふうにとられますか。普及するために単価を抑えているという ことは、そのときの価格、従量価格というのはもっと本当は高かったはずですね、 その時点で、その従量単価を本当の単価を出しておけば接続率が悪かったから抑え て、住民の方々に接続をしていただきましたよという文面じゃございませんか。お 答えください。

- ○町長(東 靖弘君) 最初の時点で、公共下水道の立米当たりの単価を決めておりますので、それをもとにして、それから今日まで見直しをしていない状況でありまして、その理由としては、接続を推進していくために、することとあわせて単価も同時に引き上げていくということについては検討の余地があったところでありまして、ここに書いてありますように、推進をするということを優先させながら、その間においての使用料の単価改正というところは控えてきたということだと思っています。
- ○8番(中山美幸君) これを見るとですね接続数を増やすために、本当は基本料金4 50円じゃなくて600円だったかもしれない、それなのに接続をうながすため に、助成金を出して単価を抑えたということですよね。

その時点で、住民の方々が本当の使用料金、基本料金をご存じだったら、どうだったんでしょうか。本当にこの事業はなり立っていたでしょうか。下水道の事業に

ついては、環境はよくなります、確かによくなります。それから、先日の本会議の中でも、町長が住環境の利便性が上がるからいいよというようなことも話をされました、それも十分理解できます。しかし、当初、こういった議案書を出されて議論されている、これは非常に不自然ですよ、住民の方々を、悪くいうとだまして接続をうながしたということをとられてもしょうがないんじゃないですか、町長、いかがですか。

○町長(東 靖弘君) 公共下水道の事業については、先ほども申し上げましたけれども、早い段階から基本構想は立てられて、そしてまた使用料等についての規定も組み込まれて、そしてまた設置する方々に対する、生活保護世帯とか、あるいは生活困窮世帯とか、既存に空き家になっている対策とか、そういったことももろもろ、それぞれの審議会の中で考慮しながら、減免措置を講じたりとかそういうことに取り組んできて事業がスタートしたところであります。

計画の時点で、人口密度とかの比率からいくと、規定に沿った人口を満たしていないというのは当然あったわけであります。そのほかに、公共下水道区域の浄化、生活環境の整備が最重点でありますので、その上で整備をやってきたということであります。いろんな助成制度を講じながら推進を図ってきたところでありますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

当初の段階の450円の設定は基準だと私はとらえております。それから、実際、事業開始がされてきて、その中で様々な経費がかかる中で料金の改定をするという段階も何回かあっただろうと思います。そこで、やはり下水道の普及率を高めていくということを最優先しながら、今日まで、改定前までやってきたわけでありますので、基準が450円で収まったか、あるいは、本当はもっと高かったんじゃないか、そして、その上で、高いからそのときに皆さん方は接続しただろうかという御質問でありますが、接続に関しては推進できるように様々な審議会で補助金制度等を設けて協力いただいております。450円というのは、私の判断の中では、これが最初の基準点だろうととらえております。

○8番(中山美幸君) この件についてもですね私は議事録をふり返ってみました。いろんな議員の方々が、先輩議員の方々が、これにもいろんな疑義を唱えていらっしゃるんですね。だから、これはやはりですねもっと真摯に本当のことを文書としてあらわしていただいて、審議会に答申していただかねばならなかったなというふうに思います。

そして、1.666、切り上げると1.7%という使用料、基本料金も上がっておりますね、基本料金がそうです。最終的には利用料金が従量の料金が140円に上がりますよね、これは1.5倍です、現在の。そして、この議事録の中で、1人の

議員の方がおっしゃっていますよね、生活困窮だとかそういったところの手当はど ういうふうにするのかと言っているんですが、その答弁もないようですけども。そ して、今回、単価の見直し案についても出されておりますが、そういったところは 含まれていないんです。そういったことを、みんなが住みやすいまちにしたいんだ ということと、町長が先ほど言われましたけども、人口減少で、町長もよく言って いらっしゃいますね、コンパクトなまちをつくっていかなきゃいけないよな、そう でないと経費が嵩んでくるよね、というようなことも町長も言っていらっしゃいま す、それは私と同感だったと思います。そういうことをする中で、下水道区域そう いったところがこれだけの使用料金をはらわないといけないよねというふうになっ た場合に、そしてましてや、今回、助成金の廃案もされているようですね、2つの 助成金が。設置のときの助成金、それから公共の本管から住宅に引き込むときも自 己負担、私費で行ってくださいということになっているようですけども。町長、こ れで、今から100%を目指す、少しでも多くの方々に接続していただいて、赤字 といったものを補っていくということを考えたときに、これが有効ですか。私は逆 行するんじゃないのかなと、これ以上、接続は進まないんじゃないだろうかという ふうに危惧していますが、いかがですか、町長。

○町長(東 靖弘君) 公共下水道の経営というそういう点では、現在の公共下水道区域の中で、高齢化に伴って使用料が減ってきたりとか、あるいは転出されたり、死亡されたり、空き家が増えてくる。半面では、それが続くと経営が非常に困難になってくる。一方では、転入する世帯、あるいは住宅環境の整備をうながしながら事業推進していくという方向で進めていくことが肝要であると思っております。

お尋ねの、補助金の見直しという面につきましては、他の自治体との関連とか、 自治体かどうかはわかりませんけれども、補助金等の見直しの部分につきまして は、担当課長のほうで答弁をいたしたいと思いますけれども、やはり事業として、 完成して今日まできている区域の発展とか、そういったものを十分に尽くしながら 赤字経営を少しでもくいとめていくような対策をとっていくということが非常に大きな課題であるし、また、人口増加対策について、コンパクトなまちづくりといいましょうか、そういったものについては積極的に取り組んでいくべきだと認識しています。

○8番(中山美幸君) 町長、今、申し上げたのはですね第4号議案、第3号議案の中で、大崎町水洗化等改造整備事業補助金の打ち切りです、それから公共下水道取り出し管設置費用の個人負担です。特に個人負担です。道路を横断して接続する場合に、これは私費になりますよということが書いてありますね。こういったことで、本当に接続が100%を目指すことができるかどうか。そして、先ほども言いまし

たけども、コンパクトシティを目指そうとして、下水道区域に皆さん方に住んでいただきたいと、利便性を高めていきたいよねというようなまちづくりを進める上で、こういったのは障害とならないのかどうか、私は危惧をしております。

先ほど、町長にも答弁いただきました議案第1号、第2号、こういったようなものを出されて審議をされております。今回、議会でどのような結論を出されるかわかりませんが、まだまだ時間がありますよ、もう少し熟慮して、この上げ幅を圧縮していくというような考えはお持ちでないですか。

- ○町長(東 靖弘君) 先ほども答弁をしたところでありますが、この事業がスタートした時点で単価の設定もしているところであります。それから今日まで、ずっときている段階で、やはり経営ということも考えていかなければなりませんので、その上で審議委員の皆さん方には説明もし、審議もしていただいて、御承認もしていただいたということでありますので、今回の議案につきましては、このまま提案をさせていただきたいし、是非、議員にもそのことについては御理解いただきたいと思います。
- **〇8番(中山美幸君)** 町長、先ほどお認めになりました100%の問題。そういった ものを出した審議会が結論を出されたということです。それがちゃんとした議案の 中で、93%であれば、私は何も言いません、審議会の内容ですがですね。そうい ったことをされておいて認めてくださいというのは、若干、私はおかしいのかな と。非常に、行政と議会、議会の信頼も損なわれますよ。議員はそういったことを 認めたのということにも、私はなってくるだろうと。7%違うんですよ、135戸 違うんですよ、この文書からみて。そういったこともあります。だから、値上げま で猶予期間等も設けてありますし、それから、先ほど私が申しました、低所得者、 高齢者の方々の優遇措置、そういったものを含んで、もう一回ですね検討していた だく。第1回目の猶予期間の600円、120円、そこまでは私も可能だと思って います。そこら辺の時点で、もう一回、真剣に考えていただきまして、いろんな絡 みのある支出があろうと思います、そういったものを抑えながら、その努力はまだ 見えてないじゃないですか、汚泥の処理にしても1社だけですよ、ほかの会社にも あると思います。そういったところも検討しないといけないのかなというふうに思 いますので、是非、これは再度、猶予期間の間に検討していただいて、1.66と いうような値上げ幅、これを圧縮するように努力していただけませんか。
- **〇町長(東 靖弘君)** 汚泥のところにつきましても1社見積もりということでありました。確かに、1社見積もりでずっとやってきております。

汚泥処理に対する単価の問題、そういった他の事業者等の処理費用とか比較しな がら今日に来ているところであります。汚泥処理の費用は安かったにしても、運搬 経費とかそういったものが高かったりということもあるために、こういう形できているところでありますので、ここについてはまた担当課とも十分協議はしていきたいと思っています。

この100%というのは本当に申し訳なかったと思います。私も、この数字を今指摘されて、本当にあっと思った次第であります。ただ、現状は、中山議員さんもずっと理解をしておられるわけであります。そこの中で、93%の接続率、そして、できたらそれ以上の推進率ということになりますけれども、このことについて非常に争点になっておりますが、ここについては、また審議委員の皆さん方には、こういうことだったということの修正と説明はさせていただきたいと思います。

〇8番(中山美幸君) 若干、理解されていないのか、誤解されたのか、申し訳ございません、私の言い方が悪かったか。

最終的に1.7ですね、1.6強なんですよ、値上げ幅が。だから、猶予期間がありますよね、提案されました猶予期間の最初の年度、600円、基本料金、そういったところで落ち着くような提案を、その後、もう一回途中で検討されて提出されるように望みたいということでございます。今議会ということじゃないですよ。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩をします。

- ○議長(宮本昭一君) 再開いたします。
- **〇町長(東 靖弘君)** 大変迷惑をおかけいたしました。失礼いたしました。

先ほどの質問に対しての答弁をさせていただきます。答弁の中では1.66倍の値上げになっているということで、これを抑えるべきではないかという御質問でありました。また、こちらのほうでいろいろ協議もしたところでありますが、本町の原水単価の150円、あるいは国の交付基準の150円ということも合致している観点から、どうしてもこの金額というものは必要でありますので、この部分については提案をさせていただきたいと思います。

また、激変緩和措置について、単年度で見送るべきではないかという御質問だったと思っております。この激変緩和措置期間についても、原案どおりで提案させていただきたいと思っておりますので、どうぞ、この点について再度御理解賜りますようによろしくお願いいたします。

○8番(中山美幸君) 私が申し上げている激変緩和措置を単年度で、ということじゃないんですよ。最初示されました激変緩和措置、令和3年1月1日から令和3年1

2月31日までの激変緩和措置、これぐらいの状態で落ち着かせることはできない かということを私は申し上げております。その点について、再度お答えください。

- **〇町長(東 靖弘君)** 経営を行っていく上で、どうしても必要な財源となるべき金額 でありますので、この点につきましても、是非御理解をいただきたい、そして、こ の条例に基づいての提案をさせていただきたいと思います。
- ○8番(中山美幸君) どうしてもということなので、執行権は町長にございますので、我々はあとは否決するぐらいなんですけれども。どうしてもということであれば、それは、私はこれ以上申し上げる余地はございませんし、先ほど申しました汚泥の運搬、それから処理の費用、人口減少等を加味すると、少なくなってくるだろうと思います。そういった経費の削減、そういったものを見込みながらですね将来の価格設定ということを、再度検討していただくように御要望申し上げまして、この点については質問を終わります。

引き続きまして、愛玩動物の管理飼養についてを質問いたしますが、現在、犬だとか猫、そういった愛玩動物を飼養されている方が非常に多いと思いますが、町長、本町において、そういった愛玩動物、いろんなものがあると思いますが、どのように把握されているか、まず、答弁ください。

○町長(東 靖弘君) 本町で飼養されている愛玩動物はどのようなものがあるかとの 御質問であります。辞書類によります広義の解釈では、側に置いてかわいがった り、姿や仕草、声などを楽しんだりすることを目的に飼育される動物、犬、猫、小 鳥、金魚など様々な動物が対象となる。ペットであるとされていることからも、本 町では様々な動物が飼養されているものと認識しております。

そのほかには、愛玩動物看護師法による狭義の解釈により、その対象は、同法第 2条中に愛玩動物とは、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫、そ の他政令で定める動物をいう、とあることから、犬、猫及び、その他政令で定める 動物ととらえております。また、その他政令で定める動物は、その政令がまだ定ま っていないとお聞きしております。

以上でございます。

- **〇8番(中山美幸君)** 町長、私はその条例をですね読んでおります。読んでおります が、本町でどのような愛玩が飼養されているかということをお聞きしたわけです。
- ○町長(東 靖弘君) 狂犬病みたいに許可制になっている部分とかありますので、 犬、猫とか小鳥とかそういった種類でありますが、まだ幅広くということであれば、担当者が認識していたら担当者の答弁とさせていただきます。
- **〇8番(中山美幸君)** まだまだそこら辺がはっきりとされていない部分が非常に行政 側にあるようです。ところで、町長、先ほど条例をずらずらずらっと並べられまし

た。私もある程度条例は読んでおりますが、動物の愛護及び管理に関する法律に関する地方公共団体の措置について、お示しください。

○議長(宮本昭一君) 暫時休憩します。

- ○議長(宮本昭一君) 再開いたします。
- ○町長(東 靖弘君) いろいろ条例とか、全国の状況とかとったんですけど、いきなり地方公共団体の措置ということでありますが。飼い主とか、あるいは飼いのこの生態とか習性とかいったことも、当然、理解をしておかなければならないことであるし、先ほど申しました愛玩動物は、各家庭においてするわけですけど、犬の場合にはちゃんと対応しておりますが、猫等に対しての対策とかそういったことは全然とっていないわけでありますけれども、やはり、自治体として、愛玩動物についての適正な管理を周知するとかそういったものがあるのではないかなと、多分曖昧な答弁になっておりますけど、そういうふうに答弁させてください。
- ○8番(中山美幸君) 冒頭で、町長が条例をたくさん言われましたので、私もそれはほとんど読んでおりました。一番、私が問題にするのがですね地方公共団体はどういう措置をしているのかということが問題だと思うんですよ。きょうの本題はそこなんですよ。我々の町が、今回は特に犬、猫に特化してものを申し上げますが、どういった措置をしているかというと、地方公共団体の措置第9条というところがございます、地方公共団体は動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例に定めることにより動物の飼養及び保管について、動物の所有者または占有者に対する指導をすること。多数の動物の飼養及び保管に係る届け出をさせること。その他、必要な措置を講じることができると条例なんですよ。

この条例に基づいて、本町がどういった活動をやっているかということをお伺い します。

- **〇町長(東 靖弘君)** 自治体の責任において対応しているというのが、先ほど申し上 げました狂犬病に関する部分とメジロ等の小鳥の飼育に関する部分に対しての指導 という部分については及んでいると思っています。
- ○8番(中山美幸君) それとですね、これは猫もそうなんですよ、同じ愛玩動物で、 冒頭、町長が猫もとおっしゃいましたけど、私は、だから、きょうは犬、猫につい て議論を申し上げたいと思います、メジロは省きます。

そういうことで話をしているんですが、それを行政として、この前、ふれあいフェスタがありましたけども、あの会場でも多数の猫が出てきていました。そして、農林振興課のほうで豚汁を配布されておりましたけども、貰った方々が、猫の糞と猫のにおいがするということで、そのまま返されたり、側溝に流されたりしたということで、私はそれを見ておりますが。そういった状況が公共施設の中にあります。

それから、先ほど議論になりましたくにの松原のキャンプ場、それからせせらぎ 公園周辺、そういったところで非常にそういったものが見受けられるんですね。 猫、そして猫のエサやり、民間の方々が持ってこられて、エサをそこで与えてい る、そして段ボールの中に子猫を持ってきて、そこに放していらっしゃる、そうい った状況があるようです。そういったものに対して、町長、行政としてどういう対 応をとるのかということを、私はお伺いします。

〇町長(東 靖弘君) まず、くにの松原とか、あるいはふれあいの里公園とかという ことでの御質問でありました、どういう対応をすべきかということであります。

公共施設に、多分猫だと思います、猫が放置されているという状況があるということは確認をしております。担当課長としても、そういった調査もやっておりますので、どれぐらい野良猫という形でそこに生活しているかという、数についてはまちまちでありますけれども、非常に多い。そして、外部の人が持ってこられて、そこに放置する、そしてさらに、民間の空き家等の中で繁殖をしているということで、特にふれあいの里公園辺りでは非常に多くなってきているというのが現状であります。

これの対処の仕方をいろいろ考えてはきたんですけれども、なかなか実行に至っていないという状況であります。条例の中で、鹿児島市の条例を調べたんですが地域猫というのもありました。地域の皆さん方が団体を組織して、そこで猫の管理をやる、NPOの方々が管理をやる。そして、去勢とか避妊については鹿児島市が助成するという制度を鹿児島市はつくっておりましたので、その他、鹿児島県の離島の状況の中では、アマミノクロウサギを保存するための猫に対する対策とかいう条例もつくられておりまして、鹿児島県が一番多いのかもしれませんが、全国的にもかなり猫についての対策は講じられているというのは、今回の御質問をいただいて、いろいろ条例等を調べてみて初めてわかりました。

ただ、適切な対応の仕方というところは結論に至っていないところです。

○8番(中山美幸君) 私も、その条例を、飼い主の方々の適正な飼養、管理に関する条例という本町の条例を定めるべきだと私は思っているんですね。そうしないと、これはますます増えてきます。そして、猫の被害、猫が人間に感染させる病気がど

れぐらいあるかご存じですか。

- 〇町長(東 靖弘君) 担当課長もわかっておりません。
- ○8番(中山美幸君) 大きなのでですね4つぐらいあるようですね。特に高齢者、それから2歳から3歳の子どもたち、それと妊婦がものすごく感染しやすいということで、大きなものは4つあります。

引っかかれただけでも、そういった感染が出てくるということですね。この前は 野生の猿がそういった病気を持っているという報道もなされたと思いますが、猫の 約30%がそういった菌を保菌しているという保健センターの論文の中に出てきて おります。だから、そういったことを考えるとですね早急に、我々の町でもそうい った条例をつくっていただいて対処をしないと、高齢者が増えてくる、今度は子ど もたち、小さな子どもたちが砂場で遊ぶ、くにの松原で遊ぶ、せせらぎ公園を散歩 する、そういった中でそういったものに感染する可能性が大なんですよ。そういっ た対策のためにこういった条例を制定する意志はございませんか。

〇町長(東 靖弘君) 何らかの対策は講じないといけないと思っています。

実際、繁殖している数がすごいという状況もつかんでおりますので、そこでまた、殺処分するということでなく、ちゃんと適切な処理を施しながら、譲渡したりとかそういった対策を講じていくことは必要であると認識しております。

まず、私の考えの中で、公共用の施設の中で、不特定多数の人たちが公共用の施設を使いますので、こういったところに猫がいて、そこを利用された方々がエサをやっているという、ここはどうしても改めていかなければならないと思っていますので、公共施設で生息するということに対しては適正な処理を講じていきたいと思っております。特に猫については、登録制になっていないものですから、愛玩動物ではあるけれども、外を散歩していることが非常に多いという状況で、なかなか首輪もつけられない状況であります。地域によっては、500円の手数料を取りながら登録制にしている地域もありましたので、条例等について、まだ熟知していない部分もありますが、現状の犬、猫等の、特に猫の存在は非常に気にもなっておりますので、適正な対策をとっていくようなことについては、課長を含め、協議してまいりたいと思います。

○8番(中山美幸君) 今、条例の話を申し上げましたけれども、愛護条例、国の法律の中でもですねマイクロチップを埋め込むとか、それから去勢するとか避妊処理をするとかということがうたわれているんですね。だから、これはやはり、本町でもこういった条例をつくらないことには、公共施設だけではだめなんですよ。民間の住宅にも、時期を見てはものすごく大声で泣いたり、駆け回ったり、春と秋ですね、そういった時期にはそういう被害も出ているわけですよ。そして、生ごみを拡

散する状況にもあります。それと病気、病気もひどいものがありますから、高齢者や一番小さな子どもたち、砂場等でよく遊ぶ子どもたち、そういった子どもたちを守るためにも、是非、この条例は私は必要だと思います。

そして、自治法の中でも罰則規定が加えられる、5万円以下だったでしょうか、 罰則規定も加えられるということがありますよね。そういったものを使いながら、 愛護はしながらも、本当にその管理者がちゃんと管理をするような状況をつくって いく。そうでないと、本町の公共施設はきれいになりませんよ、どうですか。

〇町長(東 靖弘君) 御発言のとおりであります。猫を好きでない人も利用するわけでありますので、公共施設については特に管理をよくしていくということが非常に大切なことであります。

条例化について制定すべきだという御質問でありましたので、担当課長を中心 に、どういう対策を講じたらいいのかというところを十分検討をさせてまいりま す。おっしゃることは、十分理解できております。

- ○8番(中山美幸君) 早急にですねそういった対策を講じていただいて、健全な場所で健全に子どもたちが楽しく遊べたり、それから高齢者の方々がちゃんとしたところでグラウンドゴルフができたり、そういった状況でないと高齢者の方々が糞尿からの飛散物を吸収されて命にかかわることもあるんですよ。特に妊婦の方々については流産とかそういうことになってくるということもでています。ですので、そこら辺を十分に検討されまして、早急にこの対策は講じていただくことを要望申し上げまして私の質問を終わります。
- **〇議長(宮本昭一君)** 次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。
- **〇1番(平田慎一君)** 新人の平田です。初めての議会一般質問になりますが、議会議員の職責とは、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視をすることが議員の職責であると認識し、本質問に臨みます。

私は、先に通告しておりました新規就農者の現状と課題についてと、かんしょ茎・根腐敗病、農家の間では根腐れ、もと腐れといわれますが、の緊急対策について、2点御質問いたします。

まず、初めに、新規就農者の現状と課題についてですが、人口減少社会に突入し、農業を取り巻く環境も、比例するように減少傾向をたどり、厳しさを増しています。農業の担い手をめぐる問題として、大きく2点が挙げられます。1点目は、現在の担い手が高齢化していること、2点目が、次世代の担い手としての後継者が減少していることです。農業就業人口が減少するということは、食糧供給の問題にかかわるだけではなく、農村というコミュニティ、地域や集落の維持にもかかわる問題であり、抜本的な対策が求められます。

施政方針で、町長は、農こそ国の基、基幹産業である農林水産業、強い農業づくりに取り組んでいくとし、具体的施策として、認定農業者及び新規就農者の支援等に力を入れていますが、これまでの実績と効果を踏まえて質問していきたいと思います。

まず、最初に、過去5年間の認定農業者の推移はどのようになっていますか。お 尋ねするとともに、その数字を見て、町長としてどのような認識を持たれています かをお聞きし、1回目の質問といたします。

〇町長(東 靖弘君) 平成4年の新政策において、効率的かつ安定的な経営体生産の 大もとを担うような農業構造の確立が提示されたことを受け、平成5年に認定農業 者制度が創設されたところでございます。

この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、町の基本構想に照らして、町が認定する制度でございますが、本町では、現在、目標を年間所得370万円、年間労働時間を2,000時間としているところでございます。

認定農業者の推移につきましては、平成27年が209人、うち法人が29法人、平成28年が221人、うち法人が33法人、平成29年が221人、うち法人31、平成30年が223人、うち法人32、令和元年が220人、うち法人32、ここ3、4年は横ばい状態となっております。

この状況を見て、町長はどういうふうに認識しているか、判断しているかというところでございますが、県農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の方々が一番多かった時代があります。大体240名ぐらいという時代がありました。それから、ここ20年ぐらい移り変わってきているわけでありますけれども、大体、現時点では220名から230名を持続している状況であります。その数からいくと、認定農業者自体はそう多く減っていないことと、それから、逆に農業法人が非常に増えてきているという状況があると認識していること。それから、220人から230人を推移しているという状況でお話をいたしましたけれども、その中では、やはり高齢者の認定農業者が多いという特徴が挙げられると認識しています。

以上でございます。

〇1番(平田慎一君) ありがとうございます。

確かに、町長の言われたとおりですね認定農業者横ばい状況でありますが、本町の場合は、確かに農業法人等の数がですね、ほかの町村と比べると若干多いのかなというふうには思っています。

本来であれば、農業センサス等でですね農家人口の推移等もお聞きしたかったんですが、来年の調査ということで、直近が2015年しか出ておりません。この中

でですね、やっぱり特に1985年から、大崎町でいうとですね2つの戸数に対して、50%ほどの農家さんがいらっしゃったのに、2015年の状況では2割超。 先ほど、同僚議員も若干言っておりましたけれども、問題なのは基幹的農業従事者、この問題だと思います。これは、多分、来年度の農業センサスでは70歳ぐらいになってくるんだろうなという状況にある中で、次の担い手、その受け皿というのがですね考えていかなければならないのではないかなというふうに思っています。

農業法人等の大規模農家も、国も地方も推進しております。本町は農業法人等が多数ありますし、その施策と方向性は悪いとは申しませんが、農村のコミュニティ、集落人口の減少は地域に直結した問題であると思います。

これはなぜかと申しますと、先ほど、農業センサスの話をしましたけども、農家さんが地域を支えていた、そのまた息子、子どもたちをまたそこで支えていたという状況が、各集落に1人か2人は必ずいらっしゃったと思います。それが、今現在、集落にそういう担い手さんを含んだ農家さんがいなくなってしまっている。その現状は、やはり地域のコミュニティの問題と直結しているのではないかというふうに思っております。

その現状をとらえて、町長の御認識をお伺いいたします。

○町長(東 靖弘君) 御質問のように、農村集落において、若い人たちが少なくなってきている、加えて農業担い手も少ない、あるいはその集落の行事とか率先してやるような若い人たちが少なくなってきている。各集落によって、それぞれ違いがありますけれども、本町の農村集落の実態を見ると、だんだんそういう方向性が如実に表れてきていると思っています。

持続可能な集落を形成していくためにはどうあるべきかというところでありますが、やはり、地域の中に若者が存在して、担い手となって中心的役割を果たしていくような姿が一番望ましいし、大崎町においても各校区、大きな単位で申し上げますと、その大きな単位の中で若者が存在して、協働しながら活動をしていく、支えていく、そういう姿を追求していかなければならないと思っています。

- ○1番(平田慎一君) ありがとうございます。町長の認識はお伺いいたしました。 次に、2番目ですが、過去5年間の新規就農者、就農人数はどのようになっているかお伺いいたします。
- ○町長(東 靖弘君) 平成26年度は8名、平成27年度は2名、平成28年度は3 名、平成29年度は5名、平成30年度は4名となっており、5年間で合計22名 の方が就農されております。

以上でございます。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。

その数字を見られて、町長はいかが思われますか。

- ○町長(東 靖弘君) 平成26年度で8名、あるいは平成29年度で5名とありますが、新規就農者についてはばらつきがありますので、非常に多いときもあるし、なかなか新規就農者が少ないときもあるというような状況ですが、他の自治体の合併前の旧単位でいきますとほぼ同等ぐらいかなと思いますが、もっと新規就農者が増えてほしいと思うのが本音でございます。
- **〇1番(平田慎一君)** ありがとうございます。

実際、新規就農をされている方というのは、今、やっぱり畜産系が本町は特に多いと思います。畑作、露地、その他、ほかの近隣の市町村と比べると畜産の割合のほうが高いのかなと、その現状は認識しておりますが。加えて、あと離農者についてお伺いいたします。

既存の農家さんでは後継者がいなくて離農されている方、また、新規就農で就農 しても経営不振等で離農している方等がいると思いますけども、それについてのデ ータはありませんか。あればお答えください。

- **〇町長(東 靖弘君)** ただいまの御質問につきましては、今、担当課長に確認したと ころでございますが、データがないということでございます。
- ○1番(平田慎一君) 実際ですね調べてもらうように、本町でわかりやすくいうと I ターン・Uターンの京都の方が新規就農でいらっしゃいましたけども、辞められて帰られている、そのような現状をですね実際ちょっと調べてですねちゃんと確認しておくべき必要があるんじゃないかなというふうに思います。これはなぜかというと、就農しても続かない、新しい子がせっかく入っても続いていっていないという現状をやっぱり知っておくべき必要があると思います。

続きまして、近隣市町村に比べて新規就農者の就農数はどうなっているかお尋ね いたします。

〇町長(東 靖弘君) 近隣市町の平成30年度の新規就農者数は、志布志市10名、 曽於市8名、鹿屋市11名、東串良町4名、肝付町9名、垂水市2名となっており ます。

また、過去5年間の新規就農者の平均を見ますと、曽於市が10.8人、志布志 市が11.2人、大崎町は4.4人となっており、数字的には低くなっております が、人口比で申しますと、決して少ない数ではないと認識しております。

〇1番(平田慎一君) ありがとうございます。

本件に対してですね近隣市町村のパイの大きさもありますし、合併されていると ころ、されていないところとかですねあるんですけれども。5カ年平均で大崎町で 4.4名、これが近隣市町村と比べて、人口割でするとですねそれなりの数字ではあると思うんですけれども、でも、作物別に考えると、業種業態でですね農業の中の作物別で考えると、近隣市町村の場合、割合がやっぱり畑作とか施設とかですねそっちのほうも多くなっていっているという現状の認識しておいて、力を入れるべき部分もあるのではないかなと。わかりやすくいうと、志布志市とか東串良町とかピーマンとかですね公社等を含めてされておりますが、現状として、志布志市が東串良を抜くんじゃないかなというぐらいの勢いで就農者数が増えていっているという現状もあります。

そこを踏まえまして、次に、新規就農者を増やす施策はないかということです。 新規就農者確保のために、国では情報提供、人材育成、研修の支援や、経営スタートに当たっての農地の確保、機械や施設の整備への支援を基本に、若者の就農やその定着をサポートするため、経営安定のための支援や法人雇用での就農の支援、地域のリーダーを育成するための経営教育などに重きを置いております。

そこで、地域側でも、新規就農者へのサポートを進めていくことが大切であり、例えば近隣農家での協力体制の構築や、風通しのよい団体、組織風土の形成、農業だけでなく、暮らしをトータル支援していくようなサポートの在り方が求められています。また、自治体の補助金情報を収集し、誰でもアクセスできるように共有することも重要で、新規就農者の確保のためには、国と地域とが足並みをそろえて対策を講じていくことが大切であり、UターンやIターンへの注目が集まっている風潮をうまく利用し、希望者にとっても、農家にとってもメリットのある関係を構築していく必要があるのではないでしょうか。

そういった中で、各市町村独自の施策を行っておりますが、本町として、新規就 農者を増やすそのための施策を、どのようにお考えかお伺いいたします。

○町長(東 靖弘君) 新規就農者等のサポートのことが出てまいりました。毎年、新規就農者を激励する会とかやっておりまして、以前は曽於地区で全体で取り組んでおりました。そのサポート体制は、普及センター、農協、町、一体となって複式簿記とか、農業経営の在り方とか仕方とか、そういったことでサポートしていくということで、そこらの体制は、平田議員ご存じだと思いますが、しっかりと現在でもできているところでございます。

新規就農者を増やす施策はないかという御質問でございます。大崎町では、現在、国の新規就農者に対する支援事業であります農業次世代人材投資事業や単独での大崎町新規就農者支援事業、親もと就農者確保対策事業など、大崎町における有能な農業人材を育成・確保するため、また、新規就農者等の就農促進を定着化、経営能力のさらなる向上を図るための補助制度を実施しております。

また、果樹など、後継者不足により、既存の施設などが今後活用されないことなど予想されますことから、所有者等との合意のもと、施設などを貸し出し、新たに果樹園芸等を希望する新規就農者等を募集したり、現在未使用の空きハウスの調査を行っており、ピーマン等の施設園芸の新規参入に活用ができないかを検討しているところでございます。

どうしてこういう答弁を書いたかと申しますと、現在、大崎町内の至るところにハウスが空いているということがあります。それから、大崎町の永吉は熱帯果樹の産地でありますけれども、後継者が非常に少なくなって廃止するかもしれないという状況も、調査の結果、伝わってきております。やはり、まずとるべき過程の中で、こういった空きハウスを、栽培をやられた方々、あるいは熱帯果樹等の栽培をやめていくという方々については、事業承継をやっていくことが非常に必要であると思っています。せっかく産地を築いてきたのに、というのがありますので、こういう体制をしっかりとつくっていきたいなということと、ピーマンの例を挙げましたけれども、かなりハウスが空いてまいりました。今、農林振興課のほうで実態調査もやっておりますので、これを新規就農者とマッチングさせるとか、そういったことの方向性を見出していきたいと思っています。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。全くそのとおりでございます。

やっぱり町長はですね農政のほうに力を入れていらっしゃるというのは私も存じておりますし、今の発言を聞いて、農家の方々も喜ぶべき部分もあるのではないかなというふうに思います。

次にですね今の部分も含めまして、ある種、提言的な部分ではございますが、新規就農者を支援する仕組みを組み入れた公社的な仕組みづくりはできないかですが、本件は同僚議員からも9月議会で公社についての質問がありました。私もその必要性を感じております、同じ農家として、農業者として。近隣市町村のような単一の目的の公社ではなく、新規就農者、担い手農家へのトータルなサポートをする、そのための包括的な体制の受け皿としての役割を持つ公社が必要であると思います。

いわゆるハードの部分ではなくてソフトの部分に重きを置いた部分です。行政だけでなく、団体や法人とも連携し、技術や経営などを基礎に、農業をより効果的な経営にするための技術、スマート農業といわれる人工知能、AIや情報通信技術、Iot、ICTに代表される新たな技術を活用し、教育訓練、実践するソフトの仕組みづくりに力を入れるべきであり、推進していく必要があると思います。このことによって、国が提唱する未来型のコンセプト「ソサエティ5.0」にもつながると思います。新たな技術と農家の既存の技術を学べる、実践できる仕組みを構築し

ていくことが、これからの農業に参入しようという若い世代を育てるだけではなく、担い手農家や既存の農家への波及効果も得られるはずです。町長、いかがお考えになるでしょうかお答えください。

〇町長(東 靖弘君) 大崎町の基幹産業は農業でありますので、農業に従事されている農家並びに新規就農者の方を支援していくことは、今後も変わりはございません。

特に今後は、少子高齢化社会に伴いまして農業人口は減少し、担い手不足は喫緊の課題ととらえております。先ほども述べましたように、新規就農者対策につきまして、国や町単での支援を実施しておりますが、今後は公社的な仕組みも含め、大崎町で農業を始めたいと思うような仕組みづくりを考え、検討してまいりたいと思います。

先ほどの中で、商業を営んでおられる方はちゃんと国の制度の中で事業承継制度がございますが、農業の中には、提案しておりますけど、そういったことのない状況の中で、さっき言った空きハウスの活用とか、あるいは熱帯果樹の産地の継承とか、その他もろもろあると思いますので、また、農業に対して新規就農者が少ない現状の中で、外部からどう呼び込むかという魅力ある施策も必要になってまいりますので、ここのところについては担当課長を含めて検討させていただきたいと思います。喫緊として、どうしてもやっていかなければならないことは、先ほど述べたような事業をやりながら、畜産は盛んな町、土地利用型農業の盛んな町、そしてまた生産性も高いという中で、施設園芸という部分が若干弱いととらえておりますので、ここについては十分検討してまいりたいと思います。

〇1番(平田慎一君) ありがとうございます。

町長、これは余談ではないんですけど、昨日、政府から発表されました農業生産基盤強化プログラムを見られたかどうかわかりませんが、私が言っている部分の方向性も、これにたまたま入っておりました。これはご存じだと思いますが、PPPやEPAの緊急対策に対する答申というか国の施策の一環でございますが、この部分も加味して、行政だけでなくJA、農協や農業法人、担い手と連携した組織にてスマート農業や経営等を役割分担し、学べる場をつくり、営農類も、先ほど言われたように多種多様あります、畑作もあれば、畜産もあれば、施設園芸もあれば、果樹も花卉もあります。多種ありますので、離農者とのマッチングも含め実践していく仕組み、その受け皿、暮らしに係るサポートまで含めたですねトータル的な、一元的な、農業に特化した産学官民連携した組織の構築を、是非、御検討いただければというふうに思っております。

そうすることでですね新しい受け皿づくりが、多分大崎システムとしてできるの

ではないかなというふうに私自身も考えておりますので。本町の基幹産業である農業発展のために分母を増やす。大型農家だけでなく、集落を支える認定農業者、担い手農業者への効果的な施策に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、新規就農者の関係の質問は終わります。

続きまして、カンショ茎・根腐敗病への緊急対策について質問いたしたいと思います。この質問は同僚議員もなされましたので、切り口を変えて質問いたします。

本事業の詳細は、先ほど質問の答弁で町長のほうが言われましたので、ちょっと若干端折って言わせていただきますが。この事業はですね平成30年度補正予算である甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業の未執行額を活用して、被害状況をかんがみ緊急措置として種別を問わず実施されたものですが、特に被害が大きい地域として、現在確認されているのが鹿屋市吾平、これは5年前から確認されております、肝付町高山、錦江町宿利原地区、池田地区、曽於市大隅恒吉地区、志布志市八野地区、宮崎県都城市、串間市などですが、この部分では既に被害は確認されております。

まず、初めに、本町の甘藷生産農家数と作付面積をお尋ねいたします。

○町長(東 靖弘君) 本町の過去3年間のカンショ生産農家数と作付面積については、平成28年が生産者数206戸、作付面積582ヘクタール。平成29年が生産者数195戸、作付面積550ヘクタール。平成30年が生産者数193戸、栽培面積525ヘクタールでございます。

この数については、町内のデンプン業者や農協等からの報告、及び作付状況から 推測し、公表されたものでございます。なお、今年度につきましては、まだ調査を 実施しておりませんので、農家数、作付面積ともに把握できていない状況でござい ます。

〇1番(平田慎一君) ありがとうございます。

これは、先ほど同僚議員が御質問いたしまして、発生状況を確認しているのかという部分がございましたが、その答弁に対して4月に発生している、10月に一部 圃場が発生しているというふうに言われて、最後に、3ヘクタールと1ヘクタールの農家さんが確認されているということでしたが、具体的に御説明ください。

○農林振興課長(中村富士夫君) 3へクタールにつきましては、株式会社都食品さんのところが今回の緊急対策のほうに3へクタールということで被害を上げておられます。それから、1へクタールにつきましては、高井田アグリさんのほうからの報告ということで聞いております。

それから、一部植え直しを行った圃場は、横瀬地区のほうに若干ありましたけれども、これについては名前は把握しておりません。

それから、10月からの出荷分について、問い合わせであった分についても、本人からの電話で名前は申し上げられないということでしたので、そこについてはどこどこの圃場というところについてまでは把握をできておりません。ですので、今回、先ほどの議員の答弁の中で申しましたように、生産農家については調べをするということで、今やっているところでございます。

以上でございます。

○1番(平田慎一君) ありがとうございます。

実際、足を運ばれて確認されていないということなんですけれど、ほかの大隅半島の町村ではですね、やっぱり直接行政が動いて、被害状況の調査に入っております。本町もですね一刻も早い調査のほうをお願いいたします。

次に、本町のカンショ生産量と生産額は幾らか、また、本町の重点作物は何か、 お聞かせください。

○町長(東 靖弘君) 過去3カ年のカンショの生産量と生産額につきましては、平成28年が生産量1万4,851トン、生産額は約6億6,800万円、平成29年が生産量1万1,603トン、生産額が約7億100万円、平成30年が生産量9,885.6トン、生産額は約5億9,000万円となっております。なお、生産額については、農協の平均単価を参考に推測した金額になります。

本町の基幹作物は何かということでございますが、昔から伝わっておりますように、カンショが1つ代表的に挙げられると思います。今の土地利用型農業の中で農協等の取り扱いになっているのはゴボウが非常に有力な品種であって、そして、ダイコンとかニンジン、さらにキャベツがありまして、以前、カンショ作一辺倒から、だんだんだん青果物のほうに変わってきているということもありますが、土地利用型農業の中では、水田は米ですけれども、そういうことが挙げられるのではないかなと思います。

O1番(平田慎一君) ありがとうございます。

もちろん、カンショは基幹作物であり、鹿児島県の基幹作物でもある。国でも、南九州地域で推奨している作物でもございますが。本年8月に、大崎町で行われた大隅地域市町議会議員協議会でもですね、出席議員から、本県の被害状況と、これ肝付町か錦江町の多分議員の方でしたが、問題解決に向けて緊急性を問う発言がありましたが、多分、町長もお聞きになっていたと思いますけども、先ほど述べた被害地域では、実はですねもう離農者が出始めています、もうできないということで、あまりのひどさでですね。その認識が大崎町はあるのかどうか。この病気というのは、先ほどの質問で多分あったと思いますけども、腐れたやつを外に持ち出さないと、それが広がってしますという、これは5年前から確認されている、高山の

ほうがですね特にひどくなっている現状の1つだというふうに伺っておりますが、 その認識があるのかどうか、その対処はどう考えているのかどうか、お願いいたし ます。

○町長(東 靖弘君) 先ほど、平田議員のほうから被害が多かった地域が挙げられました。鹿屋市吾平とか錦江町とか、それから大隅町とか志布志の八野とか、こういった地域が非常に多かったと聞いております。鹿屋市が特にひどかったという状況を聞いております。その原因が連作障害ではないのかということがあることも聞いております。3割という被害であれば、10ヘクタールつくったら3町歩でありますので、その経費を考えると生産額も相当落ちてくるということがありますので、非常に深刻な問題であるととらえております。

今回、国の緊急対策の支援事業がありましたけれども、話を伺ってみましたら、特に土壌改良とか、イモ等についても消毒を全く別なそれぞれの薬品でイモの消毒をする。1回の消毒で終わるんじゃなくて、他の薬品を使って消毒をやっていくことが必要だというお話を伺ったんですが、同時に、やはり土地の深耕ということもやらないということがお話でありました。様々な対策を講じていくということが、非常に、カンショ作を続けていくということでは大変必要なことだととらえているところであります。

それで、やはりことの重要性ということについては、実際、近隣の町で大きく起きているということがありますから、ここはちゃんととらえて、そしてまた、先ほど現場主義というお話でしたので、そこについては担当課長にも十分命じていきたいと思います。

〇1番(平田慎一君) ありがとうございます。是非、そのように迅速な対応をしていただきたいと思います。

次に、この緊急対策に対して、本町はどのような形で情報提供したのかについてお伺いします。なぜ、このような質問をするかといいますと、私は、まず最初に、本事業についてですね新聞で情報を知りました。私もカンショ農家で、認定農業者であって、担い手農家といわれる部類に入る人間ではございますが。カンショの出荷時に、高山の生産者と、今年はどんな感じだ、病気が出ているよね、という雑談の中で、先般、そういういえばこの補助金の説明会があったというふうに聞きました。この方は仲介業者で仲買業者といわれる部分ではなく、いわゆる担い手農家、個人農家さんでした。不思議に思いまして、本町の農林振興課に確認したところ、この会は事業者向け、事業主体向けの会である旨の説明を受けました。私は、生産者や個人は聞けないのかと確認したところ、それは構わないということで、当日出席させていただきました。出席者は、団体を含む3法人で、担い手は私一人でし

た。その場に、県の担当者が座られていましたので、高山の情報提供はどうされた のかとお聞きしたところ、防災無線を使用して周知しましたと。

以上の背景を踏まえて、3点お聞きいたします。1つ目、なぜ、担い手や個人農家への周知をしなかったのか、本事業に対してですね。2番目、防災無線等の使用がなぜできなかったのか。使用に対して、できない制約や決まりごとがあったのか。3点目、本町のカンショ事業主体の案内は何社送付したのか、また、事業主体になり得る事業者は、本町に何社あるのか。お答えください。

〇町長(東 靖弘君) ただいまの御質問の中で、担い手農家に周知していない、そしてまた防災行政無線で周知していない、そして、そういった3点ほどの御指摘があったところでございます。

多分にこの点について、事業の趣旨が、先ほど平田議員もおっしゃいましたけれども、事業主体向けだということがあったと、担当課長からも聞いたところでございます。ただ、個人が実際参加できているので、そういった配慮に欠けていたととるべきかなと思います。防災行政無線での周知ということも、被害額の状態を把握した上で多分にそういったことで周知したら、認定農業者の皆さん、あるいは小規模農家の皆さんが、こういう被害が発生しているなということは認識することができたのかなと思っております。

何社に送付したのかというところについては、担当課長のほうで答弁させてください。

- O農林振興課長(中村富士夫君) 何社に送付したかということでございますけれど も、先ほど平田議員さんのほうからありましたように、今回については、農協さ ん、福井澱粉さん、都食品さん、高井田アグリさん、髙田さんということで、5つ の方々に文書として案内を申し上げております。
- ○1番(平田慎一君) その答弁でよろしかったですか。議長、資料配付をお願いします。
- ○議長(宮本昭一君) はい。許可します。

(資料配付)

○1番(平田慎一君) 配付する間にですねちょっと補足で言わせていただきます。 本事業の話を聞いてですね私は政務調査で県の担当管に調査に行きました。調査 に行ったときの資料が、3点あるうちの1点がこれです。

簡単に説明しますと、事業説明会、大隅半島全域、担当課が全部収集された部分でございます。市町村名、場所、日時、生産者出席者とございますが、これは個人対象でございます、業態は入ってません、この数字には。この数字を見ていただくとわかるんですが、ほかの市町村は相当数の数が来ておられます。大崎町を見ても

らって、1と書いています、これは私です。私は大崎町に聞いておりません、高山 の農家さんに聞きました。ということはゼロです、実質。

下段のほうを見てください。開催日時、その下に、受益農家に漏れがないよう、 事業実施主体の周知方法について、県と申し合わせ事項が行われているはずです。 それは、説明会は緊急を要しますので、個別農家さんに対しても有線放送、防災無 線等を活用して周知してください、すべての市町村、大体しております。横線が入 っている垂水市、南大隅町、これは農家さんの数が少ない、把握されておりますの で直接電話連絡をされているそうです。唯一していないのが、大崎町だけでござい ます。

この現状を見て、いかがお考えでしょうか。

- ○町長(東 靖弘君) ただいま日程表を拝見いたしました。開催は、場所ということでは大崎町の場合は、農業共済組合大崎出張所の2階会議室でやっているということでございます。生産者出席が1人ということでありますので、他の自治体を見ておりますと、志布志市でも志布志地区で47名と、JA肝属、吾平町では40名、30名と、非常にたくさんの方々が出席されているという状況でありますから、これを見る限り、先ほど事業者に配布したということもありましたが、やはり周知が足りなかったと反省すべきだと思います。
- ○1番(平田慎一君) 全くそのとおりであると思います。

実はですね本件だけではなくて、昔を思い出しました、私が10年前、新規就農をしたときに、あまりの行政の対応の悪さに、町長室に駆け込んだことがありました。そのとき、町長にすべて聞いてもらって、すぐ対応していただきました。あのときと何ら変わってないです、何らですよ。

あとですね、先ほど言った、今回だけではないというのは、実は、これは30年度補正カンショ増産緊急支援事業の残金部分でされていますけども、これも年始め、生産者に対して周知がなされておりません。私が聞いたのは、2次募集で聞きました、メーカーから。もう間に合いません、作付、そのような状況です。被害状況も精査していない中、あってはならない迅速な情報提供の不備、これは農政全般に言えることですが、公平・公正に正しく情報を提供する。情報を得た者だけが優遇され、うまく活用できない農家さんとの格差を生むようなことになってはならないと思います。

農業者の方々も、当然、様々な方がいます。規模の大小もあります、個人農家さんもたくさんいらっしゃいます。行政は、一部の大きいところだけ優遇するのかと認識せざるを得ない。行政の判断1つで、こういった情報格差といいますか、不利益をこうむっている農業者がいる現状を、町長、十二分認識していただきたい。話

が上がっていないのはガバナンスが効いていないということです。

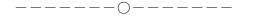
この問題はですね農業者だけの問題ではないです。カンショを原料とする事業者への問題も含まれています。それは、先ほど説明を受けました業者さんへの案内で、この業者さんは種別を問わず、今回、補助事業の対象となっております。ということは、カライモを扱っているすべての事業体です。大崎町は農協と福井さんと都さんと高井田アグリさんと髙田さんしかいないんですか。いかがですか。

- **〇農林振興課長(中村富士夫君)** 当然、カンショを取扱いをされているところはほか にもあると認識しております。
- ○1番(平田慎一君) では、なぜそこに出さなかったのか。あえて、じゃあ言わせていただきますが、県からも指導も来ているはずですよ。私が聞き取り調査に行ったときに、県から大崎町に対する指導を行いましたと、はっきり伺いました。その話は町長に来ているのか、そのあと、どういう対応をされたのか。多分まだ対応されていないでしょう、来年1月か2月に、また補正が来るだろうと、そのときいえばいいだろうと。農家さんは喫緊ですよ、来年の1月、2月は種芋終わっていますがね、苗植えは終わっていますがね、間に合いませんがね。使えないですがね。その格差はどうされるんですか。ほかの市町村は言っているんですよ、皆さんに対して。本件は、なぜ、そのような状況なっているか、問題点をさかのぼって検証し、反省事項を把握し、改善されるよう求めます。

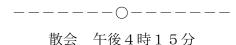
また、私としても、まだまだ課題や、改善すべきことがあると認識しております ので、本問題の推移も含め、注視し、問題があれば、また御質問させていただきま す。

以上で、私の質問を終わります。

〇議長(宮本昭一君) 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。



〇議長(宮本昭一君) 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。



第 3 号 1 2月19日(木)

令和元年第4回大崎町議会定例会会議録(第3号)

令和元年12月19日 午前10時00分開会 於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名(2番,3番)

日程第 2 議案第39号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 3 議案第40号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第2号)

(総務厚生常任委員長報告)

日程第 4 議案第41号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号) (文教経済常任委員長報告)

日程第 5 議案第42号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

(文教経済常任委員長報告)

日程第 6 議案第45号 大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委 員の定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び 費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

日程第 7 議案第47号 大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定 について

(大崎町公共下水道条例審査特別委員長報告)

日程第 8 議案第49号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスタ -掲示場の設置に関する条例の制定について

日程第 9 陳情第 2号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

(総務厚生常任委員長報告)

日程第10 議案第50号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第11 議員派遣の件

日程第12 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 平 田 慎 7番 吉 原 信 2番 富 重 幸 博 8番 中 Щ 美 3番 児 玉 孝 德 9番 上 原 正 稲 4番 留 諸 木 悦 光晴 11番 5番 神 﨑 文 男 12番 宮 本 昭 6番 中倉広文

雄

幸

朗

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(1名) 10番 小 野 光 夫
- 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 靖弘 農林振興課長 中 村 富士夫 長 東 町 史 郎 耕地課長 福 副 長 千 歳 永 敏 郎 教 育 光 興 建設課長 時 見 長 藤 井 和 久 会計管理者 東 正 隆 農委事務局長 Ш 畑 定 浩 総務課長 一 郎 水道課長 佐 藤 髙 田 利 郎 企画調整課長 上橋 孝 幸 教委管理課長 川添 俊一郎 住民環境課長 小 野 厚 生 社会教育課長 今 吉 孝 志 保健福祉課長 悟 税務課長 本 髙 相 星 永 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 下村俊郎 次長兼調査係長 宮本修一 次長兼議事係長 垣内吉郎 庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

○議長(宮本昭一君) これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本昭一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、富重幸博君、及び 3番、児玉孝德君を指名いたします。

日程第2 議案第39号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)

○議長(宮本昭一君) 日程第2、議案第39号「令和元年度大崎町一般会計補正予算 (第5号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました議案第39号、令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、12月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月6日に、委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,972万4,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,884万2,000円と するものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会 での主なものについて報告いたします。

まず、款 5 項 1 目 9 畜産業費、節 1 9 負担金、補助及び交付金のアフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金 6 0 4 万円について、委員から、家畜伝染病の侵入を確実に防止するため、どのような対策を講じるのかとの問いに対し、養豚農場の敷地周辺に野生動物の侵入を防止する防護柵の設置や、農場出入り口、搬入・搬出口に必要最小限の門扉を設置するものである。また、アフリカ豚コレラについてはワクチンや治療法がなく、万が一国内にウイルスが侵入した場合に備えて、農場への侵入を確実に防止する体制整備を行うものであるとの答弁でありました。

次に、款2項1目10企画費、節19負担金,補助及び交付金の地方創生移住支援金100万円について、委員から、移住支援金は、東京23区から鹿児島県内へ移住し、県が運営するマッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、就職した

方が、移住先の市町村から移住支援金の給付を受けることができるということであるが、申請後、転出等により対象要件を満たさなくなった場合は、支援金の返還があるのかとの問いに対し、返還規定があり、全額返還の場合は、申請から3年未満に転出した場合と、申請から1年以内に離職した場合である。また、申請から3年以上5年以内に転出した場合は、半額返還になるとの答弁でありました。

次に、款6項1目3観光費、節8報償費の大崎町スポーツ合宿等奨励金107万円について、委員から、今年度のこれまでの合宿の実績として、26団体、延べ宿泊数で2,100泊の利用があったということであるが、大崎町内に宿泊することによる経済効果について調査しているかとの問いに対し、経済的効果ということでは調査はしていないが、少なくとも、町内の宿泊施設や飲食店などには経済効果はあると認識しているとの答弁。

さらに、委員から、町内の宿泊施設に 2,100泊されている。そうした場合に、ホテル等には宿泊経費で還元されており、また、町の予算を支出している以上、そういったホテル等が食材等を購入する場合、町内の商店から購入しているかどうかということも大切な問題ではないかとの問いに対し、宿泊業者の詳細な仕入れ状況というのは調査していないが、何かしら町内の農畜産物を仕入れているのは確認がとれている。今後、宿泊業者とも協議を行い、地元産の産品を取り扱っていただけるよう要望はしたいと思うとの答弁でありました。

次に、款9項2目2教育振興費、節18備品購入費のデジタル教科書一式827万7,000円について、委員から、デジタル教科書一式については、町内の小学校の先生の何人分で、1台当たりの金額は幾らかとの問いに対し、デジタル教科書については改訂が3年ごとにあり、今回は小学校の指導者用の教科書の改訂で、町内の小学校6校分が対象で、国語と算数が6学年分、社会が5・6年の2学年分、理科が3年から6年生までの4学年分を計画している。また、小学校の各学年の担任の先生が所有するパソコンの国語、算数、理科、社会のデータを更新することになる。1台当たりの金額は、国語が7万2,000円、社会が7万6,000円、算数が7万円、理科が、3年から6年までのセットで25万円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第39号、令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

〇議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第39号「令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第39号「令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」について、委員 長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号「令和元年度大崎町一般会計補正予算(第5号)」は、原 案のとおり可決されました。

日程第3 議案第40号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)

○議長(宮本昭一君) 日程第3、議案第40号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〇総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました議案第40号、令和 元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、審査の経過 と結果の報告をいたします。

本議案は、12月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、12月6日に、委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万3,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,298万5,000円とするもの であります。

補正予算の内容については本会議で説明のとおり、国保財政安定化支援事業算定

額の増加、及び前年度繰越金の減額に伴う補正が主なものでありました。

特に質疑はなく、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第40号、令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第40号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第40号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(宮本昭一君) 日程第4、議案第41号「令和元年度大崎町水道事業会計補正 予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長(富重幸博君) ただいま議題となりました議案第41号、令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る12月5日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、12月6日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査

をいたしました。それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を3万円増額し、予算総額を2億2,808万7,000円に、支出の第1款水道事業費用を3万円増額し、予算総額を2億640万3,000円に、また、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入を6万円増額し、予算総額を736万5,000円に、支出の第1款資本的支出を6万円増額し、予定総額を1億5,402万7,000円とするものでございます。

内容については、本会議での説明のとおり、職員の子どもの出生に伴う児童手当 の補正でありました。

質疑に入りましたが、特記すべき質疑はなく、質疑を終結し、その後討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第41号、令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致みた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第41号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第41号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」について、 委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第2号)」

は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第42号 令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号)

○議長(宮本昭一君) 日程第5、議案第42号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長(富重幸博君) ただいま議題となりました議案第42号、令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、去る12月5日の本会議において文教経済常任委員会に付託 されたもので、当委員会は12月6日に委員会を開き、担当課長ほか係職員の出席 を求め、審査いたしました。それでは、委員会の中での主な審議について報告いた します。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ101万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1億9,544万6,000円とするものであります。

内容については、本会議での説明のとおり、消費税の納付見込みによる公課費の 増額と、維持管理費の下水汚泥処理用の薬品と電気料の不足見込みによる需用費の 増額、使用料及び賃借料のこれまでの実績と今後の見込みによる増額の補正であり ました。

質疑に入り、維持管理費の下水汚泥処理用薬品の補正があるが、これは、汚泥の量が当初の予測に対して増えたことによるものと解釈していいのかとの問いに対し、今回の補正増については、汚泥の最終処分をする際に、塩素を使って消毒処理を行っているため、それに必要な塩素を購入するものである。汚泥の量によっても使用量に影響するところではあるが、塩素は、気温が高くなると蒸発率が上昇し消耗が早まる特性があり、地球温暖化の影響によって年間の気温が上昇傾向にある中で塩素を使用している状況であることから、予測より早く消耗したことが原因であるとの答弁でありました。

さらに、委員から、大崎町公共下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託の債務負担行為に対して交付税措置はあるのかとの問いに対し、当該債務負担行為は、国からの通知により、人口3万人未満の市町村については、令和2年度から令和5年度までに地方公営企業法を適用する必要があるため、限度額内で業務委託を実施し、令和6年度から地方公営企業法の適用を目指すためのものである。地方公営企業法適用へ移行するために必要な起債をした場合は、その起債に対して元利償還金

の21%から49%を交付税措置するということで国からの説明を受けているが、 具体的な交付税措置額については、各市町村の財政力指数によって決定されるとの 答弁でありました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第42号、令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第42号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」 の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第42号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」 について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号「令和元年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号 大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第6、議案第45号「大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略すること にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第45号「大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、特別委員会審査報告書の審査の結果は原案可決であります。

特別委員会審査報告書の審査の結果のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号「大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数を定める条例及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につい て

○議長(宮本昭一君) 日程第7、議案第47号「大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、大崎町公共下水道条例審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○大崎町公共下水道条例審査特別委員会委員長(諸木悦朗君) ただいま議題となりました議案第47号、大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、 審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、12月5日の本会議において特別委員会に付託されたもの

で、12月9日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この一部改正は、公共下水道事業に係る下水道使用料について、平成15年3月 の供用開始以降、見直しされていないことから、今後の経営状況を見据えて改定するものであります。

内容については、12月5日の本会議において説明がありましたので、委員会で の主な質疑について報告いたします。

質疑に入り、合併浄化槽の維持費と下水道使用料の1期当たりの差はどのくらいあるのかとの問いに、大崎町公共下水道事業審議会の時点では、合併浄化槽の年間の維持費として、保守点検料が年間3万円、法定検査料が年間2,000円、合計で3万2,000円になる。3万2,000円を、下水道使用料の請求が6期あるので、その6期で割ると、1期当たり5,330円となる。それから、下水道使用料の1期当たりの金額については、2人世帯で換算したときに、国の基準となる15立方メートルを引用して、2人世帯で1期当たり30立方メートルということになる。それをもとに計算すると、消費税等を含め4,950円となり、合併浄化槽の維持費が380円高いということで説明を行っている。なお、審議会での説明のときには、含めていなかった合併浄化槽のブロアーの電気代8,000円を加えて、1期当たりの合併浄化槽の維持費を換算すると6,660円になり、下水道使用料の1期当たりの金額4,950円と比較して1,710円の差額として考えられるとの答弁。

さらに、委員から、今回の下水道使用料の料金改定では、激変緩和措置期間は設けてあるが、最終的には1.6倍強の上昇となる。なぜ、今の時点で行うのか、なぜ、このような状況になるまで対応しなかったのかという問いに対し、料金改定の内容については指摘のとおりである。平成21年に、最後の公共下水道の工事を施工しており、平成14年の供用開始から約17年経過しているが、この時期まで、下水道接続の推進を図る必要があるという認識のもとで料金改定してきていない状況であるとの答弁。

さらに、委員から、合併浄化槽の維持費と下水道使用料の比較を行った資料について、下水道区域内の方が汲み取り方式や合併浄化槽等から下水道に接続する際に要した既存の浄化槽からの取り外しや埋め戻しの費用等は含まれておらず、下水道の使用料だけの比較になっている。このことについて、どう考えているのかとの問いに対し、提示した資料については、下水道使用料と合併浄化槽の年間の維持費と比較したものであるため、合併浄化槽の設置費用や下水道への接続に対する施工費用についても考慮すべきであったとの答弁。

さらに、委員から、今回の説明から、汚水の処理費用が不足していることがわかったが、その不足分を、今回の料金改定で直接上乗せしているように見受けられる。担当課として、不足を解消するための努力はどのようになされたかとの問いに対し、担当課として、下水道事業の中身を改善するとか対策を講じたというような直接的な改善策については申し上げられない状態ではあるが、下水道事業を供用開始した時点では職員5人体制であったが、現在では下水道係は職員1人で対応しており、人件費については4人分削減している状況であるとの答弁。

さらに、委員から、今回の料金改定は、激変緩和措置はあるが、最終的には現行の使用料の1.67倍になる。今回の下水道条例の改正内容からすると、上水道の使用料が一番多い、10立方メートルから40立方メートルの世帯をターゲットにしていると考えられるが、世帯数について把握しているかとの問いに対し、下水道区域内で10立方メートルから40立方メートル使用している世帯数については、現段階では把握していないが、計算すればお示しできると思うとの答弁でありました。

その後、討論に入り、まず、反対討論の発言を許可したところ、委員から、公共 下水道事業については、これまで赤字になるだろうという予測のもと、いろんな議 論をしてきた経緯があるが、担当課として、例えば汚水処理の原価をどのように抑 えるかということが見えてこない中、使用料の増額による料金改定によって、それ を解決しようとしている様子が見受けられる。このような状況での料金改定という のはもう一回見直すべきであるし、下水道区域内に住んでいる高齢者や生活困窮者 の方々への措置を、ということも含まれていない。また、人口減少に対応するため には、コンパクトシティということを考慮していく必要があると考える。この場 合、下水道区域に住宅を集中させるべきだろうと思うが、こういったことが遠ざか ってくるということと、下水道使用料が増額された地域には移住する方々が少なく なってくるのではないかと危惧されるとの理由から反対討論があり、次に、賛成討 論の発言を許可したところ、委員から、下水道使用料単価の見直しについて、大崎 町公共下水道事業審議会に諮問され、問題はないものと答申されている状況である との理由から賛成討論がありました。さらに、反対討論の発言を許可したところ、 委員から、特別委員会の中で資料が配付され、説明を受けたので、料金改定の内容 はわかったが、今回のような住民負担が生じる内容では納得できないとの理由か ら、反対討論がありました。そのほかには討論がなかったため、討論終結し、その 後採決に入り、起立採決の結果、議案第47号、大崎町公共下水道条例の一部を改 正する条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決した次第であり ます。

以上で、大崎町公共下水道条例審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第47号「大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」の 委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○8番(中山美幸君) 私は、この案については反対であります。というのは、一般質問でも申し上げましたけれども、審議会の委員を任命されたその当日、審議会が開催され、提出された書類に基づいて審議がなされているということです。

というのは、審議委員の方々は、地域住民の公民館長さんでありましたので、その公民館長さんが、地域に居住している住民の意見を聴取する時間等がなかったということ。その内容についてですね、本来ならば、住民の方々から十分な意見を聴取し、やるべきあります。

また、先輩議員の質問に対しても、前町長、新堂前町長ですが、住民の十分なる 御理解をいただきながら、今後進めていくという答弁をなされております、本会議 場です。そういった中で、東町長は、そういった前町長の意向をどう考えられてい たのか、私は疑義があります。

その次、審議会に提出された書類上、本委員会でも問題になりましたが、審議会で答申されたんだからというような御意見もございました。それは当然だと思います。しかし、提出された書類の中身を見ますと、収支計画書のうち、財源についての説明の中で、使用料徴収収入の見通し、使用料の見直しに関する事項ということがございます。その中で、人口減少や空き家の増加等により、有収水量の減少により緩やかな減少が見込まれます。使用料の見直しは、接続率100%が見込まれるときに検討しますということでございます。しかし、現在の接続率は、1,840戸のうちの1,705戸、92.6%に当たり、100%に至っておりません。よって、この説明も疑義があります。そういった中で審議会の議論が新しく行われたかどうかも、これは問題視すべきであります。

また、こういった審議会の内容を、本議会が良しとしたことについても、私は疑義を持っておりますが、もう少し、そこは考えるべきであろうということもあります。

そして、先ほども委員長報告の中にありました、当局の使用料の値上げをもとになった委託契約の部分、それについても随時契約であって、それの削減に対しての努力もなされていない、努力も見えていないということは、委員会でも明白でありました。そういった観点から、広く住民から意見を聞くということがなされていない。そして、町長は一般質問のときに、この書類について申し訳ないということを答弁なされましたけれども、これは住民に出された文書と一緒なんですね。それを、ただ、本議会で申し訳ないということではなく、再度、委員会なり、審議会なりをされて、さらに吟味されて提案されるべきであって、今回のこの法案の提出については、私は反対であります。議員各位も、そういったところをよく考えていただいて、反対されるよう要望いたします。

以上です。

○議長(宮本昭一君) 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

○4番(稲留光晴君) 反対という立場で討論をいたします。

特別委員会でも申しました。下水道使用料、現在の金額、改訂後の金額を見ますと、やはり1.7倍以上になっております。本会議でも申しました。水道料金の使う料金によって下水道の金額が決められているわけですよね。

現在、水道料金も、曽於市、志布志市と比較をして高い状況なわけです。この数字を見ますと、使った水道料すべて下水に流れ込むという状況の下水道使用料改定後の金額になっている状況でございます。

それと、審議会で出されました下水道の現状、人口密度、1町歩17.7人、基準となる人口密度、1~クタール40人の半分程度であり、使用料単価も、総務省基準150円に対し、90円と低いことから、こういうふうになっていますよね。ですから、当たり前なんです、本町が低いのは。総務省がいうのは、水道料金に限らず高い設定、介護保険料とかですねいろんなことを考えれば、国の基準というのは高いから、町独自で補助金を出したりしている現状です。この数字を見ますと、丸々総務省基準、1立米に対して150円にしているわけですね、新しい改定の料金は。これは誠におかしいことで、長年改定してこなかったということでございますが、総務省基準に大崎町はしますというふうにいっているわけですね。ですから、この辺ではやはり緩和措置といっても、急激な値上がり、おかしいと思います。

あと、もう1点、最後です。これも見直しの理由で、総務省公費負担基準に基づく適正な利用料、1立米150円と定められている。総務省基準は20立米3,00円、本町は1,490円。だから、総務省基準にあわせると、こういうことは私は言っているんではないかと。さっきも申し上げましたように、国の基準は高い

わけです、いろんな項目がありますが。ですから、消費税も10%に引き上げられました。さっき、同僚議員も申しました。こういったときに、国の基準にあわせる。まさに、年金も下がっているこういった方々の気持ちも考えていらっしゃるのかわかりませんが、国の基準に、現状を考えてしたと。ですから、やはり、町としても国の基準にあわせるでなく、もう一度考えるべきではないだろうかと、私はそう考えて反対の立場で討論を終わります。

○議長(宮本昭一君) ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。この採決は、起立によって採決します。

議案第47号「大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」、 委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(宮本昭一君) 起立多数。

したがって、議案第47号「大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定 について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示 場の設置に関する条例の制定について

○議長(宮本昭一君) 日程第8、議案第49号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略すること にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第49号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」、特別委員会審査報告書の審査の結果は原案可決であります。

特別委員会審査報告書の審査の結果のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 陳情第2号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が 安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長(宮本昭一君) 日程第9、陳情第2号「「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました、「育ちにくさをもっこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町野方6084番地1、荒武里奈氏であります。本議案は、12月5日の本会議において総務厚生常任委員会に付託されたもので、12月6日に、 委員出席のもと委員会を開き、審査いたしました。

陳情の趣旨は、障害者差別解消法の施行等、社会的に弱い立場にある人の権利保 障に向けた国内法が少しずつ拡充される中、障がいがあっても差別されることなく 大崎町で育つすべての子どもたち、その家族が安心して生きていくことのできる地 域づくりを求めるもので、7項目にわたり、子どもやその保護者を取り巻く環境の 充実や療育の各種施策を図るための陳情でありました。

本陳情は継続的に提出されている内容であることから陳情者からの説明は求めず、 委員間の討議により、当委員会における意見の集約をいたしました。

委員間の討議では、本陳情の願意は妥当であるとの意見が委員から出され、ほか 委員も同意見であったことから、委員会における討議を終結し、その後、討論に入 りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第2号、「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書については 採択すべきものと、全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

陳情第2号「「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

陳情第2号「「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」は、採択することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号、「「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその家族が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」は、採択されました。

日程第10 議案第50号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(宮本昭一君) 日程第10、議案第50号「令和元年度大崎町水道事業会計補 正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(東 靖弘君) 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に基づく給与改定に伴い、人件費を調整するもので、収益的支出の予定額を2億644万円に、資本的支出の予定額を1億5,409万3,00 0円とするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

〇水道課長(高田利朗君) それでは、御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う支出の補正でございます。 詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、10ページをお願いいた します。

収益的支出の支出でございます。款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費3万7,000円の増は、人事院勧告に基づきます給与改定に伴う増でございます。

次に、11ページをお願いいたします。資本的支出の支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事業費6万6,000円の増は、人事院 勧告に基づく職員の給与改定に伴う増でございます。

以上で説明を終わります。

前の4ページ以降にキャッシュフロー計算書、それから予定貸借対照表等が添付 してございますので、御参照いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第50号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第3号)」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算(第3号)」は

原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件

○議長(宮本昭一君) 日程第11「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

日程第12 閉会中継続審査·調査申出書

○議長(宮本昭一君) 日程第12「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し 出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮本昭一君) 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

○議長(宮本昭一君) 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例議会の全日程を終了いたしましたので、令和元年第4回大崎町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時55分